

育もう!
すこやか笑顔あふれる 松島の子

松島町

子ども・子育て支援 事業計画

第三期

令和7年度～令和11年度



令和7年3月
松島町

はじめに

松島町では、令和2（2020）年3月に「松島町子ども・子育て支援事業計画（第二期）」を策定し、「育もう！ すこやか笑顔あふれる 松島の子」を基本理念に掲げ、一人ひとりの親子を大切に支えるまちづくり、子どもがすこやかに育つことができるまちづくりを目指し、各種子育て支援施策に取り組んでまいりました。



しかしながら、急速な人口減少及び少子高齢化の進行、核家族化、保護者の就労形態の多様化や共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化などにより、子どもや子育てをめぐる環境は、依然として厳しい状況が続いております。このような状況を踏まえ、令和5（2023）年12月22日には「こども未来戦略」が閣議決定され、国を挙げて子ども・子育て政策を推進しており、松島町も強い危機感を持って子育て支援施策を推進している次第です。

特に、令和2（2020）年度に整備を開始した町内初の認定こども園「認定こども園松島めぶきの森」が令和5（2023）年4月に開園し、社会福祉法人松島町社会福祉協議会と官民連携による保育の受け皿拡大、教育・保育の一体的な提供に取り組んでおります。引き続き、町立保育所と幼稚園の再編計画を進め、よりよい教育・保育環境の整備に努めてまいります。

このたび策定いたしました「松島町子ども・子育て支援事業計画（第三期）」におきましては、第二期計画の基本理念「育もう！ すこやか笑顔あふれる 松島の子」を継承し、松島町での子育てが全ての子どもと保護者にとって、安全・安心であり楽しく充実したものとなるよう、社会情勢の変化や国の制度、町の関連計画、町民ニーズ等に対応しながら、国や県、関係機関・団体と連携のもと、本計画を着実に実行するとともに、「子育てするなら松島」と選んでもらえるような子育て支援施策の更なる推進に努めてまいりたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました松島町子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントなどで貴重なご意見をいただきました町民の皆様、計画の策定にご協力いただきました多くの皆様に、心より感謝申し上げます。

令和7年3月

松島町長 櫻井 公一

目 次

はじめに	
第1章 計画策定の背景と制度の概要	1
1 松島町のこれまでの取り組み	1
2 松島町において「子ども・子育て関連3法」を活用	1
3 関連計画との関係	2
(1) 次世代育成支援行動計画との関係	2
(2) こどもの貧困の解消に向けた対策との関係	2
4 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要	3
(1) 子ども・子育て支援給付と地域子ども・子育て支援事業	3
(2) 幼児教育・保育の無償化制度	4
(3) 子どもの認定区分	5
5 計画の位置づけと計画の期間	6
(1) 根拠となる法令、関連計画との関係	6
(2) 計画の期間	7
6 計画の策定体制	8
(1) 松島町子ども・子育て会議の設置	8
(2) アンケート調査の実施	8
(3) パブリックコメントの実施	8
7 SDGs（持続可能な開発目標）について	9
第2章 計画の基本的な考え方	10
1 基本理念	10
2 基本方針	11
第3章 松島町の子ども・子育てを取り巻く環境	13
1 人口・世帯・人口動態・子どもの人数等の状況	13
(1) 人口の推移	13
(2) 世帯の状況	15
(3) 自然動態・社会動態・出生の状況	17
(4) 婚姻・離婚の状況	19
(5) 就労の状況	20
(6) 子どもの人数	23
2 教育・保育施設の状況	24
(1) 幼稚園の利用状況	24
(2) 保育所の利用状況	25
(3) 認定こども園の利用状況	26
3 地域子ども・子育て支援事業の状況	27
(1) 利用者支援事業	27
(2) 延長保育事業	27
(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	27
(4) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	27
(5) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	28
(6) 子育て短期支援事業	28
(7) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	29

(8) 養育支援訪問事業	29
(9) 地域子育て支援拠点事業	30
(10) 一時預かり事業	30
(11) 病児保育事業	31
(12) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	31
(13) 妊婦健康診査（妊婦健康診査助成事業）	32
(14) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（要保護児童対策地域協議会）	32
(15) 関係機関の体制強化による子育て支援の充実（こども家庭センター）	32
4 教育・保育の状況	33
第4章 松島町の現状・課題・取り組みのまとめ	36
1 施策・事業の進捗状況	36
2 第三期計画の施策の体系	43
3 松島町の状況と子ども・子育て支援をめぐる課題	44
第5章 教育・保育提供区域の設定	46
1 教育・保育提供区域の定義	46
2 教育・保育提供区域の設定	47
3 子どもの数の将来推計	49
第6章 教育・保育施設の需要量及び確保の方策	50
1 「量の見込み」と「確保の方策」について	50
(1) 教育・保育の「量の見込み」の算出方法	50
(2) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の算出方法	50
(3) 市町村ごとの検討	50
2 幼児期の学校教育・保育、量の見込みと確保の方策	51
3 教育・保育の一体的提供推進	54
(1) 保護者のニーズについて	54
(2) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方	54
(3) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援	54
(4) 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の基本的な考え方	55
(5) 幼稚園及び保育所、認定こども園と小学校との連携についての基本的な考え方	55
第7章 地域の子ども・子育て支援の充実	56
1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと計画数	56
(1) 利用者支援事業	56
(2) 延長保育事業	57
(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	57
(4) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	57
(5) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	58
(6) 子育て短期支援事業	59
(7) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	60
(8) 養育支援訪問事業	61
(9) 地域子育て支援拠点事業	62
(10) 一時預かり事業	63
(11) 病児保育事業	64
(12) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	65

(13) 妊婦健康診査（妊婦健康診査助成事業）	66
(14) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（要保護児童対策地域協議会）	66
(15) 子育て世帯訪問支援事業	67
(16) 児童育成支援拠点事業	68
(17) 親子関係形成支援事業	69
(18) 地域子育て相談機関	70
(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	71
(20) 産後ケア事業	72
(21) 妊婦等包括相談支援事業	73
(22) 関係機関の体制強化による子育て支援の充実（こども家庭センター）	73
2 児童館	74
第8章 質の高い教育・保育の提供と子育て環境の整備	75
1 次世代育成支援行動計画	75
(1) 保育サービスの質の確保	75
(2) 子育て費用の軽減・各種助成	75
(3) 子育て支援の拠点づくり	76
(4) 子どもの遊び場確保	76
(5) 地域における子育てネットワーク、仲間づくりの推進	76
(6) 子どもや母親の健康確保	77
(7) 小児医療体制の充実	78
(8) 健やかな体の育成	78
(9) 幼児教育の充実	78
(10) 家庭や地域の連携による家庭教育力向上	79
(11) 仕事と家庭生活の両立支援	79
(12) 子育てを支援する生活環境の整備	80
(13) 子どもの安全対策の推進	80
(14) 子どもを犯罪から守る活動の推進	81
(15) 児童虐待を防止するための対策	81
(16) 要保護児童への支援体制の充実	82
(17) 障がいのある子への支援	82
2 こどもの貧困の解消に向けた対策	84
第9章 計画の推進体制	86
1 関係機関等との連携	86
(1) 庁内の体制	86
(2) 地域・関係機関との協働	86
(3) 国・県との連携	86
2 計画の達成状況の点検・評価	87
(1) 子ども・子育て会議の運営	87
(2) 計画の公表、意見の反映	87
3 子ども・子育て支援に果たす役割	88
資料編	89
1 松島町子ども・子育て会議条例	89
2 松島町子ども・子育て会議委員名簿	91

3	松島町子ども・子育て会議の策定経過	92
4	子ども・子育て支援事業計画（第三期）策定のためのアンケート	93
5	子どもの生活に関する実態調査	104
6	パブリックコメント実施結果	122
7	児童公園一覧表	124
8	用語解説	125



第1章 計画策定の背景と制度の概要



第1章 計画策定の背景と制度の概要

1 松島町のこれまでの取り組み

松島町では、少子化対策の総合的な取り組みを推進するため、平成15（2003）年3月に「松島町エンゼルプラン」を策定しました。その後、平成17（2005）年3月には「松島町次世代育成支援行動計画（前期計画）」、平成22（2010）年3月には「松島町次世代育成支援行動計画（後期計画）」をそれぞれ策定しました。

また、平成27（2015）年3月に子ども・子育て支援法に基づく「松島町子ども・子育て支援事業計画」、令和2（2020）年3月に「松島町子ども・子育て支援事業計画（第二期）」を策定しました。

待機児童や様々な保育ニーズが増える中、子育て家庭を支援するため、松島町では地域子育て支援拠点と留守家庭児童学級の機能を持つ児童館を開設、保育所・幼稚園の認定こども園への再編など、より良い子育て環境の整備を推進しています。

2 松島町において「子ども・子育て関連3法」を活用

国では、待機児童の解消や子育て家庭の孤立感、負担感などに対応するため、平成24（2012）年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定し、この「子ども・子育て関連3法」に基づき、平成27（2015）年4月から「子ども・子育て支援新制度」が施行されています。

また、令和5（2023）年4月には「こどもまんなか社会」の実現に向けた政府の司令塔として、「こども家庭庁」が発足しました。

令和6（2024）年10月には、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進等を掲げた子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が施行されました。

また、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うため、令和6（2024）年4月には児童福祉法等の一部を改正する法律が施行されました。

松島町では、「子ども・子育て支援新制度」を活用した「松島町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援施策に計画的に取り組んできましたが、令和6（2024）年度をもって「松島町子ども・子育て支援事業計画（第二期）」の期間が満了となることから、松島町における子育て支援について第二期の評価を行うとともに、アンケート調査を実施し、課題やニーズの整理を行い、国の動向を踏まえ、「松島町子ども・子育て支援事業計画（第三期）」を策定します。

なお、基本理念『育もう！ すこやか笑顔あふれる 松島の子』を第二期から継承し、一人ひとりの親子を大切に支えるまちづくり、子どもがすこやかに育つことができるまちづくりを目指します。

【 子ども・子育て関連3法 】

- ◇ 子ども・子育て支援法
- ◇ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
- ◇ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

3 関連計画との関係

(1) 次世代育成支援行動計画との関係

次世代育成支援対策推進法は、平成 17（2005）年 4 月から平成 27（2015）年 3 月までの 10 年間の時限立法として成立されましたが、平成 26（2014）年の改正により 10 年間延長、令和 6（2024）年の改正により、さらに 10 年間延長となりました。

松島町では、本計画を次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「市町村行動計画」としても位置づけ、「松島町次世代育成支援行動計画」と「松島町子ども・子育て支援事業計画」を一体化した計画として策定し、施策・方針を継承していきます。

(2) こどもの貧困の解消に向けた対策との関係

子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律は、令和元（2019）年 6 月に成立し、子どもの貧困対策は、子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること、子どもの貧困対策を「子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり」推進することや計画を努力義務とすること等が追加されました。

令和 6（2024）年 6 月に成立した子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律では、こども大綱において、「こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記されたことを踏まえ、法律の題名に「貧困の解消」を入れることとし、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められるとともに、目的や基本理念の充実等が盛り込まれています。

松島町では、「こどもの貧困の解消に向けた対策」を子ども・子育て支援事業計画に包含されるものとして位置づけ、施策・方針を推進していきます。



4 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要

(1) 子ども・子育て支援給付と地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援新制度は、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに大きく分かれており、子ども・子育て支援給付は、さらに教育・保育給付の「施設型給付」及び「地域型保育給付」と「児童手当」に分かれます。

松島町では、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」を実施しています。

【 子ども・子育て支援給付 】

種 類	対象事業
施設型給付	幼稚園、保育所、認定こども園
地域型保育給付	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
児童手当	支給事業

【 地域子ども・子育て支援事業（法定21事業） 】

事業名	状 況	対 象
① 利用者支援事業	継続	保護者
② 延長保育事業	継続	0～5歳
③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	検討中	—
④ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	検討中	—
⑤ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	継続	6～11歳
⑥ 子育て短期支援事業	検討中	0～11歳
⑦ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	継続	保護者
⑧ 養育支援訪問事業	継続	0～17歳
⑨ 地域子育て支援拠点事業	継続	0～5歳
⑩ 一時預かり事業	継続	0～5歳
⑪ 病児保育事業	検討中	0～11歳
⑫ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	継続	0～11歳
⑬ 妊婦健康診査（妊婦健康診査助成事業）	継続	保護者
⑭ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（要保護児童対策地域協議会）	継続	0～17歳
⑮ 子育て世帯訪問支援事業 ^{※1}	検討中	保護者
⑯ 児童育成支援拠点事業 ^{※1}	検討中	0～17歳
⑰ 親子関係形成支援事業 ^{※1}	継続	保護者
⑱ 地域子育て相談機関 ^{※1}	継続	保護者

事業名	状況	対象
⑱ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）※2	実施予定	0～2歳
⑳ 産後ケア事業※2	継続	保護者
㉑ 妊婦等包括相談支援事業※2	継続	保護者

※1 児童福祉法改正により、新たに創設された事業。令和6（2024）年4月より施行。

※2 子ども・子育て支援法改正により、新たに創設された事業。令和7（2025）年4月より施行。

【年齢区分の考え方】

年齢区分	考え方
0～2歳児	年度当初の4月1日時点で0～2歳の子ども
3～5歳児	年度当初の4月1日時点で3～5歳の子ども
満3歳児	3歳の誕生日以後最初の3月31日までの間の子ども

（2）幼児教育・保育の無償化制度

令和元（2019）年10月1日より幼児教育・保育の無償化が始まり、3～5歳児の幼稚園授業料及び保育料が無償となっています。（※0歳から2歳までの子どもたちについては住民税非課税世帯を対象として保育料全額が無償。また、幼稚園については、入園できる時期にあわせて満3歳から無償化）

食材料費や通園送迎費、行事費などは無償化の対象外となり、これまでどおり保護者の負担となります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもと、すべての世帯の第3子以降の子どもについては、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除となります。





(3) 子どもの認定区分

子どものための教育・保育給付認定に加えて、幼児教育・保育の無償化の開始にあわせて、子育てのための施設等利用給付認定が新設されています。

教育・保育給付認定は、保育所、認定こども園、新制度に移行した幼稚園等を利用するために必要な認定です。(町内の幼稚園は新制度に移行済みです。)

施設等利用給付認定は、幼稚園(新制度に移行した幼稚園を除く)、預かり保育、認可外保育施設等の利用料の無償化の給付を受けるために必要な認定です。

新制度幼稚園、認定こども園を利用する際には、必ず教育・保育給付の1号認定を受け、支給認定証の交付を受ける必要があります。

預かり保育を利用する場合に無償化の対象となるためには、従来の1号認定とは別に無償化の実施に伴い新たに法制化された子育てのための施設等利用給付認定を受ける必要があります。

こちらは、子どもの年齢や保育の必要性の有無によって、3つの区分に分かれており、預かり保育で無償化の対象となるためには、保育の必要性があることを要件とする新2号または新3号の認定を受ける必要があります。

【 教育・保育給付認定区分 】

1号認定	満3～5歳児が、新制度に移行した幼稚園、認定こども園を利用するために必要な認定
2号認定	満3～5歳児が、保育所、認定こども園等を利用するために必要な認定
3号認定	満3歳児を除く0～2歳児が、保育所、認定こども園等を利用するために必要な認定

【 施設等利用給付認定区分 】

新1号認定	満3～5歳児が、幼稚園(新制度に移行した幼稚園を除く)の保育料のみ無償化の給付を受けるために必要な認定
新2号認定	保育を必要とする理由に該当する3～5歳児が、幼稚園(新制度に移行した幼稚園を除く)、預かり保育、認可外保育施設等の利用料の無償化の給付を受けるために必要な認定
新3号認定	市町村民税非課税世帯のうち、保育を必要とする理由に該当する0～2歳児が、幼稚園(新制度に移行した幼稚園を除く)、預かり保育、認可外保育施設等の利用料の無償化の給付を受けるために必要な認定

【 保育が必要な理由 】

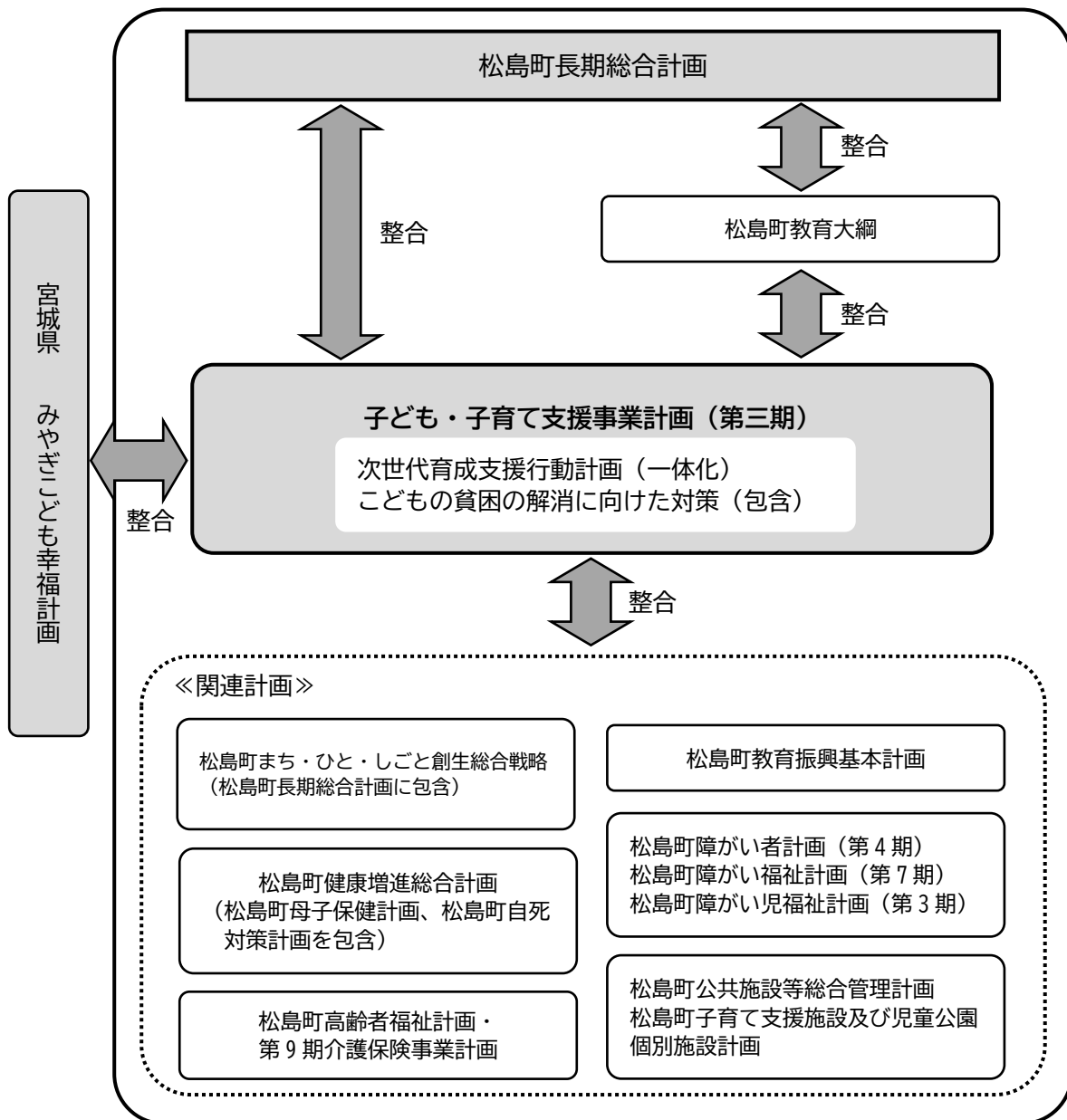
① 就労(フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など)
② 妊娠、出産
③ 保護者の疾病、障がい
④ 同居または長期入院等している親族の介護・看護
⑤ 災害復旧
⑥ 求職活動(起業準備を含む)
⑦ 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
⑧ 虐待やDVのおそれがあること
⑨ 育児休業取得中にすでに保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること
⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

5 計画の位置づけと計画の期間

(1) 根拠となる法令、関連計画との関係

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、松島町の子ども・子育て施策の方向性・目標等を定め、松島町長期総合計画や関連する分野別計画の子育て支援に関わる施策と整合性を持った計画です。

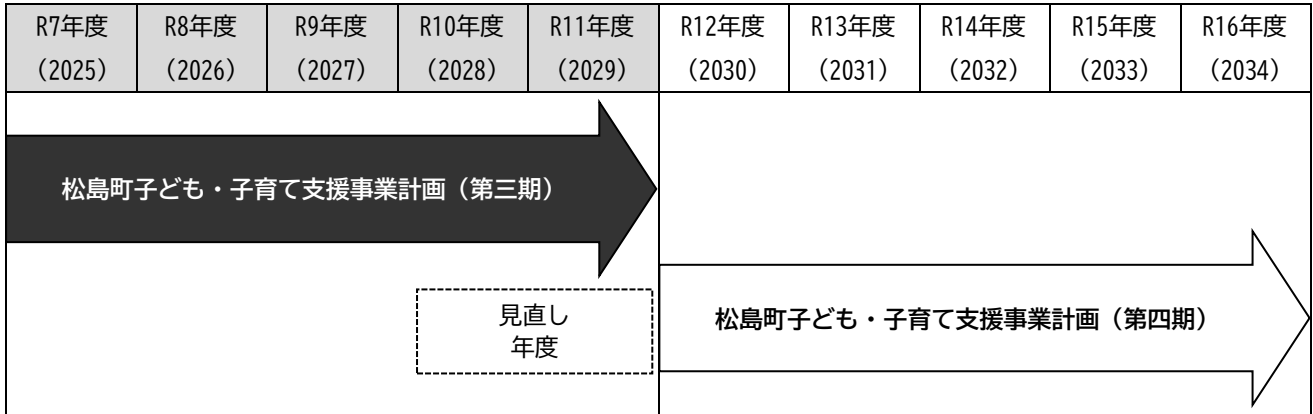
【 関連計画との関係 】





(2) 計画の期間

この計画は、「子ども・子育て支援法」に基づき令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間を計画期間とします。計画の最終年度には、それまでの成果と課題等を踏まえた見直しをしていきます。

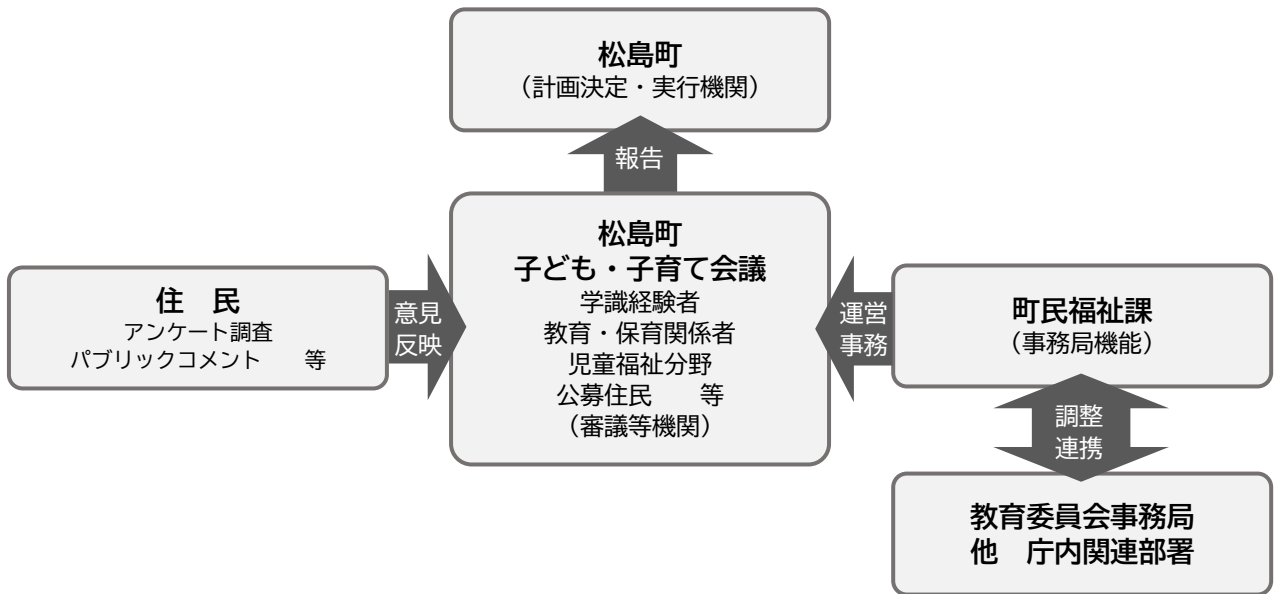


6 計画の策定体制

(1) 松島町子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、学識経験者、教育・保育関係者、児童福祉分野、公募住民などからなる「松島町子ども・子育て会議」を設置し、計画関連事項について審議を行います。

【 計画の策定体制 】



(2) アンケート調査の実施

令和7(2025)年度を初年度とする本計画の策定にあたり、住民の皆様の子育てや生活の状況、町に期待すること等をお聴きし、計画策定の参考にするためにアンケート調査を実施しました。

- 調査対象：就学前児童の保護者(305人)及び18歳以上39歳以下の町民(2,155人)
- 調査期間：令和6(2024)年4月1日～4月14日

(3) パブリックコメントの実施

令和6(2024)年12月～令和7(2025)年1月に、計画案に対するパブリックコメントを松島町のホームページ及びSNS※、松島町役場町民福祉課こども支援班窓口及び文化観光交流館、勤労青少年ホーム、品井沼農村環境改善センターで実施し、住民の皆様のご意見をお聴きしました。

※ SNS：Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。インターネットを通じて人と人をつなぎ、コミュニティの形成を促進するサービスのこと。

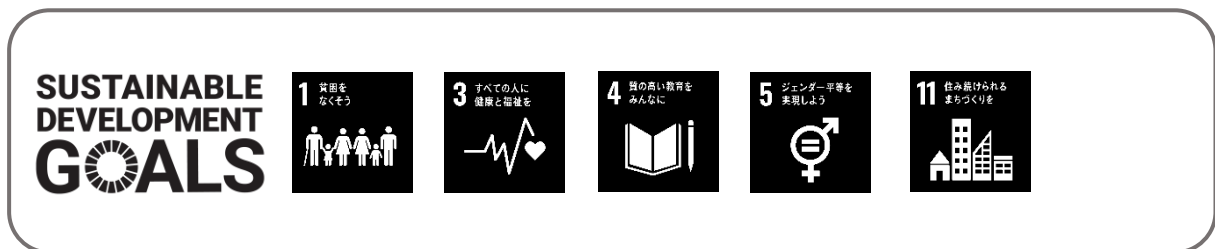


7 SDGs（持続可能な開発目標）について

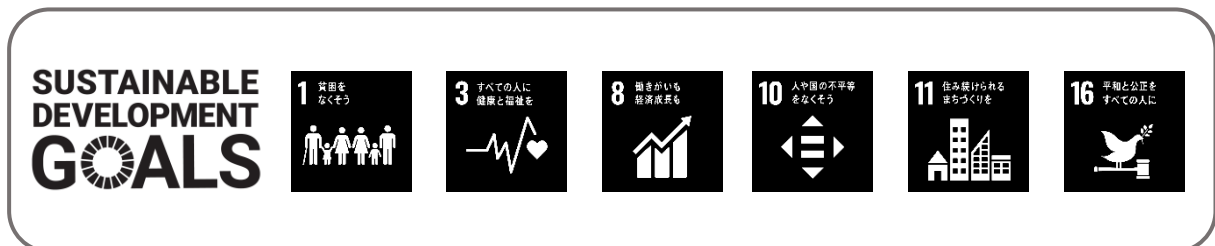
SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて、加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことです。17のゴールと169のターゲットから構成されており、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

本計画においても、SDGsの「誰一人取り残さない」という視点を持ち、施策・事業を推進することにより、SDGsの達成に寄与します。

○ 児童福祉に関連するSDGs（松島町長期総合計画より引用）



○ 障がい児福祉に関連するSDGs（松島町長期総合計画より引用）



○ 児童公園に関連するSDGs（松島町長期総合計画より引用）



第2章 計画の基本的な考え方



第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

松島町では、将来を担う子どもたちが笑顔で健やかに成長でき、安心して子どもを産み育てることができるよう、家庭、地域、行政、関係機関が連携し、地域全体で子どもや子育て家庭を見守り・支えあうまちづくりを推進してきました。

第三期となる本計画においても、前計画からの理念を継承し、「地域全体での子育てサポート、さらに地域そのものも育つ」、「すこやかで笑顔あふれる子どもを、松島のみんなで育てる」の考えのもと、『育もう！ すこやか笑顔あふれる 松島の子』を基本理念とします。

【基本理念】

『育もう！ すこやか笑顔あふれる 松島の子』

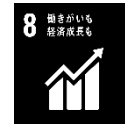


2 基本方針

松島町では、基本理念を具体的に推進していくために、妊娠・出産期、乳幼児期の保育から学童期・それ以上の子どもへの切れ目のない支援、子どもを取り巻くあらゆる環境へのきめ細かな対応を行うため、3つの基本方針に基づいて、各事業に取り組み、課題の解決を図っていきます。

基本方針1 保育の量的拡大・確保

低年齢児から就学前の子どもの保育ニーズに応えられるよう、保育所・幼稚園の再編及び認定こども園化など、環境を整備し、子育て家庭が安心して子育てできる環境づくりを推進します。



基本方針2 地域の子ども・子育て支援の充実

妊娠・出産期から学童期、18歳未満までの子どもの健全な発達支援のため、子どもの成長段階に応じた学びの支援や子育てに関する相談や情報提供など、誰もが安心して子どもを産み育てることができるよう、切れ目のない支援の充実を図ります。



基本方針3 質の高い教育・保育の提供と子育て環境の整備

親の就労状況や家庭環境に関わらず、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境を整備します。また、子どもや子育て家庭が安心して暮らしていけるよう、安全・安心の体制を強化するとともに、ひとり親家庭、障がい児、ヤングケアラー、児童虐待の早期発見や的確な対応など、支援を必要としている家庭への情報提供や相談体制の強化を図ります。

さらに、経済的状況により、子どもの学習環境が十分ではないこと、進学などの選択範囲が狭められている貧困家庭に対しては、就学援助等の支援を行うほか、子どもの貧困の背景には様々な社会的な要因があることへの理解を深め、地域全体で見守り、適切な支援につなぐ環境づくりを推進します。





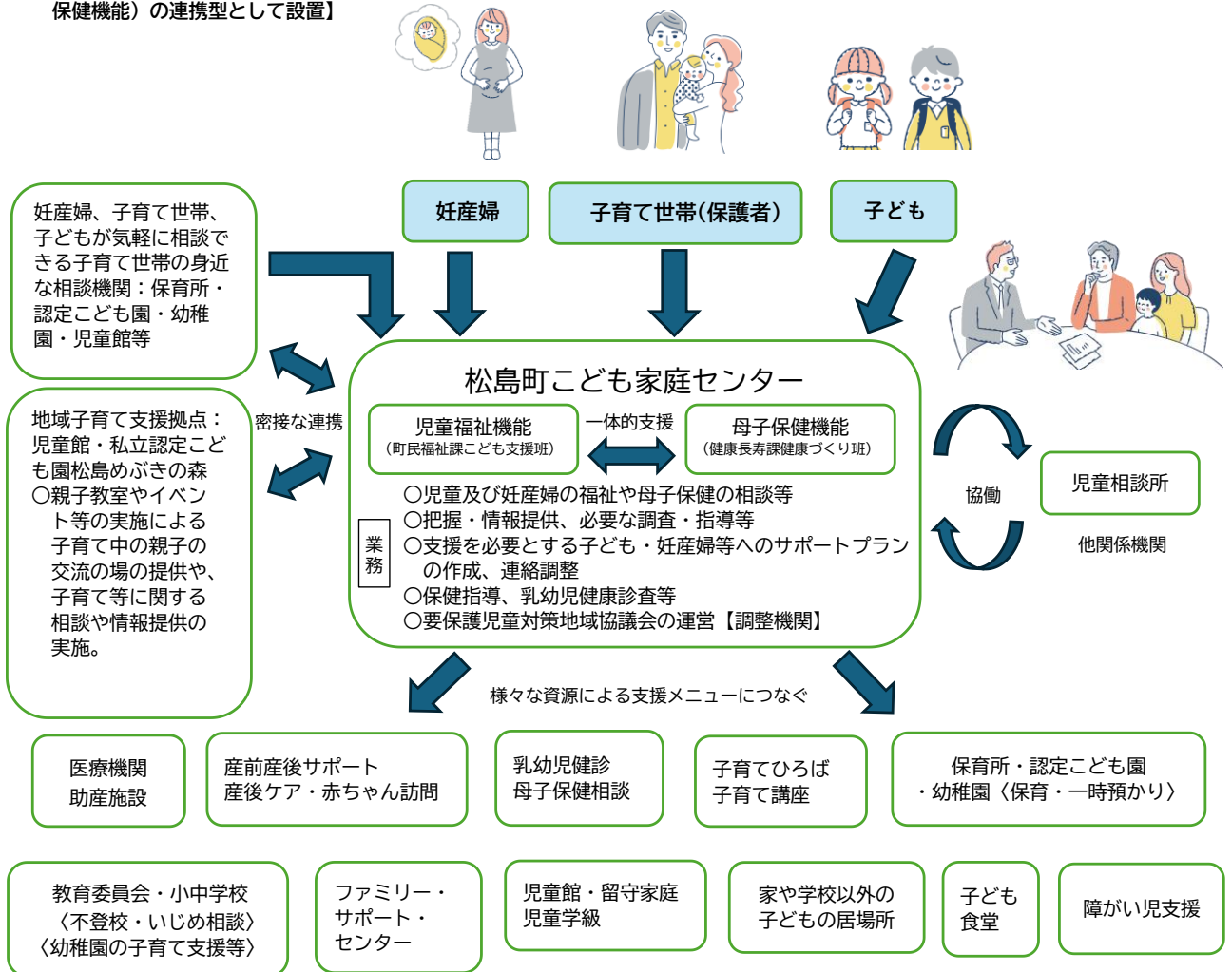
【 児童等に対する必要な支援を行う体制のイメージ 】

松島町では令和6（2024）年4月からこども家庭センターを設置し、下図のように相談や支援を実施しています。

【令和6（2024）年4月～松島町こども家庭センター設置】

- ・子ども家庭総合支援拠点【令和4（2022）年度～こども支援班に設置】と子育て世代包括支援センター【平成29（2017）年度～健康づくり班に設置】の「連携」から、相談支援機能の「一体化」に変更。
- ・こども家庭センターとして、児童や妊産婦の福祉や母子保健の相談、保健指導、健康診査、サポートプランの作成を行うとともに、地域の関係機関とつながりながら、子育て家庭をマネジメントする機関として設置。

【令和6年（2024）度～町民福祉課こども支援班（児童福祉機能）と保健福祉センターどんぐり内の健康長寿課健康づくり班（母子保健機能）の連携型として設置】



第3章 松島町の子ども・子育てを取り巻く環境



第3章 松島町の子ども・子育てを取り巻く環境

1 人口・世帯・人口動態・子どもの人数等の状況

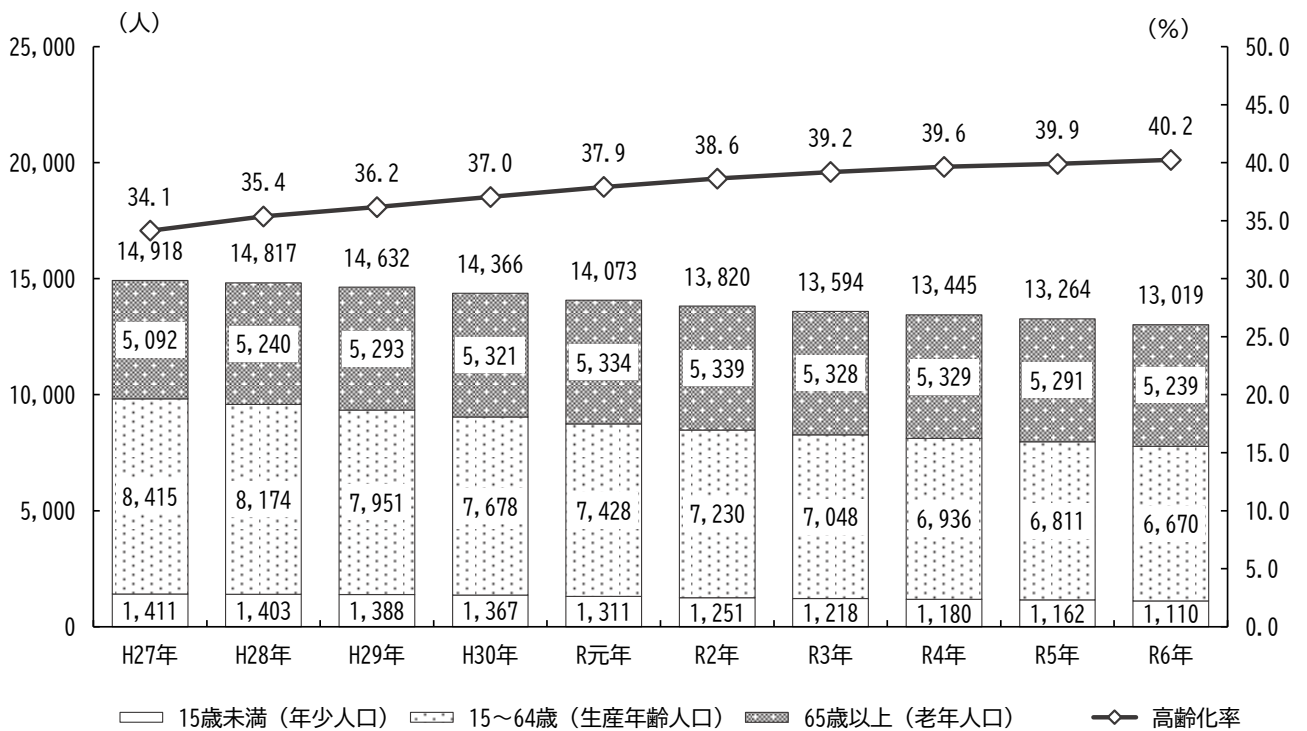
(1) 人口の推移

住民基本台帳人口における松島町の人口は減少傾向にあり、平成 27 (2015) 年から令和 6 (2024) 年までの 9 年間で 1,899 人(12.7%)減少し、令和 6 (2024) 年 4 月 1 日現在で 13,019 人となっています。

年齢 3 区分別にみると、平成 27 (2015) 年から令和 6 (2024) 年にかけて年少人口 (15 歳未満) 及び生産年齢人口 (15~64 歳) は減少傾向にある一方、老年人口 (65 歳以上) は増加傾向にあり、令和 6 (2024) 年 4 月 1 日現在で 5,239 人、高齢化率は 40.2%まで上昇しています。

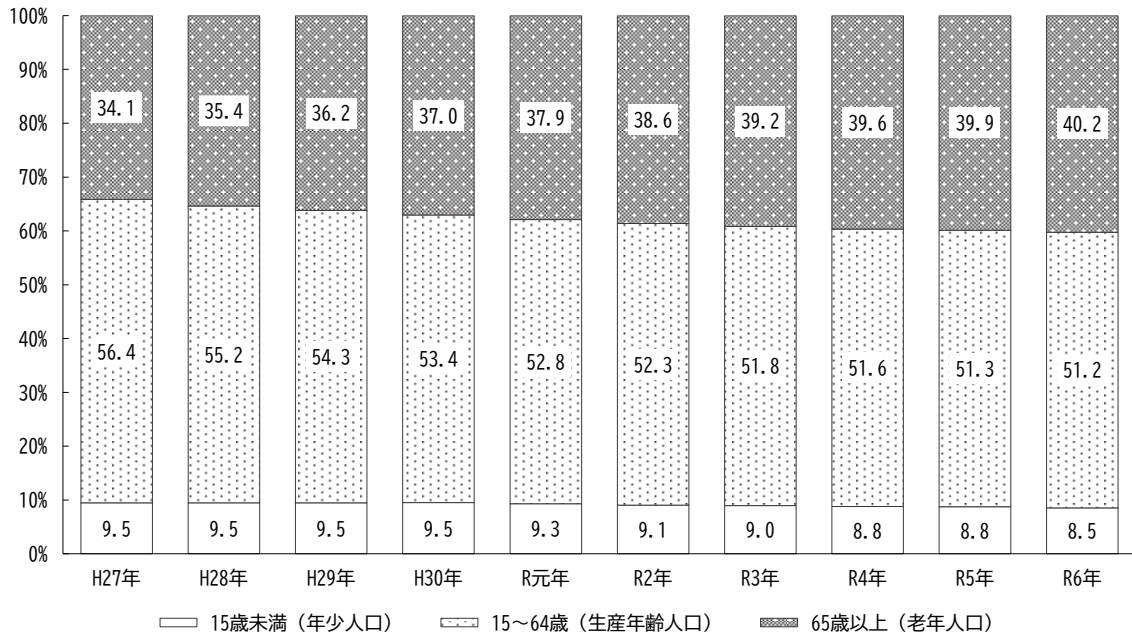
このように、本町において人口減少、少子高齢化が進行しています。

■ 年齢 3 区分別人口、高齢化率の推移



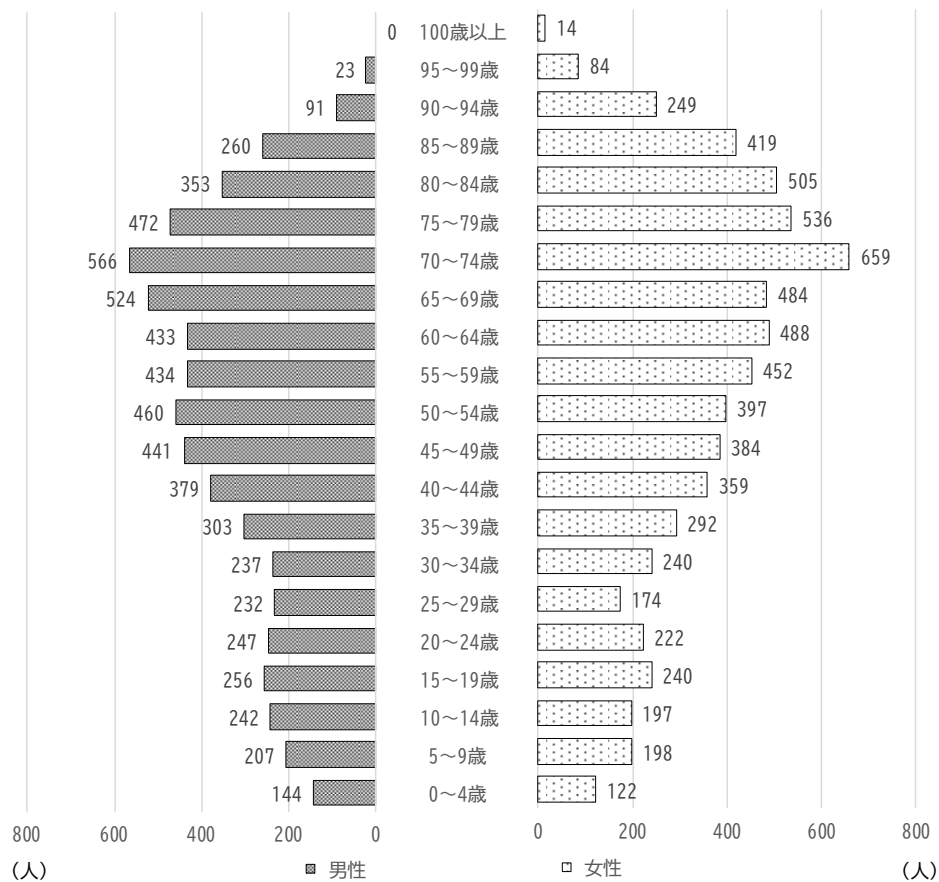
出典：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

■ 年齢3区分別人口割合の推移



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■ 人口ピラミッド



出典：住民基本台帳（令和6（2024）年4月1日現在）

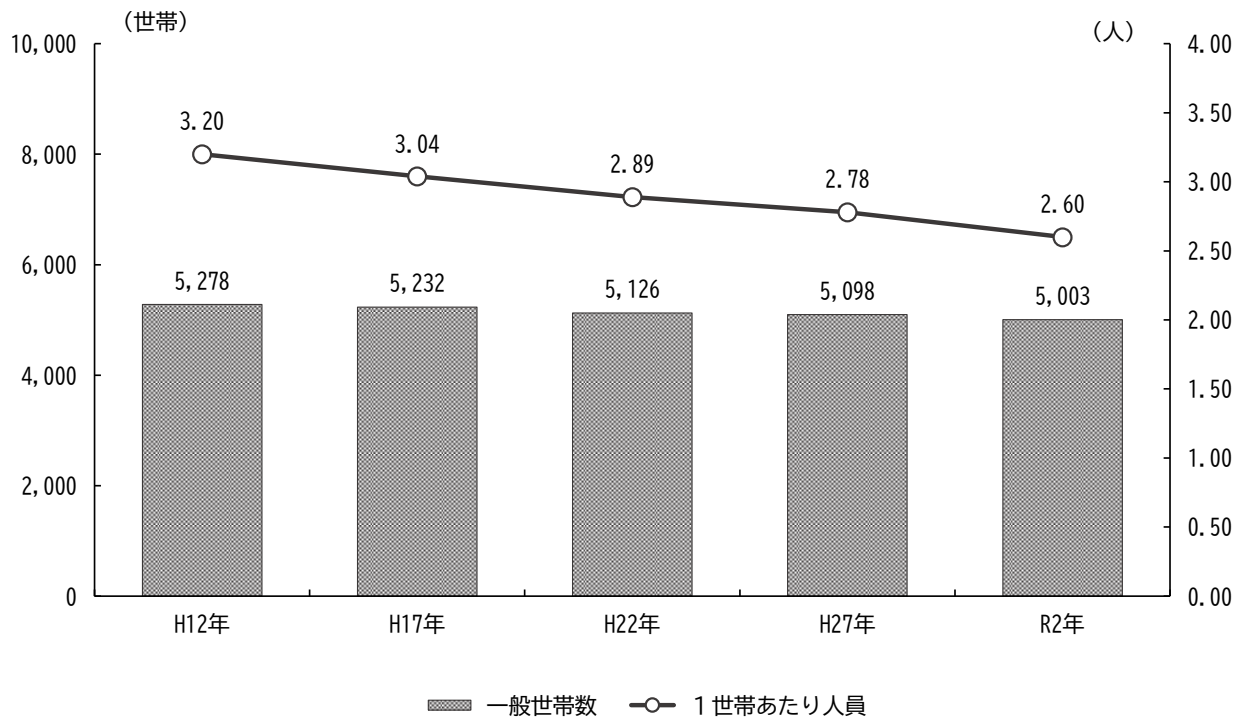


(2) 世帯の状況

本町の一般世帯数は、令和2（2020）年現在で5,003世帯となっています。

1世帯あたりの人員は平成12（2000）年から令和2（2020）年にかけて減少傾向にあり、令和2（2020）年現在で2.60人まで減少していることから、核家族化、単身世帯が増加していることがうかがえます。

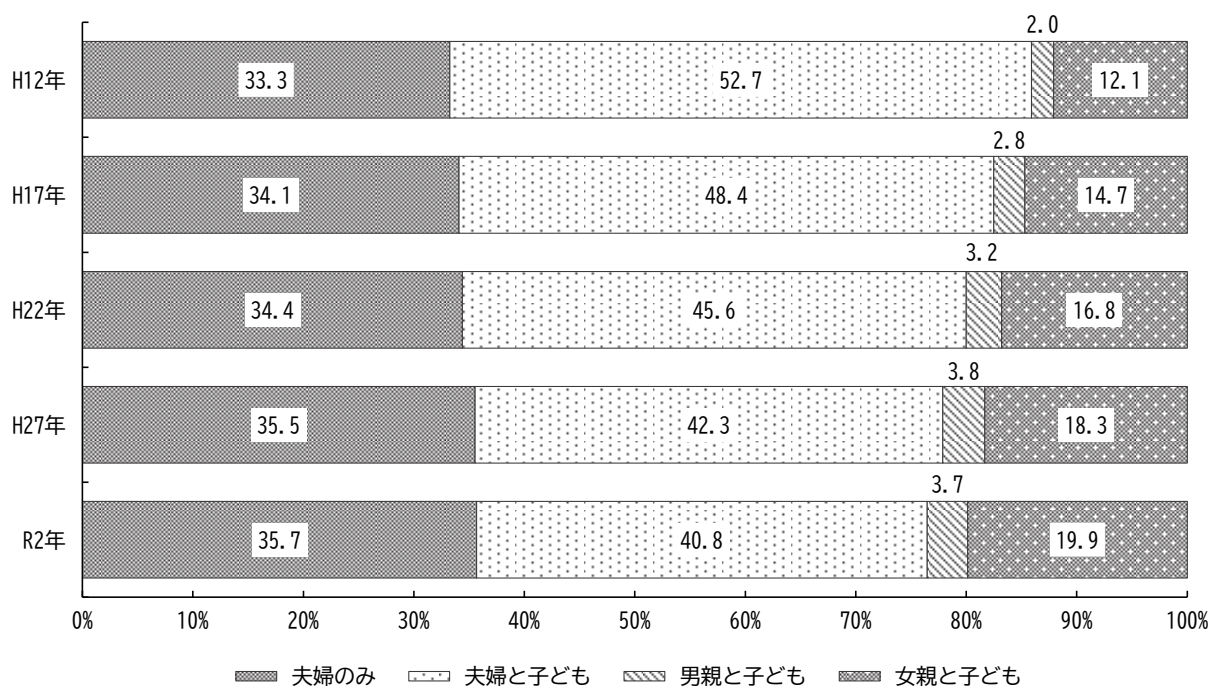
■ 一般世帯数及び1世帯あたり人員の推移



出典：国勢調査（各年10月現在）

本町の核家族世帯の構成比についてみると、平成12(2000)年から令和2(2020)年にかけて夫婦と子どもの世帯数は減少傾向にあり、夫婦のみの世帯、男親と子どもの世帯、女親と子どもの世帯数は増加傾向がみられます。

■ 核家族世帯の構成比



出典：国勢調査（各年10月現在）

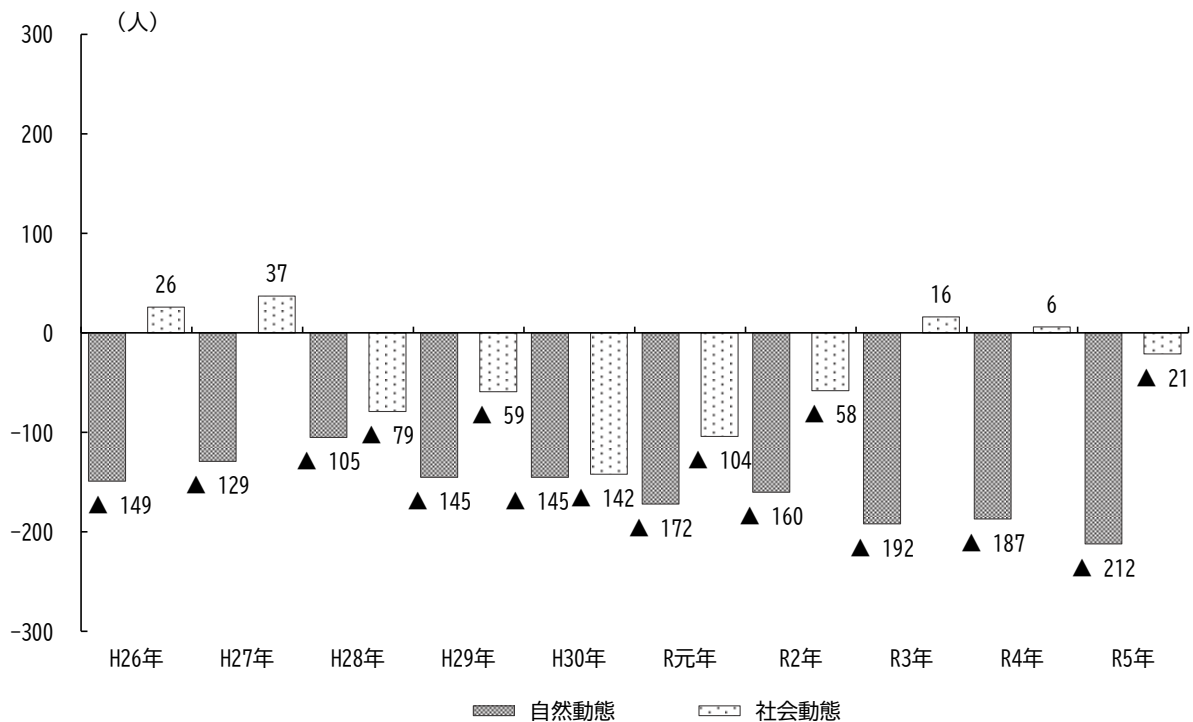


(3) 自然動態・社会動態・出生の状況

本町の自然動態（出生－死亡）についてみると、平成 26（2014）年から令和 5（2023）年にかけてマイナスの状態が続いており、令和 5（2023）年 12 月 31 日現在では「-212」となっています。

社会動態（転入－転出）については平成 28（2016）年から令和 2（2020）年にかけてマイナスの状態が続いており、令和 3（2021）年及び令和 4（2022）年ではプラスの状態となりましたが、令和 5（2023）年 12 月 31 日現在では「-21」とマイナスに転じています。

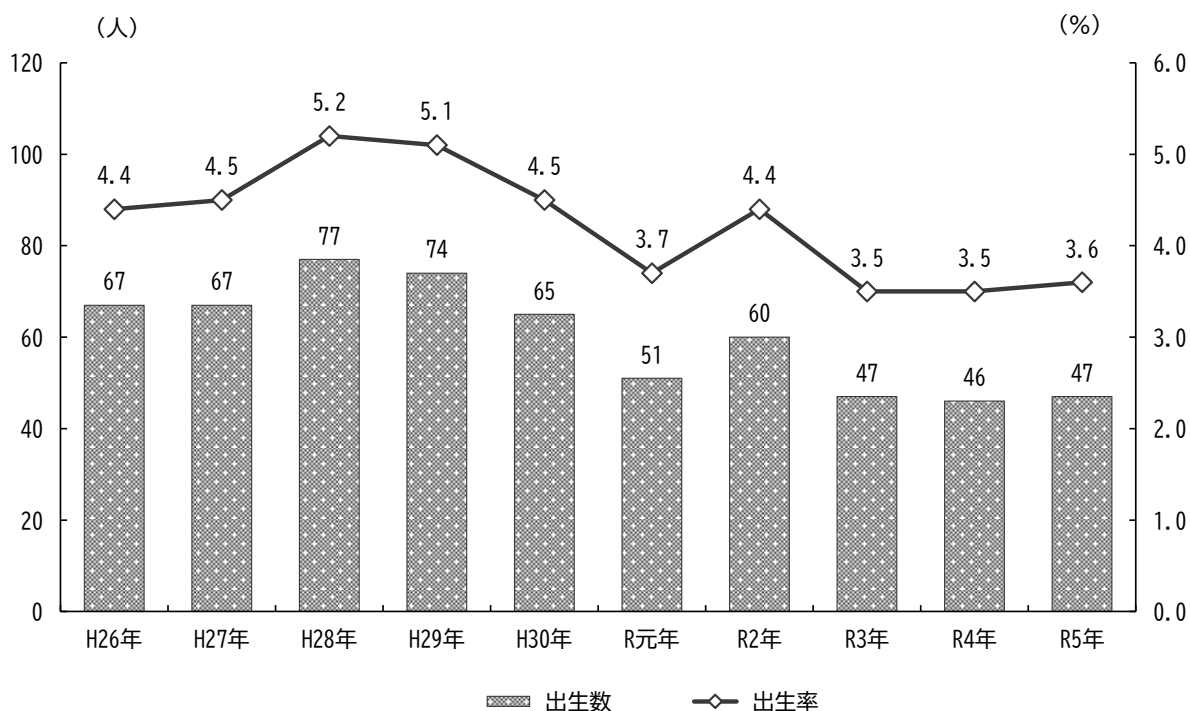
■ 自然動態・社会動態の推移



出典：松島町統計資料（各年 12 月 31 日現在）

本町の出生数・出生率についてみると、平成 26（2014）年から令和 5（2023）年にかけて増減推移がみられ、令和 5（2023）年 12 月 31 日現在では出生数 47 人、出生率 3.6%となっています。

■ 出生数・出生率の推移



出典：松島町統計資料（各年 12 月 31 日現在）

本町の合計特殊出生率についてみると、平成 27（2015）年～令和 4（2022）年にかけて宮城県、全国と比較した場合、概ね下回っている傾向にあります。

■ 合計特殊出生率の推移

	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年
松島町	1.17			1.11				
宮城県	1.36	1.34	1.31	1.30	1.23	1.21	1.15	1.09
全国	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26

※ 松島町の合計特殊出生率：H25年～H29年「1.17」、H30年～R4年「1.11」

出典：松島町担当課調べ 全国、宮城県 人口動態統計

※ 合計特殊出生率とは、15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、一人の女性がその年齢別出生率で一生涯に産む子どもの数に相当します。

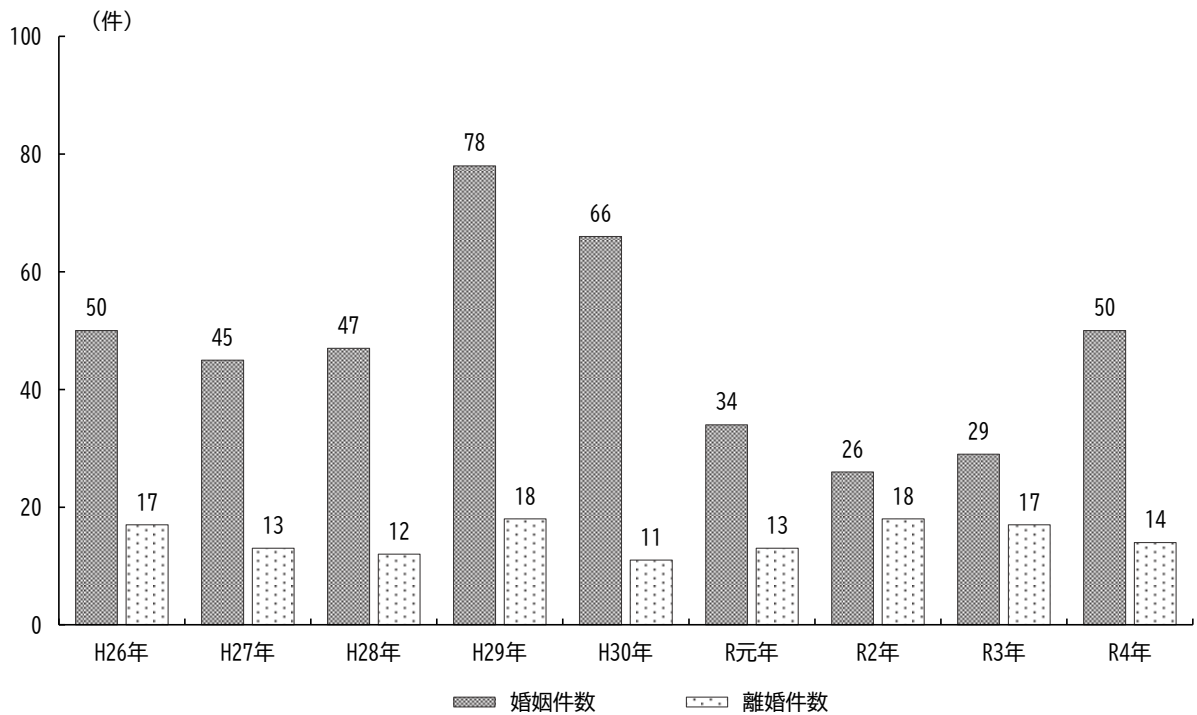


(4) 婚姻・離婚の状況

本町の婚姻件数についてみると、平成 26 (2014) 年から令和 4 (2022) 年にかけて増減推移がみられ、令和 4 (2022) 年現在では 50 件となっています。

離婚件数については平成 26 (2014) 年から令和 4 (2022) 年にかけて概ね横ばいとなっており、令和 4 (2022) 年現在では 14 件となっています。

■ 婚姻件数・離婚件数の推移



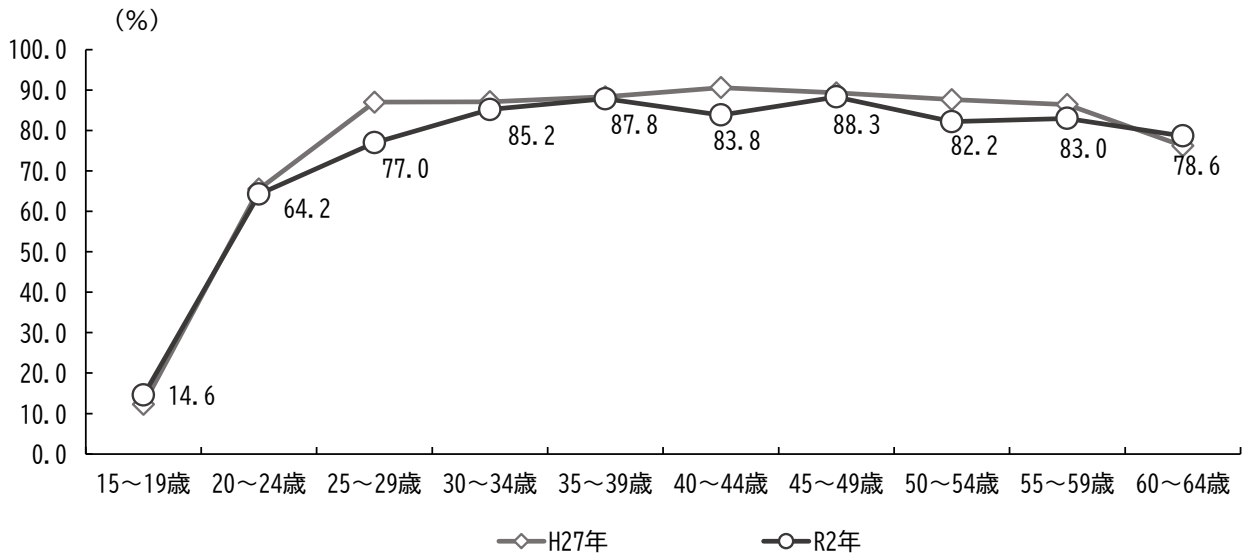
出典：宮城県統計年鑑（各年 12 月 31 日現在）

(5) 就労の状況

年齢層別の就業率（15歳以上の人口に占める就業者数の割合）についてみると、男性は令和2（2020）年現在で45～49歳が88.3%と最も高くなっています。

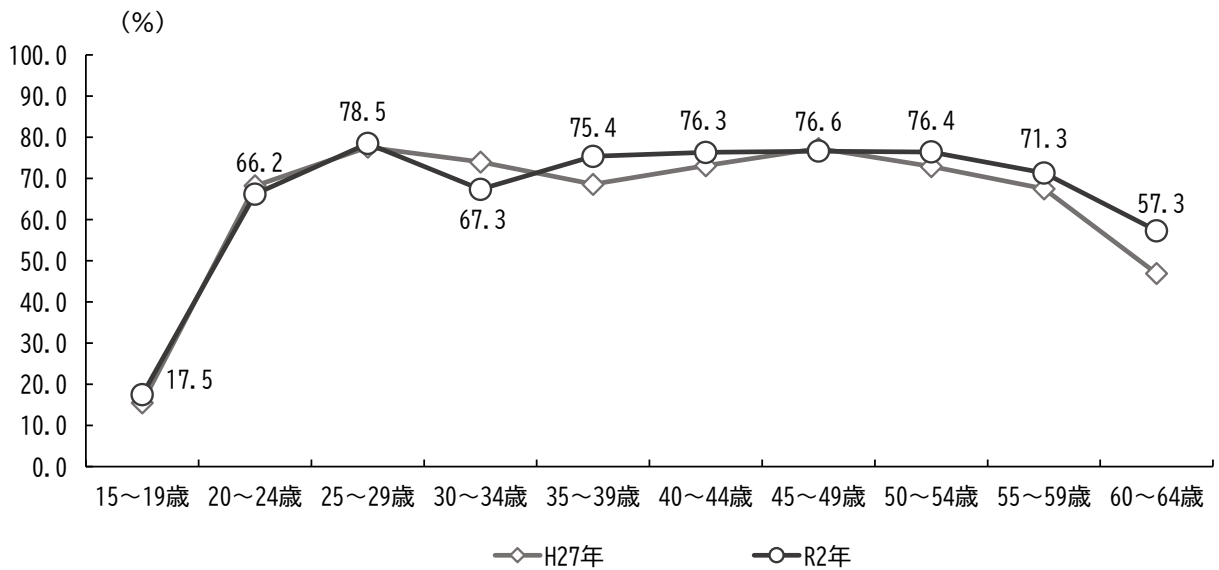
女性は30～34歳で67.3%と低下するものの、35～39歳には75.4%と上昇し、55～59歳まで70%を超える就業率となっています。

■ 年齢層別就業率の推移（男性）



出典：国勢調査（各年10月現在）

■ 年齢層別就業率の推移（女性）



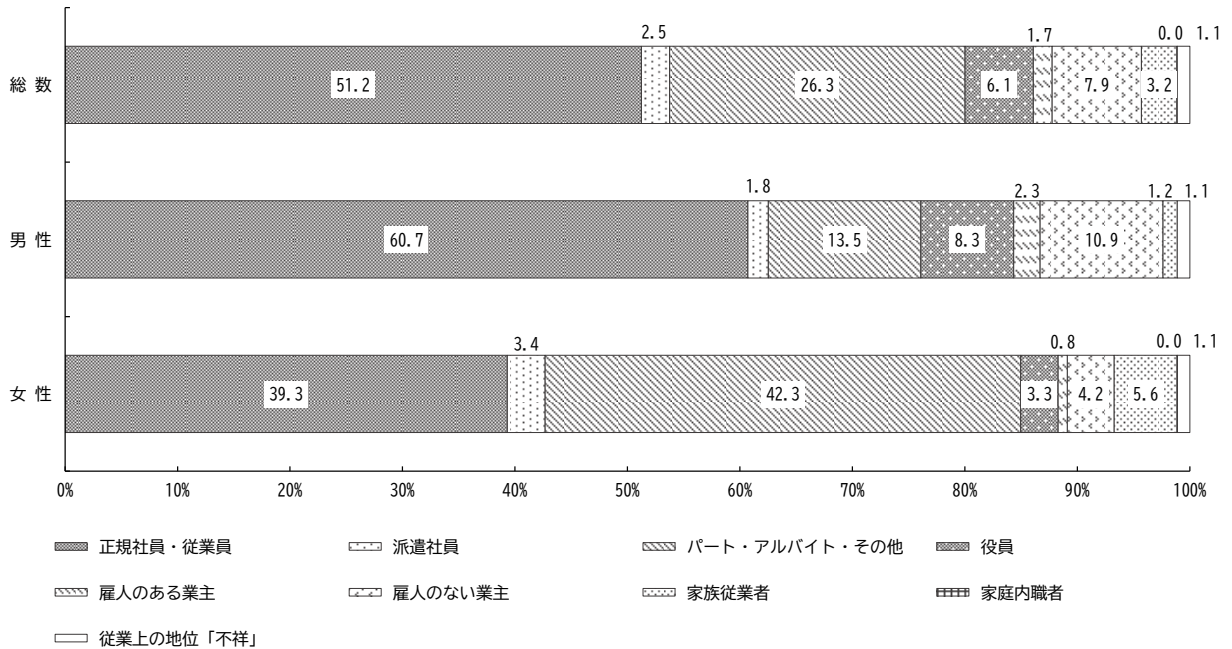
出典：国勢調査（各年10月現在）

※ 令和2（2020）年の数値を表示しています。



従業上の地位別就業者数の割合についてみると、男性は「正規社員・従業員」が60.7%と最も高く、女性は「パート・アルバイト・その他」が42.3%と最も高くなっています。

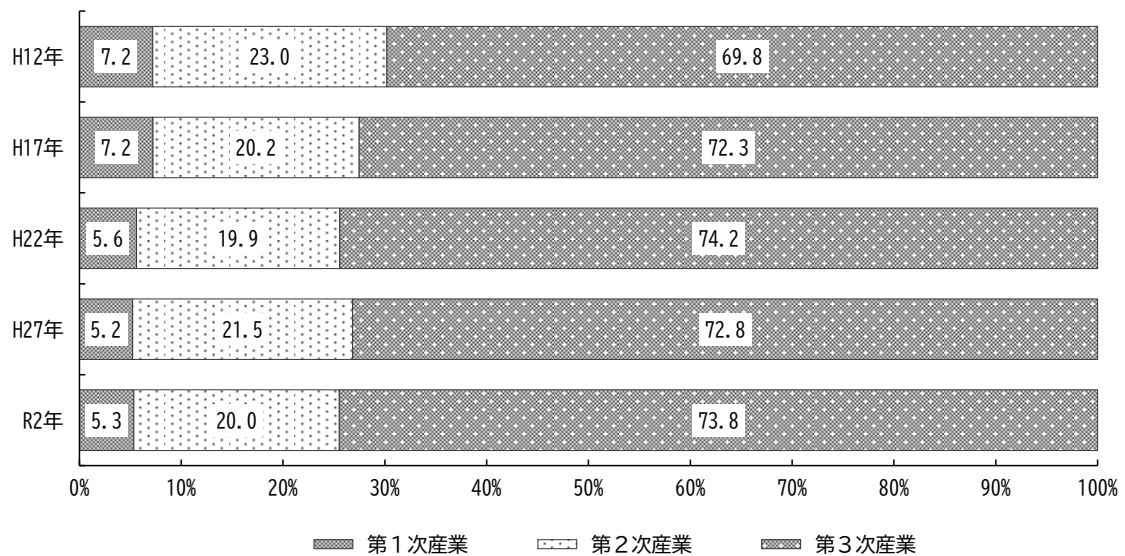
■ 従業上の地位別就業者数の割合



出典：国勢調査（令和2（2020）年10月現在）

産業別就業者数の割合についてみると、平成12（2000）年から令和2（2020）年にかけて第1次産業が概ね減少傾向にあります。

■ 産業別就業者数の割合



※ 分類不能の産業があるため、総数と合わない場合があります。

出典：国勢調査（各年10月現在）

産業（大分類）別就業者数の割合について宮城県、近隣の市町村と比較すると、本町では「宿泊業、飲食サービス業」の割合が高くなっています。

■ 産業（大分類）別就業者数の割合

単位：％

	宮城県	松島町	塩竈市	多賀城市	七ヶ浜町	利府町
農業、林業	3.5	4.5	0.4	0.9	0.7	1.8
漁業	0.5	0.8	0.6	0.1	2.4	0.1
鉱業、採石業、砂利採取業	0.0	0.0	0.0	—	0.0	0.0
建設業	9.8	9.7	10.5	10.0	13.2	10.7
製造業	12.1	10.2	13.1	9.7	12.4	11.9
電気・ガス・熱供給・水道業	0.8	0.5	0.5	0.6	1.0	0.8
情報通信業	2.3	1.4	1.6	1.8	1.0	1.8
運輸業、郵便業	6.0	8.3	9.2	9.4	12.8	8.3
卸売業、小売業	16.8	17.1	19.7	17.4	19.1	18.6
金融業、保険業	2.1	1.5	1.7	1.8	1.2	1.6
不動産業、物品賃貸業	2.2	1.6	1.8	2.2	2.1	1.7
学術研究、専門・技術サービス業	3.0	2.0	2.4	3.0	2.0	2.7
宿泊業、飲食サービス業	5.3	10.2	5.3	5.2	5.3	4.9
生活関連サービス業、娯楽業	3.3	3.7	3.7	3.2	3.2	3.4
教育、学習支援業	5.2	3.7	3.8	4.2	2.4	5.9
医療、福祉	12.5	11.3	11.1	11.0	9.0	12.5
複合サービス事業	0.9	1.0	0.7	0.6	0.7	0.6
サービス業（他に分類されないもの）	7.0	7.3	7.7	8.2	7.7	7.4
公務（他に分類されるものを除く）	4.1	4.4	3.7	7.7	3.5	4.5
分類不能の産業	2.6	0.9	2.6	3.1	0.3	0.8

出典：国勢調査（令和2（2020）年10月現在）



(6) 子どもの人数

子ども（0歳～11歳）の人数についてみると、令和2（2020）年から令和6（2024）年にかけて減少傾向にあり、令和6（2024）年4月1日現在では842人となっています。

■ 子どもの人数の推移

単位：人

	R2年			R3年			R4年			R5年			R6年		
	推計	実績	差	推計	実績	差	推計	実績	差	推計	実績	差	推計	実績	差
0歳	63	54	▲9	59	47	▲12	55	46	▲9	52	55	3	49	38	▲11
1歳	65	65	0	65	58	▲7	61	55	▲6	57	46	▲11	54	56	2
2歳	78	78	0	68	71	3	67	61	▲6	63	59	▲4	59	47	▲12
3歳	75	69	▲6	79	85	6	69	75	6	68	62	▲6	64	61	▲3
4歳	84	81	▲3	76	72	▲4	81	82	1	70	73	3	69	64	▲5
5歳	81	81	0	84	81	▲3	76	73	▲3	81	87	6	70	74	4
6歳	93	90	▲3	83	86	3	87	80	▲7	79	73	▲6	84	86	2
7歳	78	76	▲2	93	90	▲3	84	86	2	87	84	▲3	79	74	▲5
8歳	89	90	1	79	75	▲4	94	92	▲2	85	86	1	88	86	▲2
9歳	90	87	▲3	89	87	▲2	79	75	▲4	93	94	1	84	85	1
10歳	93	94	1	91	87	▲4	90	87	▲3	80	78	▲2	94	92	▲2
11歳	102	102	0	93	93	0	91	88	▲3	90	87	▲3	80	79	▲1
合計	991	967	▲24	959	932	▲27	934	900	▲34	905	884	▲21	874	842	▲32

※ 推計：第二期計画の推計値

出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2 教育・保育施設の状況

(1) 幼稚園の利用状況

令和2（2020）年から令和6（2024）年にかけての本町の幼稚園の利用状況については以下のとおりです。なお、令和5（2023）年3月末をもって松島第二幼稚園は閉園しました。

■ 幼稚園の利用状況

単位：人

		R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
松島第一幼稚園	定員数	70	70	70	70	70
	3歳	13	17	16	5	14
	4歳	14	15	19	16	6
	5歳	22	11	14	21	15
	合計	49	43	49	42	35
松島第二幼稚園	定員数	40	40	40		
	3歳	8	4	4		
	4歳	11	8	4		
	5歳	14	10	8		
	合計	33	22	16		
松島第五幼稚園	定員数	40	40	40	40	40
	3歳	6	4	3	7	2
	4歳	5	8	4	3	7
	5歳	6	5	8	4	2
	合計	17	17	15	14	11
利用人数合計（A）		99	82	80	56	46
定員合計（B）		150	150	150	110	110
過不足（B－A）		51	68	70	54	64

出典：主要施策の成果説明書（各年4月末現在）



(2) 保育所の利用状況

令和2(2020)年から令和6(2024)年にかけての本町の保育所の利用状況については以下のとおりです。なお、令和5(2023)年3月末をもって松島保育所、磯崎保育所、高城保育所分園は閉所しました。

■ 保育所の利用状況

単位：人

		R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
高城保育所	定員数	120	120	120	120	120
	0歳	4	6	5	6	5
	1歳	20	13	16	11	14
	2歳	11	23	18	21	18
	3歳	18	13	24	17	23
	4歳	17	19	14	23	20
	5歳	18	20	20	14	30
	合計	88	94	97	92	110
磯崎保育所	定員数	60	60	60	60	
	0歳	4	4	4	1	
	1歳	9	8	6	9	
	2歳	7	10	12	6	
	3歳	5	10	10	11	
	4歳	14	12	9	10	
	5歳	15	7	11	10	
	合計	54	51	52	47	
松島保育所	定員数	60	60	60	60	
	0歳	6	4	1	2	
	1歳	10	11	5	7	
	2歳	10	11	11	7	
	3歳	13	12	14	14	
	4歳	7	14	11	14	
	5歳	8	4	14	12	
	合計	54	56	56	56	
高城保育所分園	定員数	29	29	29	29	
	0歳	0	0	0	0	
	1歳	0	0	0	0	
	2歳	0	0	0	0	
	3歳	2	4	7	2	
	4歳	7	5	5	9	
	5歳	7	10	6	5	
	合計	16	19	18	16	
利用人数合計(A)		212	220	223	211	110
定員合計(B)		269	269	269	269	120
過不足(B-A)		57	49	46	58	10

出典：主要施策の成果説明書（各年3月末現在）

(3) 認定こども園の利用状況

令和5(2023)年4月から本町に新たに私立認定こども園1施設が開園しました。

本町の認定こども園(教育部分)の利用状況についてみると、令和5(2023)年では定員数30人に対して利用人数19人、令和6(2024)年では定員数30人に対して利用人数16人となっています。

■ 認定こども園(教育部分)の利用状況

単位：人

		R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
私立認定こども園 松島めぐきの森 (教育部分)	定員数				30	30
	3歳				8	4
	4歳				5	5
	5歳				6	7
	合計				19	16
利用人数(A)					19	16
定員(B)					30	30
過不足(B-A)					11	14

出典：担当課調べ(各年4月末現在)

本町の認定こども園(保育部分)の利用状況についてみると、令和6(2024)年では定員数90人に対して利用人数104人となっています。

■ 認定こども園(保育部分)の利用状況

単位：人

		R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
私立認定こども園 松島めぐきの森 (保育部分)	定員数					90
	0歳					6
	1歳					12
	2歳					18
	3歳					19
	4歳					23
	5歳					26
	合計					104
利用人数(A)						104
定員(B)						90
過不足(B-A)						▲14

出典：担当課調べ(各年3月末現在)



3 地域子ども・子育て支援事業の状況

(1) 利用者支援事業

子どもまたは子どもの保護者からの相談に応じ、子育てや教育・保育の利用に必要な情報の提供、助言などを含めた支援を行う事業です。2か所で実施しており、町民福祉課こども支援班で「特定型」、町民福祉課こども支援班と健康長寿課健康づくり班で連携し「こども家庭センター型・妊婦等包括相談支援事業型」を実施しています。

■ 利用者支援事業

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
実施予定か所数(か所)	0	0	1	1	1
実施か所数(か所)	0	0	2	2	-
達成率	-	-	200%	200%	-

出典：担当課調べ（各年度末現在）

(2) 延長保育事業

保育所や認定こども園利用者を対象に通常の保育時間以外に保育を提供する事業です。高城保育所（午前7時00分～午後7時00分）、私立認定こども園松島めぶきの森（午前6時30分～午後9時00分）で実施しています。

■ 延長保育事業

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	160	160	150	150	130
町計画数(確保の方策)	160	160	150	150	130
実績(人)	172	176	138	132	-
達成率	108%	110%	92%	88%	-

出典：担当課調べ（各年度末現在）

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

幼稚園や保育所等を利用した際に、教育・保育に係る日用品や文房具、行事への参加に要する費用の実費徴収が行われた場合において、世帯の所得の状況等を勘案してその実費徴収の全部または一部を助成する事業です。松島町では実施していません。

(4) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

多様な主体（事業者）の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対し、必要な費用の一部を補助する事業です。松島町では実施していません。

(5) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、授業の終了後の適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業で、松島町では「留守家庭児童学級」という名称で実施しています。

■ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み（低学年）	105	105	105	105	105
町計画数（低学年）	105	105	105	105	105
実績（人）	97	103	108	114	-
達成率	92%	98%	103%	109%	-
量の見込み（高学年）	15	15	15	15	15
町計画数（高学年）	15	15	15	15	15
実績（人）	26	16	11	28	-
達成率	173%	107%	73%	187%	-
実施予定か所数（か所）	3	3	3	3	3
実施か所数（か所）	3	3	3	3	-
達成率	100%	100%	100%	100%	-

出典：担当課調べ（各年度未現在）

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において一時的に養育が困難となった児童で、児童自身が希望し保護者が同意した場合に、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う養育・保護を行う事業です。松島町では実施していません。

■ 子育て短期支援事業

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み	0	0	0	0	0
町計画数（確保の方策）	0	0	0	0	0
実績（人日）	0	0	0	0	-
達成率	-	-	-	-	-

出典：担当課調べ（各年度未現在）



(7) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

赤ちゃんが生まれた家庭の不安や産後のストレスを軽減するために行うもので、生後4か月までの間にすべての赤ちゃんと母親に会うことを目指し、保育士などが訪問しています。各年ともに量の見込みに対して実際の出生数が増減していることから達成率にはばらつきがありますが、対象家庭ほぼ全数に訪問を実施しています。令和5（2023）年1月から伴走型相談支援事業も併せて実施しています。

また、赤ちゃん訪問時に撮影した写真を誕生記念絵本にして児童館でお渡ししています。

■ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	63	59	55	52	49
町計画数（確保の方策）	63	59	55	52	49
実績（人）	56	41	57	43	-
達成率	89%	69%	104%	83%	-

出典：主要施策の成果説明書（各年度未現在）

(8) 養育支援訪問事業

様々な原因で養育支援が必要な家庭を保健師、助産師、保育士などが訪問し、個々の家庭が抱える養育上の問題の解決と軽減を目的とした事業です。産後の育児支援や簡単な家事などの援助、未熟児や多胎児などに対する育児支援、栄養指導、養育者の身体的・精神的不調に関する相談、指導、父親・母親の育児相談やアドバイスも行います。

■ 養育支援訪問事業

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	40	40	40	40	40
町計画数（確保の方策）	40	40	40	40	40
実績（人）	38	23	38	38	-
達成率	95%	58%	95%	95%	-

出典：担当課調べ（各年度未現在）

(9) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や児童館等の地域の身近な場において、乳幼児のいる子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを気軽に相談できる場を提供し、情報提供等を行う事業です。児童館と私立認定こども園松島めぶきの森の2か所で実施しています。

■ 地域子育て支援拠点事業

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み	8,000	7,700	7,500	4,000	4,000
町計画数(確保の方策)	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
実績(人回)	3,987	3,969	3,566	4,086	-
達成率	49.84%	49.61%	44.58%	51.08%	-
実施予定か所数(か所)	1	1	1	2	2
実施か所数(か所)	1	1	1	2	-
達成率	100%	100%	100%	100%	-

※令和5(2023)年度以降の量の見込み及び町計画数は、実績人数に基づいて中間見直しを行っています。

出典：担当課調べ(各年度末現在)

(10) 一時預かり事業

保護者が定期的に仕事をするなど保育が断続的に困難なときや入院、通院、出産、介護、冠婚葬祭などの緊急のときやボランティア活動、学校行事、育児疲れなどでリフレッシュしたい場合などにおいて高城保育所、私立認定こども園松島めぶきの森で一時的な預かりを行っています。また、すべての幼稚園では利用者を対象に学校行事、健診、通院等の際に一時的な預かりを行っています。

■ 一時預かり事業

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み(幼稚園型以外)	150	150	150	150	150
町計画数(確保の方策)	150	150	150	150	150
実績(人日)	126	27	60	38	-
達成率	84%	18%	40%	25%	-
量の見込み(幼稚園在園児対象の一時預かり)	250	250	250	250	250
町計画数(確保の方策)	250	250	250	250	250
実績(人日)	171	99	103	128	-
達成率	68%	40%	41%	51%	-

出典：担当課調べ(各年度末現在)



(11) 病児保育事業

病児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを医療機関や保育所の付設の専用スペースなどで一時的に預かる事業です。松島町では実施していません。

■ 病児保育事業

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み	0	0	0	0	0
町計画数（病児保育事業）	0	0	0	0	0
町計画数（病児・緊急対応強化事業）	0	0	0	0	0
実績（人日）	0	0	0	0	-
達成率	-	-	-	-	-

出典：担当課調べ（各年度未現在）

(12) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育ての手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）が登録し、子育ての相互援助活動を行う事業です。児童館に申請登録することで利用できる事業です。

■ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み	50	50	50	50	50
町計画数（確保の方策）	50	50	50	50	50
実績（人日）	76	44	20	8	-
達成率	152%	88%	40%	16%	-
利用会員 計画値（人）	50	55	60	65	70
実績（人）	53	48	44	39	-
達成率	106%	87%	73%	60%	-
提供会員 計画値（人）	7	8	9	10	11
実績（人）	7	7	7	8	-
達成率	100%	88%	78%	80%	-
両方会員 計画値（人）	1	1	1	1	1
実績（人）	1	2	2	2	-
達成率	100%	200%	200%	200%	-

出典：主要施策の成果説明書（各年度未現在）

(13) 妊婦健康診査（妊婦健康診査助成事業）

妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業です。母子健康手帳交付の際、県内の医療機関で利用できる妊婦健康診査の助成券（14回分）を母子健康手帳別冊として交付しています（受診回数や薬の処方によっては自己負担額が発生する場合があります。）。里帰り出産などで県外で妊婦健診を受けられた場合は、受診券を使うことはできませんが、助成申請を行うことによって、規定の額を上限として助成しています。

■ 妊婦健康診査（妊婦健康診査助成事業）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	100	100	100	100	100
町計画数（確保の方策）	100	100	100	100	100
実績（対象者数：人）	76	80	77	60	-
達成率	76%	80%	77%	60%	-

出典：主要施策の成果説明書（各年度末現在）

(14) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（要保護児童対策地域協議会）

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化及びネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。松島町では平成19（2007）年2月に「松島町要保護児童対策地域協議会」を立ち上げ、関係機関の皆さんと共に児童虐待関連で支援の必要な子どもたちの対応について検討をしています。

(15) 関係機関の体制強化による子育て支援の充実（こども家庭センター）

令和4（2022）年度から町民福祉課こども支援班に「子ども家庭総合支援拠点（児童福祉機能）」、健康長寿課健康づくり班に「子育て世代包括支援センター（母子保健機能）」を設置し、連携して子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に一体的な相談支援等を行ってきました。

令和6（2024）年度からは子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを統合し、「こども家庭センター」として機能させることで、妊娠期から子育て期まで一貫した相談支援等を行っています。



4 教育・保育の状況

各年度の実績は以下のとおりとなっています。

■ R2 年度

単位：人

認定区分		1号	2号		3号		計
		3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり	
推計児童人口		240			143	63	446
①量の見込み（必要利用定員総数）		110	130		80	25	345
			25	105			
②町計画数 （確保の方策）	認定こども園、 幼稚園、保育所	110	130		80	25	345
	地域型保育事業	—	—	—	—	—	—
	認可外保育施設	—	—	—	—	—	—
②-①		0	0		0	0	0
実績		231			143	54	428
①実績		94	130		86	25	335
			0	130			
②実績	認定こども園、 幼稚園、保育所	94	0	130	77	14	315
	地域型保育事業	—	—	—	—	—	—
	認可外保育施設	—	—	—	—	—	—
②-①		0	0	0	▲9	▲11	▲20

出典：担当課調べ（令和2（2020）年度末現在）

■ R3 年度

単位：人

認定区分		1号	2号		3号		計
		3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり	
推計児童人口		239			133	59	431
①量の見込み（必要利用定員総数）		110	130		80	25	345
			25	105			
②町計画数 （確保の方策）	認定こども園、 幼稚園、保育所	110	130		80	25	345
	地域型保育事業	—	—	—	—	—	—
	認可外保育施設	—	—	—	—	—	—
②-①		0	0		0	0	0
実績		238			129	47	414
①実績		83	146		76	25	330
			0	146			
②実績	認定こども園、 幼稚園、保育所	83	0	145	68	10	306
	地域型保育事業	—	—	—	—	—	—
	認可外保育施設	—	—	—	—	—	—
②-①		0	0	▲1	▲8	▲15	▲24

出典：担当課調べ（令和3（2021）年度末現在）

■ R4 年度

単位：人

認定区分		1号	2号		3号		計
		3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり	
推計児童人口		226			128	55	409
①量の見込み（必要利用定員総数）		100	120		80	20	320
			20	100			
②町計画数 （確保の方策）	認定こども園、 幼稚園、保育所	100	120		80	20	320
	地域型保育事業	—	—	—	—	—	—
	認可外保育施設	—	—	—	—	—	—
②-①		0	0		0	0	0
実績		230			116	46	392
①実績		83	143		64	17	307
			0	143			
②実績	認定こども園、 幼稚園、保育所	83	0	143	61	9	296
	地域型保育事業	—	—	—	—	—	—
	認可外保育施設	—	—	—	—	—	—
②-①		0	0	0	▲3	▲8	▲11

出典：担当課調べ（令和4（2022）年度末現在）



■ R5 年度

単位：人

認定区分		1号	2号		3号		計
		3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり	
推計児童人口		219			120	52	391
①量の見込み（必要利用定員総数）		140	132		58	20	350
			32	100			
②町計画数 （確保の方策）	認定こども園、 幼稚園、保育所	140	132		58	20	350
	地域型保育事業	—	—	—	—	—	—
	認可外保育施設	—	—	—	—	—	—
②-①		0	0		0	0	0
実績		222			105	55	382
①実績		73	141		63	24	301
			68	73			
②実績	認定こども園、 幼稚園、保育所	73	68	73	62	11	287
	地域型保育事業	—	—	—	—	—	—
	認可外保育施設	—	—	—	—	—	—
②-①		0	0	0	▲1	▲13	▲14

※令和5（2023）年度以降の量の見込み及び町計画数は、幼保施設の再編及び私立認定こども園松島めがきの森の開園にあたり、受け入れ施設の定員に変更が生じたことから中間見直しを行っています。

出典：担当課調べ（令和5（2023）年度未現在）

第4章 松島町の現状・課題・取り組みのまとめ



第4章 松島町の現状・課題・取り組みのまとめ

1 施策・事業の進捗状況

「松島町子ども・子育て支援事業計画（第三期）」の策定にあたり、現行の「松島町子ども・子育て支援事業計画（第二期）」に掲げられた施策・事業の取組状況を点検・評価し、今後の方向性について検討することで、より実効性の高い計画を目指すことを目的に実施しました。

実施期間：令和6（2024）年5月30日（木）～6月28日（金）

実施方法：評価シートによる関係各課等への照会

基本方針1 保育の量的拡大・確保

基本方針2 地域の子ども・子育て支援の充実

基本方針3 質の高い教育・保育の提供と子育て環境の整備

評価（5段階）

「S」：施策の内容以上の取り組みを実施し、おおいに成果が上がっている。

「A」：施策の内容について概ね取り組むことができ、ある程度成果が上がっている。

「B」：施策の内容について概ね取り組んできたが、あまり成果が上がっていない。

「C」：施策の内容について、一部、取り組めていない。

「D」：施策の内容について、未実施もしくはほとんど取り組めていない。

	S	A	B	C	D	施策・事業数
基本方針1	0	7	0	0	0	7
基本方針2	0	12	0	0	4	17
基本方針3	2	40	8	0	1	51
合計	2	59	9	0	5	75

今後の方向（5段階）

「継続」：引き続き同様の方法で実施していく。

「拡大」：事業量の拡大を図る。

「縮小」：事業量の縮小を図る。

「見直し」：事業量はほぼ同程度で、やり方等の見直しを図る。

「終了」：施策・事業の終了。

	継続	拡大	縮小	見直し	終了	施策・事業数
基本方針1	7	0	0	0	0	7
基本方針2	15	2	0	0	0	17
基本方針3	46	4	0	0	1	51
合計	68	6	0	0	1	75

評価（5段階）

「S」：施策の内容以上の取り組みを実施し、おおいに成果が上がっている。
「A」：施策の内容について概ね取り組むことができ、ある程度成果が上がっている。
「B」：施策の内容について概ね取り組んできたが、あまり成果が上がっていない。
「C」：施策の内容について、一部、取り組めていない。
「D」：施策の内容について、未実施もしくはほとんど取り組めていない。

今後の方向（5段階）

「継続」：引き続き同様の方法で実施していく。
「拡大」：事業量の拡大を図る。
「縮小」：事業量の縮小を図る。
「見直し」：事業量はほぼ同程度で、やり方等の見直しを図る。
「終了」：施策・事業の終了。

基本方針	施策	具体的施策・事業	第二期計画での方針	取組状況や課題・成果	評価	今後の方向	第三期計画での取り組み
基本方針1 保育の量的拡大・確保	幼児期の学校教育・保育	幼児期の学校教育・保育	・保育者の確保に努め、待機児童をださないよう取り組みます。ニーズ調査の意見を踏まえ、より良い教育・保育環境を実現するために保育所職員と幼稚園教諭の情報共有を行い、あわせて指導力向上のため、継続して幼児教育の研究を行っていきます。 ・また、引き続き認定こども園の実現に向けて検討していきます。	・幼稚園及び保育所の認定こども園化に向けて、子ども・子育て会議において意見を求めているほか、庁内に検討委員会を設置し協議を行っています。 【幼稚園】 ・一クラスあたりの幼稚園教諭、支援員の人数は定数を満たしており、教育の質の向上が図られています。また教育課程の推進、教諭の研修への参加実績も増加しています。園学区制が取り込まれていることの周知が必要だと感じます。 【保育所】 ・保育所の統廃合や私立認定こども園松島めぐみの森の開園により、保育士不足は解消されつつありますが、未満児については施設面積が不足しているため、令和6（2024）年6月時点で2名の待機児童が発生しています。また、保育所の老朽化も大きな問題となっています。 ・保育ニーズの多様化に応えるため、保育所職員と幼稚園教諭の人事交流や障がい児支援に向けた研修等を行いスキルアップを図っています。	A	継続	【幼稚園】 ・継続して保育者の確保に努めていきます。 【保育所】 ・保育所・幼稚園の再編及び認定こども園化の実現に向けて検討を進め、待機児童を解消するとともによりよい環境整備を図っていきます。 ・引き続き職員向けの研修等を実施し、スキルアップを図っていきます。
		教育・保育の一体的提供推進 ○保護者ニーズの多様化	・ニーズ調査結果では、保育所、幼稚園の利用希望が多く、その他幼稚園の預かり保育や認定こども園なども希望があり、ニーズは多様化しています。 ・また、ニーズ調査による教育・保育の需要量の見込み算定では、保育を必要とする2号認定の中にも幼児期の教育を希望する保護者もみられ、幼稚園及び保育所の両方を兼ねそろえた施設への期待が高まっていると思われる。	【幼稚園】 ・保護者の多様化のニーズに応えるよう幼稚園預かり保育を実施しています。 【保育所】 ・利用調整会議を開催し、概ね希望通りの保育施設入所ができています。	A	継続	【幼稚園】 ・今後も保護者の多様化のニーズに応えるよう幼稚園預かり保育を継続して実施していきます。 【保育所】 ・保護者のニーズに応えるよう利用調整を行っていきます。 ・既存施設の認定こども園の移行に向けた検討を進めていきます。
		教育・保育の一体的提供推進 ○認定こども園の普及に係る基本的な考え方	・認定こども園は、幼児教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園及び保育所の双方の良さをあわせ持つ施設です。松島町では、待機児童の解消や多様なニーズに対応するため、松島町社会福祉協議会認定こども園建設準備委員会及び松島町社会福祉協議会認定こども園建設委員会を設置し、松島町社会福祉協議会が運営する認定こども園の新設について検討・準備を行っています。 ・また、既存施設からの認定こども園への移行についても検討します。	・令和5（2023）年度から松島町社会福祉協議会が運営する私立認定こども園松島めぐみの森が開園しました。 ・既存施設の認定こども園への移行に向けて、庁内に検討委員会を設置するとともに、子ども・子育て会議において意見を求めています。継続して認定こども園への移行について検討していきます。	A	継続	・既存施設の認定こども園への移行に向けて検討を進め、待機児童の解消や多様なニーズに対応していきます。
		教育・保育の一体的提供推進 ○幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援	・松島町では、幼稚園と保育所がすべて町立であるメリットを活かし、職員の合同研修や3～5歳児合同保育（教育）を行っています。引き続き、教育・保育についての課題や情報を共有し、職員の合同研修を行います。	・毎年、幼稚園・保育所職員の合同研修会を実施し、お互いの課題や情報を共有しています。私立認定こども園松島めぐみの森の職員も参加し、特に発達に特性のみられる特別な配慮が必要な幼児への効果的な支援方法について研修を実施しています。	A	継続	・町内の幼児保育教育施設の職員が合同で学ぶ機会を継続して実施し、お互いの課題や情報の共有、スキルアップを図っていきます。
		教育・保育の一体的提供推進 ○質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の基本的な考え方	・幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることから、一人ひとりの発達段階に応じた質の高い教育・保育、地域子育て支援事業が適切に提供されることが重要です。 ・すべての子どもの健やかな育ちを等しく保障するため、子ども一人ひとりの状況に応じ、質の高い教育・保育と地域子ども・子育て支援事業を推進します。	【学校教育班】 ・一人一人の発達や個性に合わせた教育の推進と実践のための研究や教諭自身の研修会への参加、取り組みを行っています。また、個別面談やフリー面談による子育て支援を実施しています。 【こども支援班】 ・児童館と令和5（2023）年4月に開所した私立認定こども園松島めぐみの森において地域子育て支援拠点事業を実施し、子育て中の親子が集い交流する場、子育てに関する相談や遊びの教室等を実施しています。 ・令和5（2023）年度より子育て支援事業として、子育て講座（ペアレント・トレーニング講座）を開始しています。併せて、令和6（2024）年度よりこども家庭センターを設置し、各種相談や子育て講座に加え、幼稚園・保育所職員等支援者対象の研修も開始しています。	A	継続	【学校教育班】 ・一人ひとりに合わせた教育の実践のため、今後も研修会等積極的に参加し、質の高い教育を推進していきます。 【こども支援班】 ・地域子育て支援拠点事業を展開している児童館や私立認定こども園松島めぐみの森とこども家庭センターの連携を強化し、必要なサービスにつなげ支援を行っていきます。 ・子育て支援事業の子育て講座（ペアレント・トレーニング講座）、支援者向け講座（ティーチャーズ・トレーニング講座）、発達相談等の事業を継続し、保護者の不安の軽減や支援の質の向上を図っていきます。
		教育・保育の一体的提供推進 ○幼稚園及び保育所、認定こども園と小学校との連携についての基本的な考え方	・遊びを中心として一人ひとりの発達段階に応じた指導を行う幼稚園及び保育所と、集団生活の中で教科学習する小学校では、子どもの生活や教育方法に大きな変化があります。 ・幼児期の教育・保育と小学校の教育が円滑に接続できるよう、幼稚園及び保育所（将来的には認定こども園）と小学校の連携が重要です。幼稚園及び保育所、小学校の児童との交流機会を充実するとともに、職員との合同研修を通して、情報共有や相互理解を図り、連携体制を強化します。	【幼稚園】 ・教育課程に基づいて、遊びを通しての学ぶ土台の実践に取り組んでいます。また、発達の困り感を保護者と共有し、関係機関につなげる手助けや専門性を活かしたアドバイスを実践しています。なお、幼小連携や架け橋期のプログラムを検討すること、実践に向けてのアプローチカリキュラムや小学校教諭の授業参観等で小学校学習要領の理解を教諭間で深めることが課題となっています。 【保育所】 ・小学校見学や保幼小の引き継ぎを実施しています。 ・特に発達の特性に合わせた支援を実施していくため、教育委員会主催の幼小合同研修に保育所職員等も参加しています。特別支援教育連携協議会等で情報共有を実施し、連携して早期支援につなげています。 ・発達の特性がみられ、特別な配慮や支援を必要とする幼児や保護者への支援として、発達相談や巡回心理相談、のびっこクラブ等関係機関と連携しながら実施しています。	A	継続	【幼稚園】 ・今後も、小学校との合同行事及び交流事業を通じて、入学後の教育が円滑に接続できるよう連携を深めていきます。 【保育所】 ・小学校就学が円滑に進められるように、保幼小の連携を強化していきます。 ・地域子育て支援拠点事業を展開している児童館や私立認定こども園松島めぐみの森とこども家庭センターの連携を強化し、必要なサービスにつなげ支援を行っていきます。 ・子育て支援事業の子育て講座（ペアレント・トレーニング講座）、支援者向け講座（ティーチャーズ・トレーニング講座）、発達相談等の事業を継続し、保護者の不安の軽減や支援の質の向上を図っていきます。
		幼児教育無償化への対応	・令和元（2019）年10月より3歳以上児及び3歳未満児の非課税世帯を対象に幼稚園・保育所等の利用料の無償化を実施しています。（3歳以上児の給食費については徴収。） ・引き続き幼児教育無償化への対応を行っていきます。	【学校教育班】 ・無償化により保護者の経済的負担軽減を図っています。 【こども支援班】 ・法令に基づいて幼児教育・保育の無償化を実施しています。	A	継続	【学校教育班】 ・子ども・子育て支援法に基づき、今後も継続して実施していきます。 【こども支援班】 ・引き続き幼児教育・保育の無償化を実施していきます。また、無償化に伴う給付事業や町外保育施設等への入所については、保護者の相談に応じ、適切に情報提供を行っていきます。

基本方針	施策	具体的施策・事業	第二期計画での方針	取組状況や課題・成果	評価	今後の方向	第三期計画での取り組み
基本方針2 地域の子ども・子育て支援の充実	地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	・現在、該当事業はありませんが、健康長寿課では妊娠前から子育て期における包括的な支援を実施しており、子育て支援センターでは子育てに関する相談に応じ、情報の収集や提供を行っています。 ・今後は国の基準にあわせた職員の配置、体制を検討し実施していきます。	・町民福祉課こども支援班では「特定型」として保育所等の利用手続き等子育て支援制度全般に関すること、健康長寿課健康づくり班では母子保健担当の保健師や栄養士などの専門職により育児に関することの相談窓口を設置しています。 ・令和5（2023）年1月から実施している出産・子育て応援給付金事業（令和7（2025）年4月からは妊婦のための支援給付事業）と併せて、妊娠時から産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ「妊婦等包括支援事業型」を設置し併走型相談支援を推進しています。 ・令和6（2024）年度から児童福祉機能と母子保健機能を一体的にし、子どもやその家庭、産婦に対して各種制度の案内や相談・情報提供等を行う「こども家庭センター（型）」を設置しています。	A	拡大	・令和6（2024）年4月以降、こども家庭センター（児童福祉と母子保健連携型）として設置し、全ての子育て家庭の相談対応、情報提供等を継続して実施しています。 ・地域子育て支援拠点（児童館・私立認定こども園松島めぐみの森）・保育所・幼稚園・小中学校等関係機関と連携した相談体制を充実し、併せて子育て支援ガイドブックやホームページ等による情報発信に努めます。
		延長保育事業	・様々な就労形態に対応するため、今後も実施していきます。 ・また、長い時間保育所で過ごす子どもたちの負担を減らせるよう、楽しく過ごせるような工夫をしています。	・延長保育、特別延長保育を行うことで様々な就労形態に対応することができています。 ・私立認定こども園松島めぐみの森では午後6時30分から午後9時まで延長保育を行っており、さらに19時以降も利用する場合は夕食を提供するなど、シフト制等の保護者のニーズにも対応することができています。	A	継続	・今後も継続するとともに、保護者のニーズに応えられるよう人員体制を整えています。また、長時間保育所で過ごす子どもたちの負担を減らせるよう工夫していきます。
		実費徴収に係る補給付を行う事業	・令和元（2019）年10月1日より始まった幼児教育・保育の無償化の内容にあわせ、新制度未移行の町外の私立幼稚園に通う児童に対し、給食費等補助の実施について検討します。	・財源の課題があり実施は難しい状況です。	D	継続	・引き続き、国の制度内容を踏まえて実施について検討していきます。
		多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		・財源の課題があり実施は難しい状況です。	D	継続	・本町におけるニーズの把握に努め、実情と受給バランスを考慮し事業の実施について検討していきます。
		放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	・これまで同様、高学年まで受け入れます。令和元（2019）年度より指定管理者制度を導入したので新たな可能性を指定管理者と検討していきます。 ・また、国より示された「新放課後子ども総合プラン」に沿い、教育委員会と福祉部局（町民福祉課）、指定管理者で協議し、「放課後児童クラブ（留守家庭児童学級）」と「放課後子供教室」の連携による、より安全安心な居場所づくりについても検討していきます。	・たんぼぼ学級（一小学区）の4年生以上は長期休業中のみ利用可となっています。ひまわり学級（二小学区）は、実施場所を松島第二小学校の空き教室から旧松島第二幼稚園に移し、定員も見直したことから、待機児童は発生していません。どんぐり学級（五小学区）も待機児童は発生していません。 ・ニーズの高まりにより申込児童数が年々増加しており、施設規模の理由からたんぼぼ学級（一小学区）で4年生以上の待機児童が発生している状況です。	A	継続	・指定管理事業者の強みを活かし、育成及び遊び（運動）の有識者による支援員への研修充実等により、適切な遊びや生活の場の提供に努めます。
		子育て短期支援事業	・引き続き、周辺自治体と広域的に実施できないか検討していきます。必要時には県と連携し児童養護施設につなげるなど児童の安全確保に努めていきます。 ※松島町では、現在実施していません。	・県内でも実施している自治体は少なく、財源等の問題もあり実現は難しい状況です。	D	継続	・今後の状況を見据えて実施について検討し、必要時には児童相談所等と連携し児童の安全確保に努めていきます。
		乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん訪問事業）	・引き続き、全数訪問を実施していきます。母親や父親と直接話をするこで子育てへの不安や産後のストレスの軽減や解消を図っていきます。	・令和5（2023）年度から併走型支援事業の一環としても訪問し、アンケート等を行い必要な支援につなげています。	A	継続	・併走型相談支援事業の一環として、全数訪問を目指し、母親や父親と直接話をするこで子育てへの不安や産後のストレスの軽減や解消を図っていきます。特に支援が必要な家庭には、母子保健担当保健師と同行訪問する等支援体制を充実していきます。
		養育支援訪問事業	・養育支援が必要な家庭へ訪問を行い、町民福祉課等の関係機関と連携することで適切な支援を行っていきます。	・エジソバラ産後うつ病自己評価高値、要支援産婦、要保護家庭などへ家庭訪問を実施し、育児相談、アドバイスを行い妊産婦の不安軽減に努めています。	A	継続	・養育支援が必要な家庭へ訪問を行い、関係機関と連携しながら、産後の育児支援や簡単な家事などの援助、未熟児や多胎児などに対する育児支援、栄養指導、養育者の身体的・精神的不調に関する相談、指導、父親・母親の育児相談やアドバイス等、適切な支援を行っていきます。
		地域子育て支援拠点事業	・令和元（2019）年度より児童館が指定管理になったことで、遊びの部分を中心に児童館、相談業務の部分松島町民福祉課こども支援班で行っています。 ・今後も、これまで通りのサービスを維持するために、今まで以上にお互いに連携を図り、情報を共有していきます。また職員を積極的に研修に参加させることで質の向上に努めていきます。	・地域子育て支援拠点事業を、令和元（2019）年度より児童館（指定管理者）で開始し、令和5（2023）年度に私立認定こども園松島めぐみの森でも開始し、現在は2か所で実施しています。地域子育て支援拠点事業は、身近な場所で子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や育児相談等ができる場を提供する事業で、実施箇所が増えた事で地域の子育て力向上につながっています。 ※実施施設が2箇所が増えた事から、通称「子育て支援センター」の名称は令和5（2023）年度以降、使用していません。	A	継続	・国の補助事業を活用しながら、現行の2か所で事業を継続し、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを気軽に相談できる場の提供に努めていくとともに、イベントやサークル活動支援を同年代のお子さんを持つ家庭同士のネットワーク作りを支援していきます。 ・こども家庭センターと連携しながら、育児相談や交流の場、子育て講座等の充実を図っていきます。
		一時預かり事業 ○保育所での預かり保育	・磯崎保育所で実施しています。今後も保護者のニーズに応えられるよう人員の確保に努め、継続していきます。	・一時的に保育が困難となった保護者のニーズに対応できています。また、育児疲れのリフレッシュのために利用してもらうことで、保護者のメンタルケアにも繋がっています。	A	継続	・引き続き、保護者のニーズに対応できる体制を確保していきます。
		一時預かり事業 ○幼稚園での預かり保育	・現在、各幼稚園で実施しています。保護者のニーズに応えられるよう人員の確保に努め、継続していきます。	・学校行事、健診、通院等の際に一時的な預かり保育を実施しています。	A	継続	・今後も事業の周知を図り、継続して実施していきます。
		病児保育事業	・周辺自治体に広域的な受け入れについてお願いをしています。 ・また、ファミリー・サポート・センター事業での対応ができないか検討していきます。 ※松島町では、現在実施していません。	・単独で実施するには人員確保や財源の課題があり実施は難しい状況です。	D	継続	・周辺自治体に広域的な受け入れについてお願いをしています。また、ファミリー・サポート・センター事業での対応ができないか検討していきます。
		ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	・どこも預け先がない場合の預かり先として引き続き行い、より利便性を高めるために急な利用等にも対応できるような仕組みや安心して利用できる仕組みを検討していきます。 ・また、令和元（2019）年度より事業を実施している児童館が、指定管理者制度を導入したので利用会員、提供会員、両方会員の募集についても力を入れていきます。	・令和元（2019）年度より指定管理者制度を導入した児童館で事業を実施しています。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、利用控えや会員が減少傾向にあります。	B	継続	・令和6（2024）年度より指定管理者が変更となったため、よりサービス等の向上を図れるよう指定管理者と検討していきます。 ・令和5（2023）年5月以降、新型コロナウイルス感染症が5類に移行しているため、事業の周知を行い、会員数の増加を図ります。
		妊婦健康診査（妊婦健康診査助成事業）	・妊婦健康診査の助成を行い、妊婦の負担軽減に努めていきます。また帰りに助成についても実施していきます。	・母子健康手帳の交付時に助成券についての説明をし、確実に健診を受けるように指導を行うことができています。	A	継続	・妊婦健診費用助成を継続し、今後も妊婦の負担軽減に努めていきます。
		子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（要保護児童対策地域協議会）		・平成19（2007）年2月に「松島町要保護児童対策地域協議会」を立ち上げ、関係機関の皆さんと共に児童虐待関連で支援の必要な子どもたちの対応について検討しています。	A	継続	・子どもの安全のために、引き続き児童相談所等関係機関と連携し、迅速かつ適切な対応に努めます。
関係機関の体制強化による子育て支援の充実	・今後も、家庭、地域、保育所、幼稚園、学校をはじめとする関係機関との連携を強化し、情報交換を行う機会を充実していきます。 ・また、令和4（2022）年までにこども家庭総合支援拠点を新たに設置し、町民福祉課こども支援班と松島町児童館が中心となり、子育て世代包括支援センター、学校、警察、児童相談所などの関係機関と連携し、児童の虐待防止対策を強化していきます。	・こども支援班、児童館において、子育てに関する相談を実施し、母子保健や児童福祉サービス等必要な支援につなげています。 ・令和4（2022）年4月にこども支援班内に保健師や保育士を配置したこども家庭総合支援拠点を設置し、子育て講座や子育て相談を実施するとともに、母子保健や教育機関、警察、児童相談所等要保護児童地域協議会のネットワークを活用した児童虐待防止対策を実施しています。 ・令和6（2024）年4月には、改正児童福祉法に基づき、母子保健と児童福祉機能を一体的に実施することも家庭センターを設置し、母子保健と児童福祉の連携強化を図っています。	A	拡大	・こども家庭センターを中心に、母子保健と児童福祉の連携強化を図り、妊娠前から子育て期まで一貫した、総合相談窓口として必要な支援につなげていきます。 ・要保護児童対策地域協議会についても、こども家庭センターの事業として関係機関との連携を強化し、児童虐待対策を実施していきます。		

基本方針	施策	具体的施策・事業	第二期計画での方針	取組状況や課題・成果	評価	今後の方向	第三期計画での取り組み
基本方針2	児童館	児童館	<ul style="list-style-type: none"> 平成27（2015）年度に開館してから、子どもたちの居場所として定着しています。乳幼児のいる子育て中の親子の新規利用者も増えており、新たな交流も生まれています。 令和元（2019）年度より指定管理者制度を導入しましたが、これまでどおりこども祭りやハロウィンパーティ、クリスマス会などを実施し、いろいろな遊びや異年齢交流、地域の方との交流の場を通して、子どもたちの成長を促していきます。 今後は、指定管理だからこそできることを指定管理者と検討し、よりよいサービスの提供を図っていきます。また、遊び場（館庭）が狭く、子どもたちが思いっきりボールなどで遊べない現状については、B&Gの体育館や町民グラウンドの利用ができないか検討し、子どもたちが思いっきり遊べる環境を提供できるよう努めていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て中の親子や集い、交流する場、子育てに関する相談や遊びの教室等を実施しています。 児童館及び留守家庭児童学級については、町民グラウンド等を活用したり、児童館まつりを実施する等指定管理者のノウハウを活かした事業を展開しています。 	A	継続	<ul style="list-style-type: none"> 親子の交流の場、遊びの教室、子育て相談や情報発信を継続して実施していきます。 児童館事業と留守家庭児童学級については、指定管理者制度を継続し、こども食堂等の協力をいただきながら、子どもたちが安心できる居場所、保護者への子育て支援の中核として継続していきます。
		保育サービスの質の確保 ○配置職員の充実	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き保育士の国の配置基準を守り、派遣会社やハローワークを利用して保育士の確保に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和5（2023）年度から幼保施設の再編及び私立認定こども園松島めぐみの森の開園により、職員を高城保育所に集中させることで、職員配置に伴う待機児童が解消され、国の基準に則り運営ができています。 令和6（2024）年度から3歳以上の職員配置基準が見直されましたが、基準を満たした上で運営しています。加配については会計年度任用職員を採用し対応しています。 	A	継続	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き保育士の国の配置基準を守り、保育士の確保に努めていきます。 保育の質の向上のため、各種研修及び働き方の見直しについての意識啓発を図っていきます。
基本方針3 質の高い教育・保育の提供と子育て環境の整備	次世代育成支援行動計画	保育サービスの質の確保 ○職員の資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> 保育士等の知識、技術や施設運営の質を高めるため、保育所内での内部研修を引き続き実施していきます。 また、外部研修や保育サービスの外部評価については実施できるよう、保育士の確保や予算の確保に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 研究大会への参加や、のびっこクラブなどの実践研修をとおして保育士の資質向上に努めています。 保育士の自己評価や保護者アンケートは実施していますが、外部評価については予算的な問題で実施できていません。 	A	継続	<ul style="list-style-type: none"> 課題や職務内容等を踏まえた研修を計画的に実施し、ソフト面における保育環境の充実に努めます。 外部評価については実施できるよう予算の確保に努めていきます。
		子育て費用の軽減・各種助成 ○乳幼児医療費助成（通院・入院）の充実	<ul style="list-style-type: none"> 子ども医療費助成制度として、通院・入院とも0歳から18歳に到達する最初の年度末までを対象とし、今後も継続し実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> 18歳に到達する最初の年度末までを対象として実施しています。所得制限も撤廃し、申請漏れもなく適切に行っています。 	A	継続	<ul style="list-style-type: none"> 申請漏れもなくきちんと対応できているため、現状どりの取り組みを継続していきます。
		子育て費用の軽減・各種助成 ○多子世帯の保育料の軽減	<ul style="list-style-type: none"> 保育所に同時に入所している保育料は第2子半額、第3子無料を継続します。 また、令和元（2019）年10月からは幼児教育・保育の無償化が始まっており、より経済的負担の軽減が図られています。 	<ul style="list-style-type: none"> 国の法令に則り実施しており、多子世帯の経済的負担の軽減になっています。 	A	継続	<ul style="list-style-type: none"> 今後も継続し多子世帯の経済的負担の軽減に努めていきます。
		子育て費用の軽減・各種助成 ○予防接種助成	<ul style="list-style-type: none"> BCG、不活化ポリオ、ヒブ・肺炎球菌、三種混合、四種混合、水痘、麻疹、風疹、日本脳炎の予防接種の全額助成を継続するとともに、引き続き予防接種について助奨します。 	<ul style="list-style-type: none"> 定期予防接種の周知、接種助奨、および予診票交付による全額助成を行っています。 生後1か月頃と就学後の接種時期に合わせて予防接種予診票を各家庭に送付しています。 乳幼児健診などの場で母子手帳により接種状況を確認し、接種助奨を行っています。 HPVワクチンの積極的勧奨の再開とキャッチアップ接種の実施を行っています。 令和5（2023）年度からは定期予防接種の接種費用の償還払いができる体制を整えました。 国の方針に合わせ最新の情報を対象者に伝える必要があります。 	A	継続	<ul style="list-style-type: none"> 定期予防接種の周知、接種助奨、全額助成、適時の予診票の発行と送付、及び接種機会の確保を継続していきます。 国の動向をふまえた情報収集と情報発信に努めます。 MRワクチンやBCGなどには個別の接種率目標を設定して接種率向上を目指します。また、接種者数の把握をして周知等に活用していきます。 予防接種事務のデジタル化に対応し、それに伴う接種方法の変更等について対象者に情報提供を適切に行っていきます。
		子育て費用の軽減・各種助成 ○妊婦健診受診助成	<ul style="list-style-type: none"> 14回分の妊婦健診費用の助成を継続し、妊婦の負担軽減に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳の交付時に助成券の説明をし、確実に受けられるように指導を行っています。 助成券を通じて妊婦健診の結果を集計し、産前のハイリスク妊婦を把握することができ、必要時に本人や関係機関と連携して支援を行っています。 産後2週間健診、産後1か月健診の助成を行い、産婦の育児不安や乳児の状態を確認し育児支援できる機会を増やしています。 	A	継続	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き妊婦健康診査の助成を行い、妊産婦の負担軽減に努めていきます。
		子育て費用の軽減・各種助成 ○特定不妊治療助成	<ul style="list-style-type: none"> 特定不妊治療について周知を行うとともに、費用の助成を継続します。 	<ul style="list-style-type: none"> 産婦人科医へ助成についてのチラシの配布や広報、町のホームページで周知を行っています。 過去5年間で16件助成し、9件が出産につながっています。 	A	継続	<ul style="list-style-type: none"> 不妊検査費助成事業、不妊治療費助成事業（一般・生殖医療・先進医療）を行い、不妊に悩む夫婦へ経済的支援に努めていきます。
		子育て支援の拠点づくり ○子育て拠点施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> 子育て家庭が相互に交流を行い、子育てについての相談や情報の提供、助言などを行う場、また小中学生等の相互交流が図られる場の充実に努めます。 令和元（2019）年度より指定管理者制度を導入しているので、指定管理者と、より利用しやすい環境の提供に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域子育て支援拠点事業として、児童館・私立認定こども園松島めぐみの森の2か所で親子の交流の場、遊びの教室、育児相談、情報発信を実施しています。 	A	継続	<ul style="list-style-type: none"> 今後も現行の2か所で様々な事業を展開し、親子教室やイベント等を通じて子育て家庭の相互交流を促すとともに、子育てについての相談や情報の提供、助言などを行う場の充実に努めます。
		子どもの遊び場確保 ○屋外遊び場の整備	<ul style="list-style-type: none"> 公園の遊具の点検などを行うとともに、古くなった遊具の更新については計画的に準備を進め、安全管理を図ります。 また、広い公園の整備など、子どもたちの遊び場の確保を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在、児童公園は21か所あり、毎年遊具の点検を実施しています。中には遊具の老朽化等の問題のある所もあり、修繕・更新を実施しています。 	B	継続	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、公園の遊具の点検などを行うとともに、古くなった遊具の更新については計画的に準備を進め、安全管理を図ります。また、広い公園の整備など、子どもたちの遊び場の確保に努めます。
		地域における子育てネットワーク、仲間づくりの推進 ○子育て情報の発信推進	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙や子育て支援サイト、フェイスブックなどを活用し、情報発信を行います。 また、子育てに関する情報が子育て家庭に確実に伝わるよう、より効果的な提供方法を検討し、様々な方法、媒体で情報を提供します。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在、広報紙の中に「児童館だより」のページを設け様々な情報の提供を行うことができています。 子育て支援サイトやフェイスブック等を活用し、子育て支援に関する情報発信ができています。 	A	継続	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、広報紙や子育て支援サイト、各種SNSを活用し情報発信を行います。また、子育てに関する情報が子育て家庭に確実に伝わるよう、より効果的な提供方法を検討し、様々な方法、媒体で情報を提供します。
		地域における子育てネットワーク、仲間づくりの推進 ○親子の交流促進	<ul style="list-style-type: none"> 育児サークル情報を広く周知し、運営についてサポートを行い会員の加入促進に努め、各サークルの交流を図る連絡会を定期に実施します。 また、子育て支援センター事業のリズム遊びの会、なかよし教室、3B体操、親子ベビーヨガを定期的に開催し親と子の交流を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 育児サークルは、新しい会員の加入促進を町の広報や児童館の掲示板を利用して行っていますが会員数が減少傾向にあります。 児童館にてリズム遊びの会、なかよし教室、親子ヨガ教室等を行うことで親子の交流促進が図られています。また、令和5（2023）年度より私立認定こども園松島めぐみの森においても親子の遊び支援を実施しています。 	B	継続	<ul style="list-style-type: none"> 児童館をとおして育児サークルの運営サポートを継続していきます。会員数が減少傾向にあるため引き続きPRを行い加入促進を図っていきます。 地域子育て支援拠点事業を現行の2か所で事業を継続し、親子の交流を促していきます。
地域における子育てネットワーク、仲間づくりの推進 ○住民参加の子育て支援活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 児童館において、子育て支援ボランティア、ジュニア・リーダー等との世代間交流の促進を図り、人形劇、読み聞かせの会等を通して交流の促進を図ります。 また、幼稚園、保育所の行事にも地域の方の参加を促し、子どもたちが地域の人とふれあう機会の拡大を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童館事業では、ジュニア・リーダーの協力により他世代とふれあいを持つことができましたが、高齢者との交流する機会をあまり作れませんでした。 幼稚園・保育所とも地域の方々とふれあい、色々な事を肌で感じて学んでいます。 	B	継続	<ul style="list-style-type: none"> 児童館では、引き続き子育て支援ボランティア、ジュニアリーダー等との世代間交流の促進を図っていきます。実施が少なかった高齢者との交流については、昔遊びなどの事業を取り入れることを検討し、交流を増やしていきます。 幼稚園・保育所については引き続き行事に地域の方々の参加を促し、子どもたちがふれあう機会を提供していきます。 		
子どもや母親の健康確保 ○メンタルヘルス対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> 産後うつ対策として、情報提供及びエジンバラ産後うつ病質問票によるチェックを全産婦に実施し、訪問、面接により支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> エジンバラ産後うつ病自己評価が高い方へ家庭訪問や乳幼児健診時に確認をし、支援をしています。 新生児訪問を実施し、家族と直接話しをすることで子育てへの不安や産後のストレスの軽減が図られています。また、授乳方法等育児方法を直接指導し、親の育児スキル向上の支援ができています。 産後ケア事業を実施し、産後1年未満の母親へ育児相談、支援を行っています。訪問型、デイサービス型を実施しており、令和5（2023）年度訪問型は10回、デイサービス型は30回実施しています。 	A	継続	<ul style="list-style-type: none"> 産後うつ対策として、情報提供及びエジンバラ産後うつ病質問票によるチェックを全産婦に実施し、訪問、面接により支援を行います。また、必要時は育児手技や情報の提供を行い保育者の育児ストレスの軽減を図っていきます。 養育支援が必要な家庭への養育支援訪問事業や、産後ケア事業を実施し、産婦の育児支援・相談対応を行っていきます。 		

基本方針	施策	具体的施策・事業	第二期計画での方針	取組状況や課題・成果	評価	今後の方向	第三期計画での取り組み
基本方針3 質の高い教育・保育の提供と子育て環境の整備	次世代育成支援行動計画	子どもや母親の健康確保 ○健康診査等の充実	・健康診査の充実を図り、乳幼児期の疾病の早期発見に努め、経過観察が必要な乳幼児については、保健指導を行います。	・3~4か月児健診、モグモグ教室（7~8か月児離乳食教室）、1歳6か月児健診、2歳6か月児歯科健診、3歳6か月児健診を実施しています。 ・各健診で個別相談を行っており、発達や言葉など聞き取りを行うことで早期介入を行っています。 ・保育士が乳幼児の集団行動面等を観察することで、発達異常の早期発見に努めることができています。 ・令和6（2024）年4月から3歳6か月児健診に屈折検査を導入し、目の異常を早期発見し医療機関につなぐことができています。	S	継続	・今後も健康診査の充実を図り、乳幼児期の疾病の早期発見に努め、経過観察が必要な乳幼児については保健指導を行っていきます。
		子どもや母親の健康確保 ○個別相談の充実	・安心して育児を行うことができるよう、気軽に相談できる体制を充実し、乳幼児の保健医療に対する適時適切な指導、助言を行うとともに、個別の相談対応も行います。	・母子手帳交付時から気軽に相談できる窓口として妊婦に説明しています。 ・保健福祉センターに来所された方や電話での個別相談対応を随時行っています。 ・乳幼児健診や育児相談事業では月齢にあわせた保健指導を行い、個別の相談対応をしています。 ・児童館で育児相談事業をしており、保育者の個別相談に応じています。また、子どもの様子を観察し、健診時に気になったところの観察や確認を実施しています。 ・育児相談事業の周知として乳幼児健診、児童館、松島病院でチラシの掲載、配布をしています。 ・伴走型支援事業の一環として、母子手帳交付時と7、8か月妊婦にアンケートを行い、母親の精神状態や不安、悩みの確認を行い必要時は相談支援や関係機関へ情報共有をしています。また、母親から希望がある場合は面談を実施します。	A	継続	・今後も安心して育児を行うことができるよう気軽に相談できる窓口として周知に努めます。 ・妊婦、保育者へ保健医療に対する適時適切な指導、助言を行うとともに、個別の相談対応を行っていきます。
		小児医療体制の充実 ○小児科医療体制の充実	・乳幼児健診を実施し、疾病の早期発見に努めます。 ・また、塩釜地区休日急患診療センター運営を継続し、小児救急について「こども夜間安心コール」等の情報提供を行うとともに、近隣自治体や関係機関と連携して、地域医療体制整備の一層の充実を県に引き続き要望します。	・母子手帳交付時・乳幼児健診時に、こども夜間安心コールと塩釜地区休日急患診療センターの情報提供を行っています。 ・また、保護者から相談があった場合は適宜情報提供しています。	A	継続	・今後も乳幼児健診を実施し、疾病の早期発見に努めていきます。 ・こども夜間安心コールと塩釜地区休日急患診療センターの情報提供は継続して行っています。 ・近隣自治体や関係機関と連携して、地域医療体制整備の一層の充実を引き続き県に要望していきます。
		健やかな体の育成 ○子どもの体力増進	・町民や関係団体と協力し、基本的な生活習慣を守りながら、幼児期に体を動かすことの楽しさや自ら進んでスポーツに取り組む意欲を育てるとともに、基礎体力と運動能力の向上を図ります。	・幼児を対象にしたボールを使った体験教室や、水に慣れるための教室など、体育施設の指定管理者が計画した事業において、幼児の運動能力の向上、プールに慣れ親しむ機会や水の危険性を学ぶことで、身体を動かすことの楽しさや他の児童との交流も図られています。	A	継続	・今後も引き続き指定管理者と協力しながら、スポーツの楽しさを体験できる環境づくりを継続して行っていきます。 ・幼児期に体を動かすことの楽しさや自ら進んでスポーツに取り組む意欲を育てるとともに、基礎体力と運動能力の向上を図ります。
		幼児教育の充実 ○幼保小連携の推進	・できるだけ送迎バスの調整をし、交流の回数を増やすことで、幼保小との連携を促進し、義務教育へのスムーズな移行を図ります。 ・また、中学生や高校生等の保育ボランティア、保育体験を実施するなど、校種間をこえた交流を推進します。	・交流保育は少人数でしか関わったことのない園児にとっては有効的な事業です。交流保育を年間8回、第一幼稚園5回、高城保育所3回、教育委員会の送迎バスを利用し行っています。 ・中学生の体験活動では、幼児が中学生と関わることで思いやりの気持ちに接し、道徳性の芽生えを培うことができるよい機会となっています。	A	継続	・多人数の交流保育や中学生の保育体験活動は、有効な事業であるため継続して実施していきます。
		幼児教育の充実 ○多様な体験活動の推進	・地域の実態に応じた体験活動の推進や、幼稚園・保育所での活動をはじめ、地域全体で子どもたちの体験活動の充実を図ります。	【幼稚園】 ・すずめ踊り体験会や保護者見学を含むすずめ踊り会を実施しています。近隣の公園に散策に行き、自然を活かした環境の体験や町のバスを利用した園外保育では町民の森、福浦島の散策など松島町ならではの体験活動を実施しています。 【保育所】 ・地域団体等の協力により、多様な体験活動の推進が図られています。	A	継続	【幼稚園】 ・自然を活かした環境体験等を今後も継続して実施していきます。 【保育所】 ・地域の実態に応じた体験活動を推進し、地域全体で子どもたちの体験活動の充実を図っていきます。
		家庭や地域の連携による家庭教育力向上 ○家庭教育への支援の充実	・親子の関わり方について、刊行物を利用して支援を行うとともに、子育てサークルと連携し、親子のふれあいを啓発する機会と方法を検討します。 ・また、家庭の教育力向上のため、家庭教育支援活動を行う宮城県家庭教育支援チームの派遣を検討します。	【生涯学習班】 ・家庭の教育力向上のため、宮城県で実施している「子育てサポーター養成講座」等研修会の情報提供を町民向けに行っています。 ・宮城県家庭教育支援チームに上記講座を修了したチーム員1名（町内在住）を推薦しています。 【こども支援班】 ・令和5（2023）年度より子育て講座「ペアレント・トレーニング講座」を開始し、楽しい子育て・発達特性に合わせた養育スキルを保護者と一緒に学ぶ場として家庭の教育力向上を図っています。	B	継続	【生涯学習班】 ・広報紙やSNS等を活用し、引き続き家庭教育に関する情報提供を行うと共に、町内幼稚園や児童館等関係機関とも情報共有を行っていきます。 【こども支援班】 ・子育て講座「ペアレント・トレーニング講座」を継続し、楽しい子育て・発達特性に合わせた養育スキルを保護者と一緒に学ぶ場を提供し家庭の教育力向上を図っていきます。また、実施可能な職員の増員やスキルアップに努めます。
		家庭や地域の連携による家庭教育力向上 ○学校、幼稚園、保育所等における子育て家庭への支援	・保護者や学校、幼稚園、保育所と共通理解を深めながら、家庭教育に関する情報提供や相談の充実を図ります。	【学校教育班】 ・個人面談による保護者理解と小学校への引き継ぎを実施しています。また、保健師からの情報提供をもとに家庭状況の把握や育児相談、関係機関との連携も視野に入れたフリー面談を実施しています。概ね達成出来ていますが、その状況の変化や保護者に心理によって難しさがありません。 【こども支援班】 ・のびっこクラブにおける実践研修や、臨床心理士等による保育施設等への巡回心理相談を実施しており、発達特性による支援方法について共通理解を深めながら効果的な支援を学ぶ研修機会を提供しています。	A	拡大	【学校教育班】 ・保護者、学校、保健師と共通理解を深めながら、家庭教育に関する情報提供や相談充実を図っていきます。 【こども支援班】 ・のびっこクラブによる実践研修や巡回心理相談に加え、令和6（2024）年度に開始した、支援者向けペアレント・トレーニング講座（ティーチャーズ・トレーニング講座）を継続し、発達特性による支援方法について支援者間の共通理解を深めていきます。
		仕事と家庭生活の両立支援 ○ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及	・ワーク・ライフ・バランスの考え方の理解や合意形成を促進するため、労働者、事業主、地域住民等に向け、育児休業や介護休業など制度の周知・情報提供を行うとともに、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発をより一層推進するために啓発方法を検討します。	・ワーク・ライフ・バランスの向上のため各種啓発を行っており、職員では男性の育児休業取得率が令和5（2023）年度で83%となっています。	B	継続	・現在行っている取り組みを継続し、ワーク・ライフ・バランスの意識向上を図っていきます。
		仕事と家庭生活の両立支援 ○働き方の見直しについての意識啓発	・男性、女性ともに職業生活優先の意識や役割分担意識を改めるとともに、家庭生活、家庭教育の重要性を認識し、バランスのとれた働き方やライフスタイルを考えることができるよう、啓発方法を検討します。	・職員に対して、男性の育児休業取得促進の働きかけや業務の効率化による時間外勤務の削減を図っています。	B	継続	・現在行っている取り組みを継続し、働き方の見直しについての意識啓発を図っていきます。
仕事と家庭生活の両立支援 ○男女共同参画意識の啓発	・男女がともに個性と能力を発揮し、いきいきと暮らすことができるよう男女共同参画の実現に向けた意識啓発を図るため、学校教育や地域活動など様々な場で啓発していけるよう、啓発方法を検討します。	・町民に対して、宮城県との共同事業である男女共同参画社会パネルキャラバンを文化観光交流館で実施しています。	B	継続	・松島町男女共同参画基本計画に基づき、現在行っている取り組みを継続し、男女共同参画の意識啓発を図っていきます。		
子育てを支援する生活環境の整備 ○住宅の情報提供	・移住・定住促進ガイドブックを発行し、宅地や松島の暮らしの魅力などをPRします。 ・また、空き家バンクについては、まだ登録を行っていない空き家等所有者に対して、登録を行って貰えるような方策を検討します。	・令和2（2020）年度、令和5（2023）年度に「松島町移住・定住促進ガイドブック」を刷新し、松島の暮らしの魅力やPRするとともに、移住・定住に関連する各種支援制度について情報発信を行っています。 ・空き家バンクについては、広報紙や町ホームページにて継続的に周知を行っています。 ・宅地や住宅についての問合せは一定数見られるため、情報が必要としている方に適切に伝えることできるように今後も情報発信を行っていきます。	A	拡大	・町ホームページ内に空き家バンクを掲載していましたが、登録数の増加及び契約成立の促進のために、全国版空き家バンクに掲載するよう事業を拡大していきます。		

基本方針	施策	具体的施策・事業	第二期計画での方針	取組状況や課題・成果	評価	今後の方向	第三期計画での取り組み
基本方針3 質の高い教育・保育の提供と子育て環境の整備	次世代育成支援行動計画	子育てを支援する生活環境の整備 ○通学路等の安全の確保	・危険度の高い交差点にガードレールやカーブミラー等の交通安全施設の設置、老朽化した交通安全施設の更新など優先度の高いものから取り組み、交通安全に配慮した道路環境づくりを関係機関と調整しながら推進します。	・交通状況の変化などに対応し、通学路の継続的な安全確保が求められています。 ・既存のカーブミラーについては、経年劣化が進んでいる物が多くあり、施設更新には多額の費用を要するため、優先順位をつけて実施する必要があります。	A	継続	・危険度の高い交差点にガードレールやカーブミラー等の交通安全施設の設置、老朽化した交通安全施設の更新など優先度の高いものから取り組み、交通安全に配慮した道路環境づくりを関係機関と調整しながら推進していきます。
		子どもの安全対策の推進 ○交通安全対策の推進	・子どもの安全教育や通学路での交通指導を推進するとともに、ドライバーの交通マナー向上のための啓発に努めます。 ・さらに、高齢ドライバーに対する安全運転の普及啓発活動を強化します。	・高齢者による事故に子どもたちが巻き込まれる事態も増加してきているので、実際に道路に出る交通指導や警察による交通安全の教室などを行っています。	A	継続	・取り組みを継続しつつ、左記のような事故が全国的にもあることを児童にもよく伝え、未然に防げるような啓発や周知活動に努めます。
		子どもの安全対策の推進 ○防災対策の推進	・「まつしま防災学」による防災教育と自主防災組織の活動、各種防災訓練等により防災意識の啓発と防災力向上に努めます。	・各学校において、防災マニュアルを作成し、各機関の専門の方々に防災に関する講座などを実施しています。また、避難訓練や災害時を想定した引き渡し訓練なども行っています。 ・児童たちは、防災・減災に関する絵本や映像を通して伝え、「減災カルタ」や「減災クイズ」等、わかりやすい手法を使って遊びながら防災を学ぶ機会を作ることにより、防災・減災に対する意識が高まっています。 ・学校、地域住民及び関係機関がどのように役割分担や連携ができるかが課題となっています。	A	継続	・今後も左記取り組みを継続しつつ、保護者への啓発や地域住民との協働して防災教育を行っていきます。 ・常に適切で安全な防災計画を目指して、適宜見直しを行い、教職員間の共通理解を図っていきます。
		子どもを犯罪から守る活動の推進 ○防犯意識の普及啓発	・子どもたちが犯罪に巻き込まれないよう、家庭、地域、学校、警察、関係団体や子ども110番の家が連携を図り、家庭や地域の防犯意識を高めるとともに、子ども自身が危険を回避するための防犯意識の高揚を図ります。	・近年は犯罪が多様化していることから防犯に対する普及啓発がより重要になってきています。	A	継続	・子どもたちが犯罪に巻き込まれないよう、家庭、地域、学校、警察、関係団体や子ども110番の家と連携を図り、家庭や地域の防犯意識を高めるとともに引き続き子ども自身が危険を回避するための防犯意識の高揚を図っていきます。
		子どもを犯罪から守る活動の推進 ○地域の防犯体制の充実	・各地区の防犯指導隊、少年補導員、PTA、学校等の連携を強化するため、警察署と協力して支援を行います。 ・また、今後も児童生徒の登下校時の安全確保に努めるとともに、幼稚園、保育所、学校によるメール配信、スクールガードリーダーによる見守りを継続します。	・スクールガードリーダーが通学路を巡回することにより、安全指導や不審者対策が図られています。 ・毎年、警察や国・県の道路管理者、役場関係課及び学校との通学路の合同点検を行っています。 ・保護者への緊急連絡など様々な場面でメールを有効的に活用しています。	A	継続	・今後も左記取り組み内容を継続しつつ、各学校に登録した地域住民による学校内外の巡回や危険箇所への監視などを行うスクールガードリーダーの育成を検討していきます。さらに、問題箇所・危険箇所の把握に努め対策を講じていきます。
		児童虐待を防止するための対策 ○相談体制の強化・充実	・ネグレクトや孤立した生活にならないよう早期に相談・通報できる体制をより充実します。	・要保護児童対策地域協議会において、関係機関との情報共有・早期相談等の体制づくりを実施しています。	A	継続	・令和6（2024）年4月に設置したこども家庭センターを中心に、児童福祉・母子保健の連携を強化し、ネグレクト等児童虐待予防、孤立化予防を図りながら、養育困難を抱える家庭の相談等体制を充実します。
		児童虐待を防止するための対策 ○情報の周知	・児童虐待の防止や早期発見のため、児童虐待防止月間以外でも児童虐待に関する情報を周知し、学校との情報交換もこれまで以上にいきます。	・要保護児童対策地域協議会実務者会議におけるヤングケアラー研修会や、民生委員児童委員協議会の児童虐待対応研修を実施し、児童虐待対策の早期通報体制等の周知を図るとともに協力を依頼しています。	A	継続	・児童虐待防止や、早期発見・通告体制を学校等関係機関に協力を求め、ケース会議や実務者会議、代表者会議にて情報共有や連携による支援体制強化を図り、地域全体で子どもを守る体制づくりを行っていきます。
		要保護児童への支援体制の充実 ○要保護児童への支援体制の充実	・虐待を受けた子どもの精神的なケアを行う関係機関と連携を図り適切な対応を図ります。 ・また、DV被害者の子どもの精神的なケアを図るとともに、家庭の自立を支援します。 ・その他、子どもたちを守る支援者を増やす方法も検討します。	・要保護児童への支援体制として、家庭や学校等の相談に応じ、学校のソーシャルワーカー等とも連携し、心のケアにつなげています。また、児童虐待の要因ともなる発達特性からくる育てにくさ等を改善するため、保護者対象のペアレント・トレーニング講座を令和5（2023）年度から開始し、児童虐待に至らない予防策としても活用していきます。	S	拡大	・子どもと保護者の心のケアを児童相談所や学校カウンセラー等関係機関と連携して支援につなげていきます。 ・保護者対象のペアレント・トレーニング講座に加え、幼稚園や保育所等職員向けの講座（ティーチャーズ・トレーニング講座）を令和6（2024）年度に開始し、支援者の養育スキルアップを実施していき、子どもの自己肯定感を高める支援体制づくりを検討していきます。
		要保護児童への支援体制の充実 ○関係機関との連携	・児童虐待防止対策体制総合強化プランにより子ども家庭総合支援拠点を令和4（2022）年度までに全市町村に設置が義務化されることから、今後はそこに向けて体制をより強化し、あわせて関係機関との連携も強化します。	・令和4（2022）年4月に町民福祉課こども支援班に「松島町子ども家庭総合支援拠点（拠点）」を設置し、幼稚園・保育所・小中学校等関係機関との連携や、児童虐待以外で対応困難な家庭への支援についても、拠点を軸に関係機関との支援会議を開催し、支援の充実を図りました。	A	拡大	・令和6（2024）年4月に設置したこども家庭センターにおいて、要保護児童対策地域協議会の調整機関も兼ねることにより、関係機関との連携体制を一層強化していきます。
		障がいのある子への支援 ○日中一時支援事業の充実	・希望園や関係機関とのつながりを強くし、様々なサービスにつなげられるような体制の維持・強化を行います。	・希望園や関係機関とのつながりを強化し、様々なサービスにつなぐことができている。また、母子通園のため母親が希望園の職員に相談しやすい環境ができています。 ・親同士の情報共有の場としての機能も果たしています。	A	継続	・今後も継続して希望園や関係機関とのつながりを強化し、様々なサービスにつなぐことができるような体制の整備や強化を実施していきます。
障がいのある子への支援 ○保育所、幼稚園での障がい児の受け入れ体制の充実	・臨床心理士や保健師に気になる幼児の実態をみてもらい、関わり方や支援の仕方について助言・指導を行ってまいります。 ・また、研修や発達障がい児支援事業に参加した保育士や教諭から、ほかの保育士や教諭に内容を報告、共有してもらうことでスキルアップを図ります。	【学校教育班】 ・発達特性のある子どもへの支援を学ぶ教育講演会を実施するとともに、巡回心理相談（幼稚園を2回訪問）として臨床心理士に気になる子どもへの接し方等について助言を受けています。各種研修会に参加した教諭が研修内容を報告し、研修内容を共有することにより障がいへの知識や理解が深まっています。 【こども支援班】 ・幼稚園・保育所・私立認定こども園松島めぐみの森における障がい児の受け入れ体制を支援するために、こども支援班において、臨床心理士・保健師・保育士のチームで、各施設2回の巡回心理相談を実施しています。 ・平成28（2016）年度に県のモデル事業で開始した「のびっこクラブ」では、発達障がいや特性による特別な支援が必要な幼児と保護者を対象にした教室を開催し、臨床心理士の指導のもと、町内の保育士・幼稚園教諭が実践研修も兼ねて実施し、令和6（2024）年度からは発達特性に合わせた効果的な支援を学ぶティーチャーズ・トレーニング研修を実施しています。	A	継続	【学校教育班】 ・今後も専門職のアドバイスを受けながら、適切な支援を行ってまいります。 【こども支援班】 ・幼稚園・保育所・私立認定こども園松島めぐみの森における障がい児の受け入れ体制を支援するために、こども支援班において、臨床心理士・保健師・保育士のチームで、各施設2回の巡回心理相談を継続していきます。 ・「のびっこクラブ」（発達障がいや特性による特別な支援が必要な幼児と保護者を対象にした教室で支援者の実践研修を兼ねている）やティーチャーズ・トレーニング講座等を継続的に開催し、臨床心理士の指導のもと、幼稚園教諭・保育士等幼児教育の支援スキルの向上を図っていきます。		

		障がいのある子への支援 ○早期発見、個別支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診時のM-C H A Tを継続し、障がいの早期発見に努め、親子への早期支援を行っていきます。 ・また、特別支援教育連携協議会で、幼稚園、保育所、小学校、支援学校等と連携して情報の共有を図り、継続的な相談支援を行っていきます。 ・また、医療的ケア児等が適切な支援が受けられるよう保健、医療、障がい等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> 【学校教育班】 ・年に1回、松島町特別支援連携協議会を開催し、小中学校、支援学校、幼稚園、保育所、私立認定こども園松島めがきの森と情報共有を図っています。 【健康づくり班】 ・1歳6か月児健診時にM-C H A Tを使用した発達特性の確認や、乳幼児精神発達精密健康診査の実施により障がいの早期発見に努めています。必要時関係機関や事業の紹介をしていますが、保護者の意向により紹介先と繋がらないことがある状況です。 ・就学支援として、学校見学や教育相談に同行、参加し、就学先の検討や手続きのサポートをしています。保護者から同意が得られ、必要な場合は所属している幼稚園、保育所、認定こども園、教育委員会、その他関係機関と情報共有し連携しています。 【こども支援班】 ・臨床心理士による個別発達相談（子育てひろば）を児童館を会場に実施し、乳幼児や小学生の親子の発達相談や助言等を実施しています。乳幼児健診や保育所・幼稚園等からの紹介による相談も多く、早期に、専門相談や個別支援につなげています。 ・平成28（2016）年度に県のモデル事業で開始した「のびっこクラブ」では、発達障がいや特性による特別な支援が必要な幼児と保護者を対象にした教室を開催し、臨床心理士の指導のもと、町内の保育士・幼稚園教諭が実践研修も兼ねて実施しています。 ・令和5（2023）年度より良好な親子関係や発達特性に合わせた保護者の養育スキル向上を目的に、新たに子育て講座としてペアレントトレーニング講座を実施しています。 	A	継続	<ul style="list-style-type: none"> 【学校教育班】 ・今後も支援学校、保健師等専門職のアドバイスを受けながら、継続して相談支援を行っていきます。 【健康づくり班】 ・乳幼児健診時のM-C H A Tを継続し障がいの早期発見に努め、親子への早期支援を行っていきます。また、特別支援教育連携協議会で、保育施設、小学校、支援学校等と連携して情報の共有を図り、継続的な相談支援を行っていきます。 ・医療的ケア児等が適切な支援が受けられるよう、必要時保健、医療、障がい等の関係機関が連携を図るための協議の場の調整をしていきます。 【こども支援班】 ・発達障がいや発達の特性による特別な支援や配慮を必要とする乳幼児や児童が増えており、保護者も支援者も悩んでいる場合が多い状況です。こども家庭センターで母子保健・児童福祉の連携が強化されてきていることを踏まえ、幼保小や特別支援校、障害福祉事業者等関係機関と連携しながら、早期発見・早期支援につなげ、保護者の不安の軽減や子どもへの支援を実施していきます。 ・こども家庭センターの事業として、良好な親子関係や発達特性に合わせた保護者の養育スキル向上を目的にした子育て講座としてペアレントトレーニング講座・職員向け研修を継続して実施していきます。
--	--	------------------------------	---	---	---	----	---

基本方針	施策	具体的施策・事業	第二期計画での方針	取組状況や課題・成果	評価	今後の方向	第三期計画での取り組み
基本方針3 質の高い教育・保育の提供と子育て環境の整備	次世代育成支援行動	障がいのある子への支援 ○情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいに応じた、各種制度の、支援内容等について情報提供に努めます。 ・また、保護者等の発達障がい等への知識や理解を深めるため、情報提供の方法について検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> 【福祉班】 ・現在障がいのある子に対して家族からの相談を受け付け、各種情報提供を行っています。また、障害福祉サービス事業所や相談支援事業所への情報提供も行っています。 【こども支援班】 ・子育て支援ガイドブックを令和5（2023）年度に改訂し、障がいに応じた各種制度・支援内容の周知を図っています。 	A	継続	<ul style="list-style-type: none"> 【福祉班】 ・引き続き、障がいに応じた各種制度の支援内容等についての情報提供に努めます。また、保護者等の発達障がい等への知識や理解を深めるため、情報提供の方法について検討していきます。 【こども支援班】 ・子育て支援サイトや子育て支援ガイドブックにより、各種制度の周知を行い、必要なサービス利用につなげていきます。
		障がいのある子への支援 ○仲間づくり支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児を持つ親の会を積極的に紹介し、親同士の仲間づくりを支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児を持つ親に対して、福祉の増進を目的とする親の会を紹介しています。 	A	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き障がい児を持つ親に対して、親の会を積極的に紹介し、親同士の仲間づくりを支援していきます。
	こどもの貧困の解消に向けた対策	児童扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当の制度を周知し、ひとり親家庭の経済的安定、生活安定のために自立支援を行っていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切に支給することができます。住民基本台帳担当者から対象と思われる方については全教室内してもらっていることもあり申請漏れもない状況です。 	A	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続きひとり親家庭の経済的負担の軽減を図っていきます。
		乳児家庭全戸訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> ・全戸訪問を実施し、母親や父親と直接話しをすることで、子育てへの不安や産後のストレスの軽減を図ります。 ・また、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスの提供に努めていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5（2023）年度～伴走型支援事業の一環としても訪問し、アンケート等実施し、必要な支援につなげています。 	A	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児家庭全戸訪問事業は、保育士の訪問を継続し、特に支援の必要な家庭には、母子保健担当保健師と同行訪問する等支援体制を充実していきます。
		松島町母子福祉対策資金貸付事業	<ul style="list-style-type: none"> ・数年間貸付の申し込みのない状態が続いているため、廃止を検討しています。 ・今後、申し込みの問い合わせがあった場合には、宮城県内の貸付事業を案内していく予定です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止しました。 	D	終了	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、申し込みの問い合わせがあった場合には宮城県の貸付事業を案内していきます。
		義務教育段階の就学援助	<ul style="list-style-type: none"> ・就学援助の対象となる方に対して、就学上必要な経費の一部を援助します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年2月に翌年度申請の制度周知チラシを作成し、各小中学校児童生徒全員に配布しています。 	A	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も継続して制度周知を図っていきます。
		奨学金貸与	<ul style="list-style-type: none"> ・修学に意欲がある学生及び生徒であって、経済的理由により修学が困難な方に対し、奨学金を貸与することにより、修学を促進し、社会に貢献できる人材育成を図ります。 【高校生】 自宅通学者 10,000 円（月額） 自宅外通学者 20,000 円（月額） 【大学生】 自宅通学者 20,000 円（月額） 自宅外通学者 30,000 円（月額） 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年広報まつしま2・3月に掲載し事業周知を図っていますが、貸与申請がここ数年無い状況が続いています。 	B	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・町内中学校、高等学校を中心に今後も継続して事業の周知を図っていきます。
		特別支援教育就学奨励費負担等	<ul style="list-style-type: none"> ・町立小学校・中学校の特別支援学級に入級している児童及び生徒の保護者負担を軽減するため、学用品等の一部を援助します（所得制限あり）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年度初めに対象となる児童生徒の保護者に、個別に申請等を配布し、保護者の経済的負担軽減を図っています。 	A	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も国庫補助金を活用し、継続して事業を実施していきます。
		小学校入学準備支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・第3子が小学校に入学する際に「小学校入学祝金」を支給し、経済的負担の軽減を図っていきます。 【支給額】 1人あたり 30,000 円 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切に支給することができます。 	A	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度から支給対象を拡大し、小学校・中学校に入学する際に「小中学校入学祝金」を支給することにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図っていきます。 【支給額】 小学生 第1子・第2子 1人あたり 20,000 円 小学生 第3子以降 1人あたり 30,000 円 中学生 一律 1人あたり 20,000 円
		スクールカウンセラーの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も児童・生徒及び保護者の心の安定と教職員の資質能力向上を図るため、スクールカウンセラーを活用していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季休暇に2日、冬季休暇に1日、スクールカウンセラーにもみの木教室に来てもらい、児童・生徒や保護者の相談を受けています。 	A	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・今後は相談日数を夏季休暇は3日に増やし、冬季休暇は2日に増やすことでスクールソーシャルワーカーやもみの木教室や学校と連携をとりながら、児童・生徒の問題解決に努めます。
スクールソーシャルワーカーの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も児童・生徒の悩みや抱えている問題の解決に向け、スクールソーシャルワーカーを活用し、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ支援するとともに、保護者や教職員に対し、支援や相談、情報提供を行っていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2人の経験豊富なスクールソーシャルワーカーに毎月各学校に訪問してもらい、児童・生徒の相談を受けています。 	A	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・今後はもみの木教室やスクールカウンセラー、学校と連携をとりながら児童・生徒の問題解決に努めます。 		
母子・父子家庭医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・児童が18歳に到達する最初の年度末までを対象として1つの医療機関で1か月に支払った保険診療分の自己負担額が基準額を超えたときに、超えた分を支給します。（所得制限等あり）今後も継続し実施します。 【基準額】 通院 1,000円 入院 2,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切に支給することができます。 	A	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き児童が18歳に到達する最初の年度末までを対象として1つの医療機関で1か月に支払った保険診療分の自己負担額が基準額を超えたときに、超えた分を助成していきます。 		
チャイルドシートレンタル	<ul style="list-style-type: none"> ・チャイルドシートを無料でレンタルしています。今後も継続し実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・チャイルドシートを無料でレンタルすることで、経済的負担の軽減の一助となっています。 	A	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き無料レンタルを行っていきます。 		
生活困窮者への自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮に陥る恐れのある世帯に対し、福祉事務所、ハローワーク、宮城県南部自立相談支援センター等と連携しながら支援を行っていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉事務所、ハローワーク、宮城県自立相談支援センター等と連携しながら生活困窮に陥る恐れのある世帯に対し適切な支援を実施できています。 	A	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き福祉事務所、ハローワーク、宮城県自立相談支援センター等と連携しながら生活困窮者に対し適切な支援を行っていきます。 		



2 第三期計画の施策の体系

基本理念	基本方針	施策	具体的施策
育もう！ すこやか笑顔あふれる 松島の子	保育の量的拡大・確保	幼児期の学校教育・保育	(1) 幼児期の学校教育・保育 (2) 教育・保育の一体的提供推進
	地域の子ども・子育て支援の充実	地域子ども・子育て支援事業	(1) 利用者支援事業 (2) 延長保育事業 (3) 実費徴収に係る補給給付を行う事業 (4) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 (5) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） (6) 子育て短期支援事業 (7) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業） (8) 養育支援訪問事業 (9) 地域子育て支援拠点事業 (10) 一時預かり事業 (11) 病児保育事業 (12) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業） (13) 妊婦健康診査（妊婦健康診査助成事業） (14) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (15) 子育て世帯訪問支援事業 (16) 児童育成支援拠点事業 (17) 親子関係形成支援事業 (18) 地域子育て相談機関 (19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） (20) 産後ケア事業 (21) 妊婦等包括相談支援事業 (22) 関係機関の体制強化による子育て支援の充実（こども家庭センター）
		児童館	(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） (2) 地域子育て支援拠点事業 (3) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業） (4) 地域子育て相談機関
	質の高い教育・保育の提供と子育て環境の整備	次世代育成支援行動計画	(1) 保育サービスの質の確保 (2) 子育て費用の軽減・各種助成 (3) 子育て支援の拠点づくり (4) 子どもの遊び場確保 (5) 地域における子育てネットワーク、仲間づくりの推進 (6) 子どもや母親の健康確保 (7) 小児医療体制の充実 (8) 健やかな体の育成 (9) 幼児教育の充実 (10) 家庭や地域の連携による家庭教育力向上 (11) 仕事と家庭生活の両立支援 (12) 子育てを支援する生活環境の整備 (13) 子どもの安全対策の推進 (14) 子どもを犯罪から守る活動の推進 (15) 児童虐待を防止するための対策 (16) 要保護児童への支援体制の充実 (17) 障がいのある子への支援
		こどもの貧困の解消に向けた対策	(1) 児童扶養手当 (2) 出産・子育て応援給付金事業（R7年4月～妊婦のための支援給付事業） (3) 義務教育段階の就学援助 (4) 奨学金貸与 (5) 特別支援教育就学奨励費負担等 (6) 小中学校入学準備支援事業 (7) スクールカウンセラーの活用 (8) スクールソーシャルワーカーの活用 (9) 乳幼児医療費助成（通院・入院）の充実 (10) 母子・父子家庭医療費助成 (11) 多子世帯の保育料の軽減 (12) 妊婦健康診査費用助成 (13) 不妊治療費助成 (14) 産婦健康診査費用助成 (15) 新生児聴覚検査費用助成 (16) チャイルドシートレンタル (17) 生活困窮者への自立支援

3 松島町の状況と子ども・子育て支援をめぐる課題

本計画は、松島町において、安心して子どもを産み育てられる環境づくりとすべての子どもが健やかに成長できる地域づくりを実現するため策定するものです。

策定にあたり、松島町の子ども・子育てを取り巻く現状整理や子ども・子育てに関する意見やニーズを把握するために「松島町子ども・子育て支援事業計画（第三期）策定のためのアンケート調査」を行いました。

それらの現状やアンケート調査結果からみえてきた松島町の課題は、「課題1 子ども子育てしながら働きやすい環境づくり」、「課題2 子どもや子育て家庭の暮らしの安全・安心の確保」、「課題3 子ども子育て家庭への経済的支援施策の推進」、「課題4 子ども遊び場や公園の整備」の4つです。

課題1 子ども子育てしながら働きやすい環境づくり

アンケート調査結果をみると、母親、父親ともに「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）」の割合が最も高く、次いで「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労）」の割合が高いことから、共働きの方が多くいることがうかがえます。また、子どもの子育ては「父母ともに」の割合が最も高くなっています。すべての子育て家庭が、子育てしながら働くことのできる環境づくりに努めます。

課題2 子どもや子育て家庭の暮らしの安全・安心の確保

相談相手（場所）についての設問では「身内の人（親・兄弟姉妹など）」、「友人や知人」、「保育士」の割合が高くなっている一方、「そのような相手や場所はない/ない」と回答された方が5.4%となっています。子どもや子育て家庭が安心して暮らしていけるよう、安全・安心の体制を強化するとともに、ひとり親家庭、障がい児、ヤングケアラー、児童虐待の早期発見や的確な対応など、支援を必要としている家庭への情報提供や相談体制の強化を図ります。

課題3 子ども子育て家庭への経済的支援施策の推進

松島町に充実を図ってほしいと期待する子育て支援についての設問では「子育て家庭への経済的支援の充実」の割合が57.6%となっています。18歳までの子ども医療費無償化などの経済的支援施策を推進し、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めます。



課題4 子どもの遊び場や公園の整備

アンケート調査の結果、子どもの遊び場や公園についてのご意見が多くありました。子どもや子育て家庭が安心して遊ぶことができるよう、遊具の定期点検及び老朽化対策を行うとともに、遊具の充実、広い公園の整備等、屋内外の子どもの遊び場の確保に努めます。

アンケート調査からの意見

- ・給食費の無償化など経済的支援を望みます。
- ・子どもは欲しいけど経済的な面で、、、町から進んで支援してくれれば、、、
- ・子育てはおむつ代やミルク代など、かなり金銭的負担が大きいので経済的支援がほしいです。
- ・18歳までの子ども医療費助成に感謝しています。
- ・屋外、屋内の遊び場がほしいです。お散歩に行くにも町内に行く場所がないので、子どもたちが楽しめる環境が少ないと感じますし、気軽に体を動かせる機会を作るのが難しいです。
- ・雨の日でも屋内で遊べる環境などもっと子どもが自由に遊べる場所がほしいです。
- ・大きい公園を作ってほしいです。(自由に無料で利用できる遊具の充実した屋外施設)



第5章 教育・保育提供区域の設定



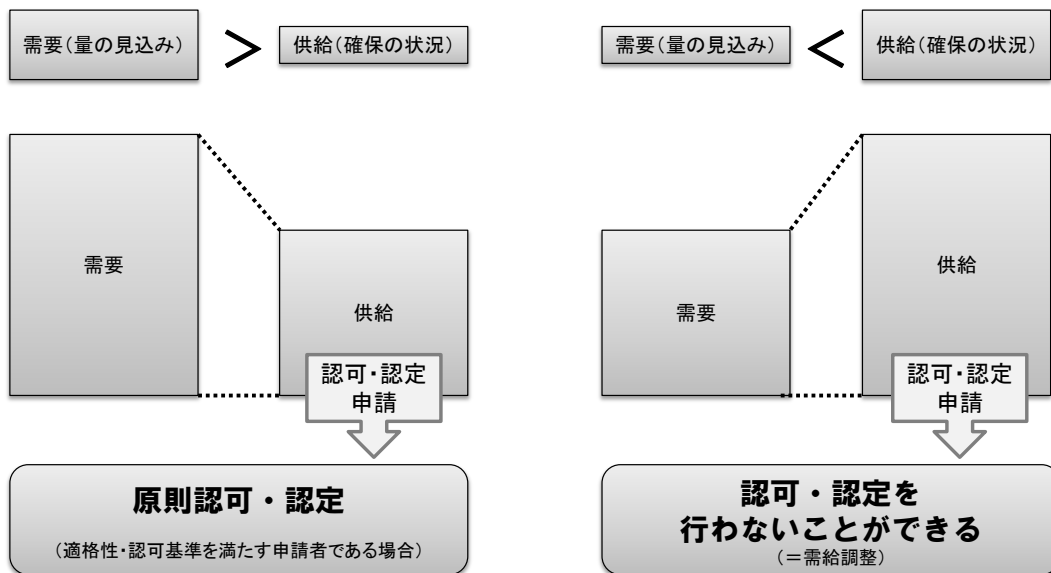
第5章 教育・保育提供区域の設定

1 教育・保育提供区域の定義

教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法にかかる教育・保育事業を提供する基礎となる市町村内の区域（子ども・子育て支援法第61条第2項）で、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を基本に、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、教育・保育の整備状況などを総合的に勘案した上で、市町村が独自に設定します。

松島町においても、サービスを計画的に提供する（最適な需給バランスを図る）ための基礎的な範囲として設定します。なお、運用にあたり、次の事項が定められています。

- 1 教育・保育提供区域は、教育・保育事業に共通の区域設定が基本。
ただし、施設状況や利用実態に応じて、「子どもの認定区分ごとの設定」「地域子ども・子育て支援事業ごと（21事業のうち、19事業）の設定」も可能。
- 2 教育・保育提供区域は、教育・保育事業を認可する際の需給調整の判断基準となる。
各提供区域の中で供給が不足する区域がある場合、その区域内に認可基準を満たす申請があれば、原則、認可しなければならない（※）。



※①社会福祉法人、学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識や経験に関する要件を満たすことを求める。②そのうえで、欠格事由に該当する場合や、供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。

- 3 施設や事業の利用は、提供区域内での利用が原則。ただし、区域外の施設・事業の利用も可能。

2 教育・保育提供区域の設定

松島町では、認定区分（1号、2号、3号）ごとの教育・保育提供区域と、地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な19事業）の提供区域を、次のように設定します。

【 教育・保育の提供区域 】

事業区分（子どもの認定区分）	区域設定	考え方
1号認定（3歳以上・教育のみ）	町内全域	現在の施設数・配置状況で、教育・保育の需要に 応えられていることなどから、細かい区域に分け ず町内全域で提供の調整を行うことが現実的と 考えられる。 ただし、今後の施設・事業の整備にあたっては、 地区ごとの状況や需要の変動を踏まえて実施し ていくこととする。
2号認定（3歳以上・保育あり）	町内全域	
3号認定（0～2歳・保育あり）	町内全域	

【 地域子ども・子育て支援事業の提供区域 】

地域子ども・子育て支援事業	区域設定	考え方
利用者支援事業	町内全域	相談支援、情報提供という事業特性から町内全域 で対応する。
延長保育事業	町内全域	通常の保育時間を超えて保育を行う事業であり、 保育事業と切り離せないことから、町内全域で対 応する。
放課後児童健全育成事業（放課後 児童クラブ）	町内全域	現在は各小学校区で実施しており、今後の拡充・ 調整も全域を対象に行うことが想定されるため、 町内全域で対応する。
子育て短期支援事業	町内全域	一時的・不定期のサービス提供事業であり、区域 を特定しての提供にあたらなことから町内全 域で検討していく。
乳児家庭全戸訪問事業（こんにち は赤ちゃん訪問事業）	町内全域	訪問型の事業であるため町内全域で対応する。
養育支援訪問事業	町内全域	相談支援は地区によらず町域全体に実施してい るものである。
地域子育て支援拠点事業	町内全域	居住区によらない利用実態もあることから、町内 全域で対応する。
一時預かり事業	町内全域	一時的・不定期のサービス提供事業であることか ら、今後需要の伸びがみられた場合も町内全域で の対応を検討する。
病児保育事業	町内全域	今後の検討にあたり、区域を特定した需給計画に はなじまないことから町内全域での対応を検討 する。



地域子ども・子育て支援事業	区域設定	考え方
ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	町内全域	一時的・不定期のサービス提供事業であることや、実施の場合は町域全体での会員登録・利用調整が想定されるため、町内全域で検討していく。
妊婦健康診査（妊婦健康診査助成事業）	町内全域	健診は指定の医療機関で受診可能で、区域を設定して行う事業ではないため町内全域で対応する。
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（要保護児童対策地域協議会）	町内全域	児童虐待関連で支援が必要な子どもたち全てを対象とすることから町内全域で対応する。
子育て世帯訪問支援事業	町内全域	訪問型の事業であるため町内全域で検討していく。
児童育成支援拠点事業	町内全域	今後の検討にあたり、区域を特定した需給計画にはなじまないことから町内全域での対応を検討する。
親子関係形成支援事業	町内全域	参加を希望する保護者を対象としており町内全域で対応する。
地域子育て相談機関	町内全域	相談支援、情報提供という事業特性から町内全域で対応する。
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	町内全域	一時的・不定期のサービス提供事業であり、区域を特定しての提供にあたらなことから町内全域で検討していく。
産後ケア事業	町内全域	希望する産婦を対象としており町内全域で対応する。
妊婦等包括相談支援事業	町内全域	相談支援、情報提供という事業特性から町内全域で対応する。

【 提供区域設定を行わない事業 】

	区域設定	考え方
実費徴収に係る補足給付を行う事業	—	区域ごとに対応する事業ではないため、設定はない。
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	—	区域ごとに対応する事業ではないため、設定はない。

3 子どもの数の将来推計

住民基本台帳人口を基に、コーホート変化率法※を用いて子ども（0歳～17歳）の数の将来人口を推計した結果、令和7（2025）年から令和11（2029）年にかけて子どもの数は減少傾向にあり、令和11（2029）年には1,230人となることが見込まれています。

■ 子どもの数の将来推計

単位：人

	R7年	R8年	R9年	R10年	R11年
0歳	43	42	41	40	39
1歳	40	46	45	44	42
2歳	59	43	49	48	47
3歳	49	61	45	51	50
4歳	60	48	60	44	50
5歳	66	62	50	62	46
6歳	73	65	61	49	61
7歳	89	75	67	63	51
8歳	76	91	77	69	65
9歳	86	76	91	77	69
10歳	85	86	76	91	77
11歳	93	86	87	77	92
12歳	92	87	87	79	93
13歳	100	93	88	89	80
14歳	88	98	93	87	88
15歳	98	88	97	93	87
16歳	98	99	92	99	95
17歳	113	97	98	91	98
合計	1,408	1,343	1,304	1,253	1,230

※ コーホート変化率法とは、各コーホート（同じ年（または同じ期間）に生まれた人々の集団のこと）について、過去における人口の推移から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法のことです。

第6章 教育・保育施設の需要量及び確保の方策



第6章 教育・保育施設の需要量及び確保の方策

1 「量の見込み」と「確保の方策」について

51ページ以降の表中「①量の見込み」とは、計画期間中の各年度に利用希望が発生すると想定した量を示しています。「②町計画数（確保の方策）」とは、その需要に対して提供を確保する計画数を示しています。

(1) 教育・保育の「量の見込み」の算出方法

子どもの将来推計、近年の実績に基づき算出しました。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の算出方法

基本的には、上記と同様の考え方で算出しています。一部、国が示した「量の見込み」算出等のための手引きに沿って算出しました。

(3) 市町村ごとの検討

「教育・保育」「地域子ども・子育て支援事業」のいずれも、計画策定にあたっては地域の実態等も鑑み市町村ごとに見込み量の設定を検討していくこととされています。

2 幼児期の学校教育・保育、量の見込みと確保の方策

計画期間中の幼児期の学校教育・保育の量の見込みと、量の見込みに対応する教育・保育施設による提供体制及び実施時期を以下のとおり定めます。

【量の見込み】

教育・保育の量の見込みは、各年度の子どもの将来推計、近年の入所申込みの実績に基づき算出しました。

■ R7年度

単位：人

認定区分	1号	2号		3号			計
	3-5歳 教育 のみ	3-5歳 教育 希望	3-5歳 保育 あり	0歳 保育 あり	1歳 保育 あり	2歳 保育 あり	
推計児童人口	175		43	40	59	317	
①量の見込み（必要利用定員総数）	50	120		9	24	36	239
		58	62				
②町計画数 （確保の方 策）	140	132		20	22	36	350
認定こども園、 幼稚園、保育所							
地域型保育事業	—	—	—	—	—	—	—
認可外保育施設	—	—	—	—	—	—	—
②-①	90	12		11	▲2	0	111

■ R8年度

単位：人

認定区分	1号	2号		3号			計
	3-5歳 教育 のみ	3-5歳 教育 希望	3-5歳 保育 あり	0歳 保育 あり	1歳 保育 あり	2歳 保育 あり	
推計児童人口	171		42	46	43	302	
①量の見込み（必要利用定員総数）	45	122		9	28	27	231
		59	63				
②町計画数 （確保の方 策）	140	132		20	22	36	350
認定こども園、 幼稚園、保育所							
地域型保育事業	—	—	—	—	—	—	—
認可外保育施設	—	—	—	—	—	—	—
②-①	95	10		11	▲6	9	119



■ R9 年度

単位：人

認定区分	1号	2号		3号			計	
	3-5歳 教育 のみ	3-5歳 教育 希望	3-5歳 保育 あり	0歳 保育 あり	1歳 保育 あり	2歳 保育 あり		
推計児童人口	155			41	45	49	290	
①量の見込み（必要利用定員総数）	37	114		9	29	31	220	
		55	59					
②町計画数 （確保の方 策）	認定こども園、 幼稚園、保育所	140	132		20	22	36	350
	地域型保育事業	—	—	—	—	—	—	—
	認可外保育施設	—	—	—	—	—	—	—
②-①	103	18		11	▲7	5	130	

■ R10 年度

単位：人

認定区分	1号	2号		3号			計	
	3-5歳 教育 のみ	3-5歳 教育 希望	3-5歳 保育 あり	0歳 保育 あり	1歳 保育 あり	2歳 保育 あり		
推計児童人口	157			40	44	48	289	
①量の見込み（必要利用定員総数）	34	119		9	29	30	221	
		57	62					
②町計画数 （確保の方 策）	認定こども園、 幼稚園、保育所	140	132		20	22	36	350
	地域型保育事業	—	—	—	—	—	—	—
	認可外保育施設	—	—	—	—	—	—	—
②-①	106	13		11	▲7	6	129	

■ R11 年度

単位：人

認定区分	1号	2号		3号			計	
	3-5歳 教育 のみ	3-5歳 教育 希望	3-5歳 保育 あり	0歳 保育 あり	1歳 保育 あり	2歳 保育 あり		
推計児童人口	146			39	42	47	274	
①量の見込み（必要利用定員総数）	28	114		8	29	30	209	
		55	59					
②町計画数 （確保の方 策）	認定こども園、 幼稚園、保育所	140	132		20	22	36	350
	地域型保育事業	—	—	—	—	—	—	—
	認可外保育施設	—	—	—	—	—	—	—
②-①	112	18		12	▲7	6	141	

【 確保の方策・実施の方針 】

町立保育所の統廃合と私立認定こども園松島めぶきの森の開園により、保育の受入体制は強化されましたが、近年、特に需要が高まっている0～2歳児の保育において施設面積の不足により待機児童が発生している状況です。住民ニーズに沿ったより良い教育・保育環境を実現するため、町立幼稚園及び保育所の認定こども園化による施設整備の検討・協議を進めていきます。また、引き続き保育者の確保に努めるとともに、幼稚園教諭と保育所職員の情報共有を行い、あわせて指導力向上のため、継続して幼児教育の研修等を行っていきます。

アンケート調査からの意見

- ・ 保育施設を増やしてほしいです。
- ・ 未満児を預かってもらえる施設の充実。
- ・ 少人数の園も多人数の園と同じように集団生活の基礎を身に付けられるか不安があります。
- ・ 保育所が古いので設備等を新しくしてほしいです。
- ・ 子どもの発達特性に合わせた保育を行ってほしいです。
- ・ 親の希望に合わせた子育てができるように幼稚園や保育所の入園を柔軟にできると嬉しいです。



3 教育・保育の一体的提供推進

松島町には、幼児期の教育施設として町立幼稚園が小学校併設で2施設、保育施設として町立保育所が1施設、幼児教育・保育を一体的に行う施設として私立認定こども園が1施設ありますが、保育室面積の不足による待機児童や施設の老朽化、発達が気になる子どもへの個別対応など、幼児期の教育・保育環境をめぐる課題を抱えています。

松島町では、以下の要素を考慮し、教育・保育の一体的提供を推進していきます。

(1) 保護者のニーズについて

アンケート調査結果では、利用したいと考える教育・保育事業は認可保育所（公立・私立）が46.2%で最も高く、次いで認定こども園が44.6%、幼稚園が22.3%となっており、認可保育所と認定こども園の割合が高いことから保育ニーズと幼児期の教育を希望する保護者が多いことが伺えます。したがって、町立保育所については、幼児教育・保育の両方を兼ね備えた認定こども園への移行が望まれます。

(2) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟な子どもの受け入れが可能であるだけでなく、一時預かり事業、相談や情報提供等、地域の子育て支援のニーズを汲み取って子育てに対する様々な不安や負担を軽減することが可能な施設です。

松島町では、令和5（2023）年4月に初めてとなる私立認定こども園が開園しましたが、現在も町立幼稚園及び町立保育所の施設老朽化や施設面積不足による待機児童の発生が課題となっています。

今後、少子化や就労希望の保護者の増加等による多様なサービスの提供に対応するため、「保育所・幼稚園再編スケジュール」に位置づけられた幼稚園と保育所の認定こども園への移行を進めていきます。

(3) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援

松島町では、幼児期の教育及び保育の質の向上を目的として、幼稚園教諭と保育所職員の合同研修や3～5歳児合同保育（教育）を行っています。また、認定こども園への移行を見据え、幼稚園・保育所の人事交流を行い、相互の職場を経験し理解を深める取組を行っています。

引き続き、教育・保育についての課題や情報を共有し、職員のスキルアップを図ります。

(4) 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の基本的な考え方

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることから、一人ひとりの発達段階に応じた質の高い教育・保育、地域子育て支援事業が適切に提供されることが重要です。

すべての子どもの健やかな育ちを等しく保障するため、子ども一人ひとりの状況に応じ、質の高い教育・保育と地域子ども・子育て支援事業を推進します。

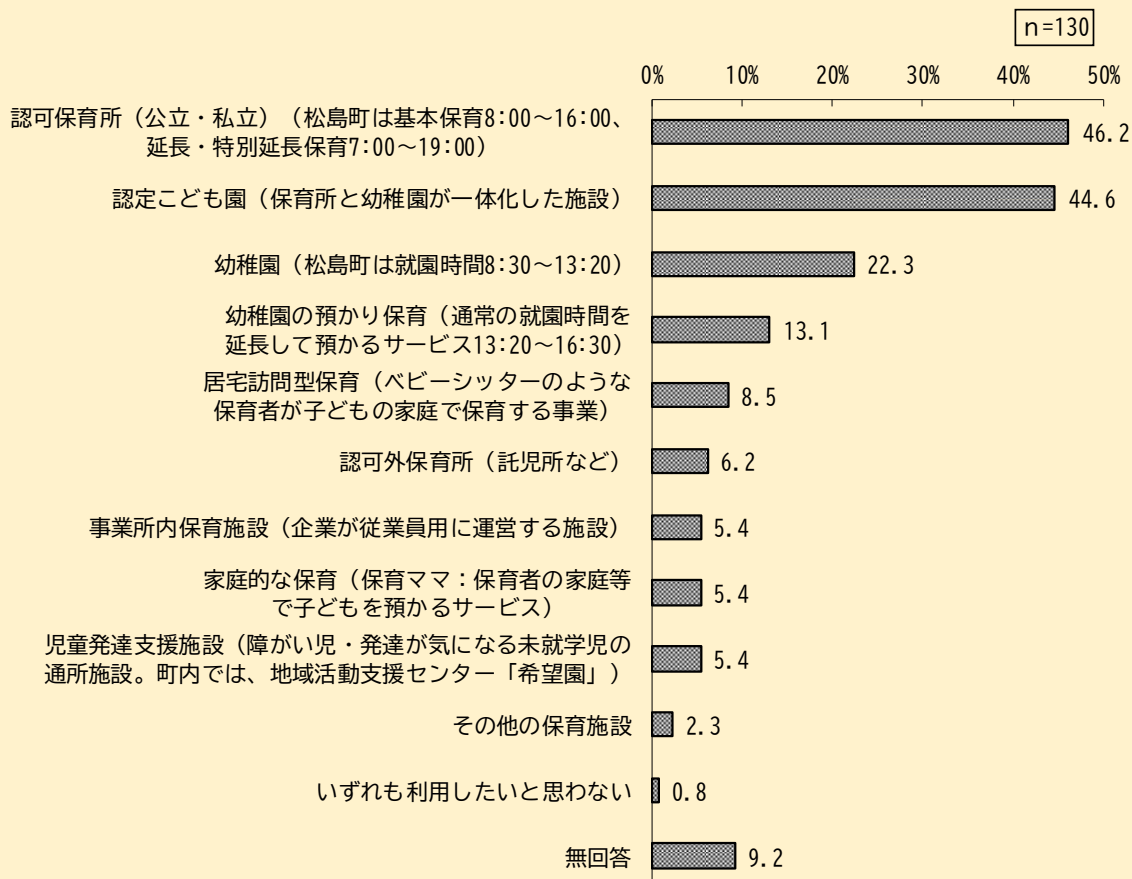
(5) 幼稚園及び保育所、認定こども園と小学校との連携についての基本的な考え方

遊びを中心として一人ひとりの発達段階に応じた指導を行う幼稚園及び保育所と、集団生活の中で教科学習する小学校では、子どもの生活や教育方法に大きな変化があります。幼児期の教育・保育と小学校の教育が円滑に接続できるよう、幼稚園及び保育所ならびに認定こども園と小学校の連携が重要です。

幼稚園及び保育所ならびに認定こども園、小学校の児童との交流機会を充実するとともに、職員の合同研修や連絡会議等をとおして、情報共有や相互理解を図り、連携体制を強化します。

アンケート調査からの意見

利用したいと考える教育・保育事業について（複数回答）



第7章 地域の子ども・子育て支援の充実



第7章 地域の子ども・子育て支援の充実

1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと計画数

国の基本指針等に沿って、計画期間中の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めます。設定した見込み量に対応するよう、地域子ども・子育て支援事業等による計画数及び実施時期を以下のとおり定めます。

(1) 利用者支援事業

子どもまたは子どもの保護者からの相談に応じ、子育てや教育・保育の利用に必要な情報の提供、助言などを含めた支援を行う事業です。

■ 利用者支援事業

単位：か所

実施予定か所数	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
特定型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型・妊婦等包括相談支援事業型	1	1	1	1	1

【対 象】子どもまたは子どもの保護者

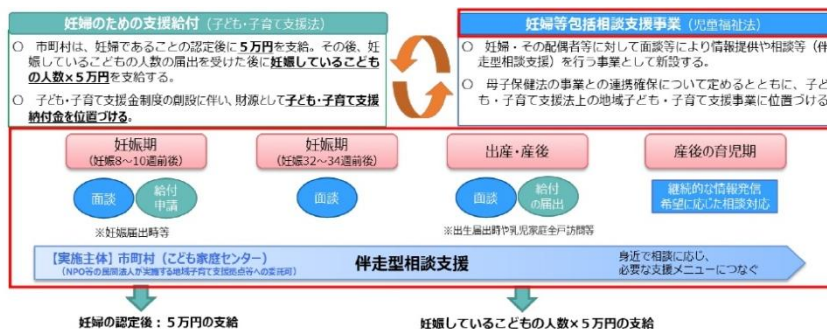
【確保の方策・実施の方針】

町民福祉課こども支援班では「特定型」として保育所等の利用手続き等子育て支援制度全般に関すること、健康長寿課健康づくり班では母子保健担当の保健師や栄養士などの専門職により育児に関することの相談窓口を設置しています。

また、令和6（2024）年度から児童福祉機能と母子保健機能を一体的化し、子どもやその家庭、妊産婦に対して各種制度の案内や相談・情報提供等を行う「こども家庭センター（型）」を設置しています。

さらに、令和5（2023）年1月から実施している出産・子育て応援給付金事業（令和7（2025）年4月からは妊婦のための支援給付交付事業）と併せて、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ「妊婦等包括支援事業型」を設置し伴走型相談支援を推進しています。

引き続き、松島町で安心して楽しく子育てができるようサポート体制の確保に努めます。



出典：「令和7年度概算要求説明会こども家庭庁成育局令和6年10月」資料

(2) 延長保育事業

保育所や認定こども園利用者を対象に通常の保育時間以外に保育を提供する事業です。

【 量の見込み 】

子どもの数の将来推計と利用実績を基に量を見込みました。

■ 延長保育事業

単位：人

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	121	115	111	110	104
町計画数(確保の方策)	121	115	111	110	104

【 対 象 】 0～5歳の子どもがいる家庭

【 確保の方策・実施の方針 】

高城保育所（午前7時00分～午後7時00分）、私立認定こども園松島めぶきの森（午前6時30分～午後9時00分）で実施しています。

引き続き、保護者のニーズに対応できるよう人員体制を整えます。また、長時間保育所で過ごす子どもたちの負担を減らせるよう工夫していきます。

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

幼稚園や保育所等を利用した際に、教育・保育に係る日用品や文房具、行事への参加に要する費用の実費徴収が行われた場合において、世帯の所得の状況等を勘案してその実費徴収の全部または一部を助成する事業です。松島町では実施していません。

【 実施の方針 】

引き続き、国の制度内容を踏まえて実施について検討していきます。

(4) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

多様な主体（事業者）の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対し、必要な費用の一部を補助する事業です。

【 確保の方策・実施の方針 】

本町におけるニーズの把握に努め、実情と需給バランスを考慮し事業の実施について検討していきます。



(5) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る事業で、本町では「留守家庭児童学級」の名称で実施しています。

【 量の見込み 】

子どもの数の将来推計と利用実績を基に学級毎に量を見込みました。

■ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

単位：人

		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
たんぼぼ学級 (一小学区)	①量の見込み	75	75	70	65	65
	低学年	70	70	65	60	60
	高学年	5	5	5	5	5
	②町計画数（確保の方策）	65	65	65	65	65
	②-①	▲10	▲10	▲5	0	0

		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
ひまわり学級 (二小学区)	①量の見込み	60	60	50	50	50
	低学年	40	40	35	35	35
	高学年	20	20	15	15	15
	②町計画数（確保の方策）	65	65	65	65	65
	②-①	5	5	15	15	15

		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
どんぐり学級 (五小学区)	①量の見込み	15	15	10	10	10
	低学年	10	10	8	8	8
	高学年	5	5	2	2	2
	②町計画数（確保の方策）	20	20	20	20	20
	②-①	5	5	10	10	10

【 対 象 】 6～11歳の児童

【 確保の方策・実施の方針 】

現在、各小学校区3か所で指定管理者制度により運営しています。指定管理事業者の強みを活かし、育成及び遊び（運動）の有識者による支援員への研修充実等により、適切な遊びや生活の場の提供に努めます。

○ アンケート調査からの意見

- ・高学年になっても学童に通えるようにしてもらいたいです。他学年と触れ合う機会は大切だと思います。
- ・仕事が遅くなることもあり、1人で留守番させているときに災害が起きたらと思うと不安を感じるので、下校後に安心して過ごせる場所があると助かります。

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において一時的に養育が困難となった児童で、児童自身が希望し保護者が同意した場合に児童養護施設などにおいて宿泊を伴う養育・保護を行う事業です。松島町では実施していません。

【 量の見込み 】

松島町では現在実施していないため、アンケート調査に基づく数値の検証や実績からの町独自推計も困難でした。

■ 子育て短期支援事業

単位：人日

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
町計画数(確保の方策)	0	0	0	0	0

【 対 象 】 0～11歳の子どもがいる家庭

【 確保の方策・実施の方針 】

今後の状況を見据えて実施について検討し、必要時には児童相談所等と連携し児童の安全確保に努めていきます。



(7) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

赤ちゃんが生まれた家庭の不安や産後のストレスを軽減するために行うもので、生後4か月までの間にすべての赤ちゃんと母親に会うことを目指し、保育士などが訪問しています。赤ちゃん訪問時に撮影した写真を誕生記念絵本にして児童館でお渡ししています。

【 量の見込み 】

各年度に生まれる0歳児全員に対して実施することから、子どもの数の将来推計による各年度の0歳児人口の予測を基に量を見込みました。

■ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

単位：人

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	43	42	41	40	39
町計画数（確保の方策）	43	42	41	40	39

【 対 象 】 赤ちゃんが生まれたすべての家庭

【 確保の方策・実施の方針 】

伴走型相談支援事業の一環として、全数訪問を目指し、母親や父親と直接話しをすることで子育てへの不安や産後のストレスの軽減や解消を図っていきます。特に支援の必要な家庭には、母子保健担当保健師と同行訪問する等支援体制を充実していきます。

(8) 養育支援訪問事業

様々な原因で養育支援が必要な家庭を保健師、助産師、保育士などが訪問し、個々の家庭が抱える養育上の問題の解決と軽減を目的とした事業です。

【 量の見込み 】

実績及び近年相談等が増加傾向にあることを考慮して量を見込みました。

■ 養育支援訪問事業

単位：人

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	40	41	42	43	44
町計画数（確保の方策）	40	41	42	43	44

【 対 象 】 0～17 歳の子どもがいる養育支援が必要な家庭

【 確保の方策・実施の方針 】

養育支援が必要な家庭へ訪問を行い、関係機関と連携しながら、産後の育児支援や簡単な家事などの援助、未熟児や多胎児などに対する育児支援、栄養指導、養育者の身体的・精神的不調に関する相談、指導、父親・母親の育児相談やアドバイス等、適切な支援を行っていきます。



(9) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や児童館等の地域の身近な場において、乳幼児のいる子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを気軽に相談できる場を提供し、情報提供等を行う事業です。

【 量の見込み 】

子どもの数の将来推計と利用実績を基に量を見込みました。

■ 地域子育て支援拠点事業

単位：人回、か所

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	3,472	3,418	3,388	3,482	3,401
町計画数（確保の方策）	3,472	3,418	3,388	3,482	3,401
実施予定か所数	2	2	2	2	2

【 対 象 】 0～5歳の子どもがいる家庭

【 確保の方策・実施の方針 】

現在、児童館、私立認定こども園松島めぶきの森で実施しています。

引き続き、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを気軽に相談できる場の提供に努めていくとともに、イベントやサークル活動支援を同年代のお子さんを持つ家庭同士のネットワーク作りを支援していきます。また、こども家庭センターと連携しながら、育児相談や交流の場、子育て講座等の充実を図っていきます。

(10) 一時預かり事業

保護者が定期的に仕事をするなど保育が断続的に困難なときや入院、通院、出産、介護、冠婚葬祭などの緊急のときやボランティア活動、学校行事、育児疲れなどでリフレッシュしたい場合などにおいて一時的な預かりを行う事業です。

【 量の見込み 】

子どもの数の将来推計と利用実績を基に量を見込みました。

■ 一時預かり事業

単位：人日

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み（幼稚園型以外）	49	46	44	44	42
町計画数（確保の方策）	49	46	44	44	42
量の見込み（幼稚園在園児対象の一時預かり）	98	93	90	89	85
町計画数（確保の方策）	98	93	90	89	85

【 対 象 】 0～5歳の子どもがいる家庭

【 確保の方策・実施の方針 】

すべての施設（町立幼稚園及び保育所並びに私立認定こども園松島めぶきの森）で一時預かり事業を実施しています。

引き続き、保護者のニーズに対応できる体制を確保していきます。



(11) 病児保育事業

病児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを医療機関や保育所の付設の専用スペースなどで一時的に預かる事業です。松島町では実施していません。

【 量の見込み 】

松島町では受入可能な医療機関等がなく実施していないため、アンケート調査に基づく数値の検証や実績からの町独自推計も困難でした。

■ 病児保育事業

単位：人日

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	0	0	0	0	0
町計画数（病児保育事業）	0	0	0	0	0
町計画数（病児・緊急対応強化事業）	0	0	0	0	0

【 対 象 】 0～11 歳の子どもがいる家庭

【 確保の方策・実施の方針 】

受入可能な医療機関等が見込まれないことから量の見込みは算定できませんでしたが、周辺自治体に広域的な受け入れについてお願いをしていきます。

また、ファミリー・サポート・センター事業での対応ができないか検討していきます。

(12) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育ての手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）が登録し、子育ての相互援助活動を行う事業です。

【 量の見込み 】

利用実績と伸び率を勘案して量を見込みました。

■ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

単位：人日、人

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	35	35	35	35	35
町計画数（確保の方策）	35	35	35	35	35
利用会員 計画値	40	45	50	55	60
提供会員 計画値	8	9	10	11	12
両方会員 計画値	2	2	2	2	2

【 対 象 】 0～11 歳の子どもがいる家庭

【 確保の方策・実施の方針 】

児童館に申請及び登録することで利用できます。

地域の中でお子さんを預けたり、預かったりすることで地域住民とのつながりを広げ、地域全体で子育てを支援する体制づくりを目指して取り組んでいきます。



(13) 妊婦健康診査（妊婦健康診査助成事業）

妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業で、母子健康手帳交付の際に県内医療機関で利用できる妊婦健康診査の助成券（14回分）を母子健康手帳別冊として交付しています。

【 量の見込み 】

子どもの数の将来推計と利用実績を基に量を見込みました。

■ 妊婦健康診査（妊婦健康診査助成事業）

単位：回

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	525	515	505	495	485
町計画数（確保の方策）	525	515	505	495	485

※令和7(2025)年度以降の量の見込み及び町計画数は、単位を「回」としています。

【 対 象 】 全ての妊婦

【 確保の方策・実施の方針 】

「松島町妊婦・乳児健康診査費助成事業」により妊婦及び乳児の健康診査に係る費用を助成（多胎の場合は20回分を助成）しています。また、里帰り出産などで委託医療機関外で妊婦健診を受けた場合は、助成申請により規定の額を上限として助成しています。

(14) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（要保護児童対策地域協議会）

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化及びネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

【 確保の方策・実施の方針 】

松島町では平成19（2007）年2月に「松島町要保護児童対策地域協議会」を立ち上げ、児童虐待関連で支援の必要な子どもたちの対応について協議する体制を整備しています。

児童相談所等各関係機関と連携し、迅速かつ適切な対応に努めます。

(15) 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施し、虐待リスク等を未然に防ぐ事業です。松島町では実施していません。

【 量の見込み 】

松島町では現在実施していないため、アンケート調査に基づく数値の検証や実績からの町独自推計も困難でした。

■ 子育て世帯訪問支援事業

単位：人日

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	0	0	0	0	0
町計画数（確保の方策）	0	0	0	0	0

【 対 象 】 0 歳～17 歳の子どもがいる養育支援が必要な家庭

【 確保の方策・実施の方針 】

家庭を訪問し家事・育児支援を実施する事業であるため、専門的な知識を持った事業者へ委託等を行い実施する必要があります。本町で実施可能か検討していきます。



(16) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に行う事業です。松島町では実施していません。

【 量の見込み 】

松島町では受入可能な施設がなく実施していないため、アンケート調査に基づく数値の検証や実績からの町独自推計も困難でした。

■ 児童育成支援拠点事業

単位：人

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
町計画数（確保の方策）	0	0	0	0	0

【 対 象 】 0歳～17歳の子どもがいる養育支援が必要な家庭

【 確保の方策・実施の方針 】

松島町には当該施設がなく、広域においても受け入れる体制が整っていないため、必要時には県と連携して児童養護施設につなげるなど児童の安全確保に努めていきます。

(17) 親子関係形成支援事業

児童との関わりや子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等とおして、児童の心身の発達の状況等に
応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保
護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等そ
の他の必要な支援を行う事業です。

【 量の見込み 】

実績を基に量を見込みました。

■ 親子関係形成支援事業

単位：人

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	5	5	5	5	5
町計画数（確保の方策）	5	5	5	5	5

【 対 象 】 参加を希望する保護者

【 確保の方策・実施の方針 】

松島町では、令和5（2023）年度から「松島ペアトレ」という名称で、子どもの
特性を理解し、子どもに合った関わり方を学ぶための保護者を対象としたペアレン
ト・トレーニング講座を実施しています。また、幼稚園や保育所等の集団の場におい
て子どもの特性に合った対応の仕方を学ぶための町立幼稚園・保育所、私立認定こど
も園松島めぶきの森の職員を対象とした「ティーチャーズトレーニング講座」を実施
しており、子どもが健やかに成長・発達していける保育環境の整備及び保育者の養育
スキルの向上による子育て支援体制の強化を図っていきます。



(18) 地域子育て相談機関

妊産婦、子育て世帯、子どもが気軽に相談できる子育て世帯の身近な相談機関です。中学校区に1か所を目安に設置することを原則として、保育所、幼稚園、認定こども園、児童館など子育て支援施設・事業を行う場を想定しています。

■ 地域子育て相談機関

単位：か所

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
町計画数(確保の方策)	1	1	1	1	1

【対象】全ての妊産婦及び子どもとその家庭

【確保の方策・実施の方針】

児童館では平成27(2015)年に開館して以来、子育て支援に関する相談の場や情報提供を行っています。地域子育て相談機関として、引き続き、子育て世帯が身近で気軽に相談できる場の提供を行っていきます。

(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

生後6ヶ月から満3歳未満で保育所や認定こども園に通っていない児童を対象に、月一定時間の範囲内で、保護者の就労要件などを問わず保育所などに通わせることができる制度です。

【 量の見込み 】

生後6ヶ月から満3歳未満の児童数（推計）から、保育所や認定こども園等の在園児童数（推計）を除いて未就園児数を算出し、月一定時間（計画策定時においては月10時間）を基に量を見込みました。

■ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

単位：人日

		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
0歳児	量の見込み	-	20	18	17	16
	町計画数（確保の方策）	-	20	18	17	16
1歳児	量の見込み	-	16	15	14	13
	町計画数（確保の方策）	-	16	15	14	13
2歳児	量の見込み	-	13	13	12	11
	町計画数（確保の方策）	-	13	13	12	11

【 対 象 】 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所等に通っていない
0歳6か月～満3歳未満の未就園児

【 確保の方策・実施の方針 】

町立高城保育所と私立認定こども園松島めぶきの森での実施を検討しています。同世代の子どもと触れあったり、集団の中で過ごすことで、社会性が育まれ子どもの健やかな成長を促します。また、保育士などに子育てについて相談する機会の確保につなげ保護者の不安や孤独感の解消に努めます。



(20) 産後ケア事業

産後ケアを必要とする産後1年未満の産婦に対し、心身のケアや育児のサポート等を行い安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。松島町では令和3(2021)年度から事業を実施しています。

【 量の見込み 】

実績を基に量を見込みました。

■ 産後ケア事業（全類型）

単位：回

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	55	55	55	55	55
町計画数（確保の方策）	60	60	60	60	60

【 対 象 】 出産後1年未満の産婦

【 確保の方策・実施の方針 】

宮城県内の集合契約に参加している事業所の訪問（松島町まで訪問を可能としている事業所）と、通所によるサービスが利用できるよう整備しています。今後利用できるサービスの種類の拡大を検討していきます。

○ アンケート調査からの意見

・限定した施設や日帰りのみではなく、利用できる施設の拡充や宿泊も可能にしてほしいです。

(21) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

【 量の見込み 】

全ての妊婦及び生後4か月以内の乳幼児家庭を対象とすることから、子どもの数の将来推計による各年度の0歳児人口の予測に面談等の回数(3回)を乗じることで量を見込みました。

■ 妊婦等包括相談支援事業

単位：回

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	129	126	123	120	117
町計画数(確保の方策)	129	126	123	120	117

【 対 象 】 全ての妊婦及び生後4か月以内の乳幼児家庭

【 確保の方策・実施の方針 】

松島町では、令和5(2023)年1月から実施している出産・子育て応援給付金事業(令和7(2025)年4月からは妊婦のための支援給付事業)と併せて、妊娠届出時及び妊娠8か月、産後4か月以内のこんには赤ちゃん訪問時に面談及びアンケートを行い、妊娠時から出産後まで一貫して情報提供やニーズに応じて必要な支援につなぐ伴走型支援を推進しています。

(22) 関係機関の体制強化による子育て支援の充実(こども家庭センター)

包括的な子育て家庭支援体制構築のため「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」の両方の機能を持つ「こども家庭センター」を設置し、全ての子どもとその家庭、そして妊産婦に対して、切れ目のない一体的な支援を行います。

【 確保の方策・実施の方針 】

松島町では、令和4(2022)年度から設置していた町民福祉課こども支援班の「子ども家庭総合支援拠点」と健康長寿課健康づくり班の「子育て世代包括支援センター」を、令和6(2024)年度から「こども家庭センター」に統合し、町民福祉課と健康長寿課で連携し妊娠期から子育て期まで一貫した相談支援を行っています。



2 児童館

児童館は、18歳未満の児童を対象に遊びや体験をとおして子どもの生活の安定や情操を豊かにすることを目的として、平成27（2015）年度に開館しました。令和元（2019）年度より指定管理者制度を導入して運営しており、児童館機能のほか、地域子育て支援拠点や留守家庭児童学級の機能も保持し、松島町の子育て支援の中心的役割を担っています。

児童館では、子どもたちへの遊びの場の提供や季節に合わせたイベント等を行っており、子どもたちの居場所として定着しています。また、子育て中の親子の相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる場の提供や親子教室等の実施、子育てサークル活動支援等をとおして同年代のお子さんを持つ家庭同士のネットワーク作りを支援しており、新たな交流も生まれています。

指定管理者制度の強みを活かした取り組みとして、留守家庭児童学級に通っている児童を対象としたスポーツ教室を開催するなど、新たなイベントを企画・実施し子どもたちの遊びや学びを支援しています。また、学校長期休業日に留守家庭児童学級を利用する児童のお弁当注文サービスを開始し、共働き家庭などでお弁当を作る負担が大きい保護者の負担軽減を図っています。

第二期計画期間中は、新型コロナウイルスの影響により遊びやイベントを制限せざるを得ない状況が続きました。第三期計画期間においては、こども祭りやハロウィンまつり、クリスマス会など各種イベントを実施し、いろいろな遊びや異年齢交流、地域の方との交流の場を通して、子どもたちの成長を促していきます。

第8章 質の高い教育・保育の提供と子育て環境の整備



第8章 質の高い教育・保育の提供と子育て環境の整備

1 次世代育成支援行動計画

基本方針に定めたとおり、質の高い教育・保育の提供と子育て環境の整備を行うため、「松島町次世代育成支援行動計画」の事業・施策を本計画で継承・実施していきます。

(1) 保育サービスの質の確保

保育サービスの充実のため、保育士等の適正配置と各種研修を実施し資質向上を図ります。

具体的施策・事業	今後の方向
配置職員の充実	保育士の国の配置基準を守り、保育士の確保に努めていきます。また、保育の質の向上のため、各種研修及び働き方の見直しについての意識啓発を図っていきます。
職員の資質の向上	保育士等の資質・専門性の向上のため、課題や職務内容等を踏まえた研修を計画的に実施し、ソフト面における保育環境の充実に努めていきます。

(2) 子育て費用の軽減・各種助成

子育て家庭の負担軽減を図るため、各種助成事業の周知を継続します。

具体的施策・事業	今後の方向
乳幼児医療費助成（通院・入院）の充実	通院・入院とも0歳から18歳に到達する最初の年度末までを対象とし、今後も継続して実施していきます。
多子世帯の保育料の軽減	保育所・認定こども園等を同時に利用する場合の保育料は2人目半額、3人目以上無料を継続し、経済的負担の軽減に努めていきます。
妊婦健康診査費用助成	14回分の妊婦健診費用の助成を継続し、妊婦の負担軽減に努めていきます。（多胎児は6回分追加）
不妊治療費助成	不妊治療による経済的な負担の軽減を図るため、一般不妊治療費（タイミング法・人工授精）、生殖補助医療費、不妊検査費、先進医療費の助成を実施していきます。
産婦健康診査費用助成	産後の母親の健診（産後2週間頃・1か月頃）費用の助成を実施していきます。
新生児聴覚検査費用助成	新生児の聴覚障害の早期発見・早期支援を図るため、新生児聴覚検査費用の助成を実施していきます。

具体的施策・事業	今後の方向
出産・子育て応援給付金事業 (令和7年(2025)年4月～ 妊婦のための支援給付事業)	すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう 妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支 援を一体的に実施していきます。 【妊娠届出後】50,000円 【出産予定日の8週間前の日以降(胎児の数の届出後)】50,000円 ※胎児1人につき

(3) 子育て支援の拠点づくり

児童館及び私立認定こども園松島めぶきの森に地域子育て支援拠点を設置し、子育てに関する情報提供や相談、子育て中の親子の交流の場を提供しています。今後も、子どもたちや子育て家庭が気軽に集え、相談できる体制づくりを充実していきます。

具体的施策・事業	今後の方向
子育て拠点施設の充実	親子教室やイベント等を通じて子育て家庭の相互交流を促すとともに、子育てについての相談や情報の提供、助言などを行う場の充実を図っていきます。

(4) 子どもの遊び場確保

子どもたちが、のびのびと自由に楽しく遊べる環境づくりを支援するため、公園の安全対策を行うとともに、広い公園の整備など遊び場の確保に努めます。

具体的施策・事業	今後の方向
屋内外の遊び場の整備	公園の遊具の点検などを行うとともに、古くなった遊具の更新については計画的に準備を進め、安全管理を図ります。また、広い公園の整備など、屋内外の子どもの遊び場の確保に努めていきます。

(5) 地域における子育てネットワーク、仲間づくりの推進

広報紙や子育て支援サイトなどを通じて、子育て支援に関する情報提供を充実するとともに、育児サークルなどの関係機関とのネットワークを強化し、子育て家庭や世代間交流の機会の充実を図っていきます。

具体的施策・事業	今後の方向
子育て情報の発信推進	広報紙や子育て支援サイト、各種SNSを活用し情報を発信していきます。また、子育てに関する情報が子育て家庭に確実に伝わるよう、より効果的な提供方法を検討し、様々な方法や媒体で情報を提供していきます。



具体的施策・事業	今後の方向
親子の交流促進	児童館をとおして育児サークルの運営サポートを継続していきます。会員数が減少傾向にあるため引き続きPRを行い加入促進を図っていきます。また、地域子育て支援拠点事業を現行の2か所で継続し、親子の交流を促していきます。
住民参加の子育て支援活動の推進	児童館では、引き続き子育て支援ボランティア、ジュニアリーダー等との世代間交流の促進を図っていきます。実施が少なかった高齢者との交流については、昔遊びなどの事業を取り入れることを検討し、交流を増やしていきます。また、幼稚園・保育所・認定こども園等については、引き続き行事に地域の方々の参加を促し、子どもたちがふれあう機会を提供していきます。

(6) 子どもや母親の健康確保

子どもを安心して生み育てることができるよう、各種健康診査、産前産後の不安や悩みを解消するための相談事業や養育支援訪問事業、妊婦等包括相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行っていきます。

具体的施策・事業	今後の方向
メンタルヘルス対策の充実	産後うつ対策として、情報提供及びエジンバラ産後うつ病質問票によるチェックを全産婦に実施し、訪問、面接により支援を行うとともに、必要時は育児手技や情報の提供を行い保育者の育児ストレスの軽減を図っていきます。また、養育支援が必要な家庭への養育支援訪問事業や、産後ケア事業を実施し、産婦の育児支援・相談対応を行っていきます。
定期予防接種	国の動向をふまえた情報収集と情報発信に努め、定期予防接種の周知、接種勧奨、全額助成、適時の予診票の発行と送付及び接種機会の確保を継続していきます。また、MRワクチンやBCGなどについては、個別の接種率目標を設定して接種率向上を目指します。なお、接種者数の把握をして周知等に活用していきます。予防接種事務のデジタル化に対応し、それに伴う接種方法の変更等について対象者に情報提供を適切に行っていきます。
健康診査等の充実	健康診査の充実を図り、乳幼児期の疾病の早期発見に努め、経過観察の必要な乳幼児については、保健指導を行っていきます。
個別相談の充実	安心して育児を行うことができるよう気軽に相談できる窓口として周知に努めていきます。また、妊婦、保育者へ保健医療に対する適時適切な指導、助言を行うとともに、個別の相談対応を行っていきます。
妊婦等包括相談支援事業の推進	出産・子育て応援給付金事業（令和7（2025）年4月からは妊婦のための支援給付事業）と併せて、母子手帳交付時に個別面談やアンケート、7～8か月時の郵送によるアンケート、産後の乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）における面談及びアンケートを実施し、産後ケア事業等の必要な支援に繋げる伴走型相談支援を推進していきます。

(7) 小児医療体制の充実

休日や夜間における小児救急医療について情報提供を行うとともに、地域の医療体制整備については今後も努力していきます。

具体的施策・事業	今後の方向
小児科医療体制の充実	乳幼児健診を実施し、疾病の早期発見に努めていきます。また、こども夜間安心コールと塩釜地区休日急患診療センターの情報提供を継続するとともに、近隣自治体や関係機関と連携して、地域医療体制整備の一層の充実を引き続き県に要望していきます。

(8) 健やかな体の育成

子どもたちの身体的・精神的な健全育成を図るため、様々なスポーツに親しむための環境づくりを充実します。

具体的施策・事業	今後の方向
子どもの体力増進	指定管理者と協力してスポーツの楽しさを体験できる環境づくりを継続して実施し、幼児期に体を動かすことの楽しさや自ら進んでスポーツに取り組む意欲を育てるとともに、基礎体力と運動能力の向上を図っていきます。

(9) 幼児教育の充実

子どもたちの心身の健やかな発達を支援するため、世代間交流や多様な体験活動の充実を図ります。

具体的施策・事業	今後の方向
幼保小連携の推進	できるだけ送迎バスの調整をし、交流の回数を増やすことで、幼保小との連携を促進し、義務教育へのスムーズな移行を図っていきます。また、中学生や高校生等の保育ボランティア、保育体験を実施するなど、校種間をこえた交流を推進していきます。
多様な体験活動の推進	自然を活かした環境体験等、地域の実態に応じた体験活動の推進や、幼稚園・保育所・認定こども園等での活動をはじめ、地域全体で子どもたちの体験活動の充実を図っていきます。



(10) 家庭や地域の連携による家庭教育力向上

家庭教育の向上を支援するため、家庭教育に関する情報提供を行うとともに、学校、幼稚園、保育所、認定こども園、地域で連携し、子育て家庭への支援を行っていきます。

具体的施策・事業	今後の方向
家庭教育への支援の充実	広報紙やSNS等を活用し、引き続き家庭教育に関する情報提供を行うと共に、町内各保育施設や児童館等関係機関とも情報共有を行っていきます。また、子育て講座「ペアレント・トレーニング講座」を継続し、楽しい子育て・発達特性に合わせた養育スキルを学ぶ場を提供し家庭の教育力向上を図っていきます。
学校、幼稚園、保育所、認定こども園等における子育て家庭への支援	保護者や学校、幼稚園、保育所、認定こども園等と共通理解を深めながら、家庭教育に関する情報提供や相談・子育て講座の充実を図っていきます。また、のびっこクラブによる実践研修や巡回心理相談に加え、支援者向けのティーチャーズ・トレーニング講座をとおして、発達特性による支援方法について、支援者間の理解を深めていきます。

(11) 仕事と家庭生活の両立支援

職場や家庭において、育児休業や子の看護休暇など子育て支援制度を取得しやすい職場づくりを企業や事業者に対し働きかけ、個人の実情に応じた多様な働き方が選択できるよう支援していきます。

具体的施策・事業	今後の方向
ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及	ワーク・ライフ・バランスの考え方の理解や合意形成を促進するため、労働者、事業主、地域住民等に向け、育児休業や介護休業など制度の周知・情報提供を行うとともに、意識啓発をより一層推進していきます。
働き方の見直しについての意識啓発	男性、女性ともに職業生活優先の意識や役割分担意識を改めるとともに、家庭生活、家庭教育の重要性を認識し、バランスのとれた働き方やライフスタイルを考えることができるよう、意識啓発をより一層推進していきます。
男女共同参画意識の啓発	松島町男女共同参画基本計画に基づき、男女がともに個性と能力を発揮し、いきいきと暮らすことができるよう男女共同参画の実現に向けた意識啓発をより一層推進していきます。

(12) 子育てを支援する生活環境の整備

移住・定住促進ガイドブックを配布し、松島町の魅力や暮らし、イベントなどの情報提供を行い、子育て家庭が安心して住み続けられるまちづくりに努めていきます。

また、通学路などの危険な箇所を把握・整備し、安全に配慮した環境づくりに努めます。

具体的施策・事業	今後の方向
住宅の情報提供	移住・定住促進ガイドブックを発行し、宅地や松島の暮らしの魅力などをPRしていきます。また、町ホームページ内に空き家バンクを掲載していましたが、登録数の増加及び契約成立の促進のために、全国版空き家バンクに掲載するよう事業を拡大していきます。
通学路等の安全の確保	危険度の高い交差点にガードレールやカーブミラー等の交通安全施設の設置、老朽化した交通安全施設の更新など優先度の高いものから取り組み、交通安全に配慮した道路環境づくりを関係機関と調整しながら推進していきます。

(13) 子どもの安全対策の推進

子どもたちを交通事故から守るため、幼稚園、保育所、認定こども園、学校、家庭、地域、警察などの関係機関と連携・協力し、交通安全意識を高めるための安全教育や交通指導を行っていきます。

また、地域における防災意識を高めるため、防災教育や防災訓練等の充実を図っていきます。

具体的施策・事業	今後の方向
交通安全対策の推進	子どもの安全教育や通学路での交通指導を推進するとともに、ドライバーの交通マナー向上のための啓発に努めていきます。さらに、高齢ドライバーに対する安全運転の普及啓発活動の強化を図っていきます。
防災対策の推進	「まつしま防災学」による防災教育と保護者への啓発や地域住民との協働、各種防災訓練等により防災意識の啓発と防災力向上に努めていきます。また、常に適切で安全な防災計画を目指して適宜見直しを行い、教職員間の共通理解を図っていきます。



(14) 子どもを犯罪から守る活動の推進

子どもたちを犯罪から守るため、幼稚園、保育所、認定こども園、学校、家庭、地域、警察、子ども110番の家などの関係機関と連携・協力し、防犯意識を高め、犯罪を未然に防ぐ取り組みを行っていきます。

また、国の「登下校防犯プラン」に基づき、登下校時の子どもの安全を守る取り組みを行っていきます。

具体的施策・事業	今後の方向
防犯意識の普及啓発	子どもたちが犯罪に巻き込まれないよう、家庭、地域、学校、警察、関係団体や子ども110番の家が連携を図り、家庭や地域の防災意識を高めるとともに、子ども自身が危険を回避するための防犯意識の高揚を図っていきます。
地域の防犯体制の充実	各地区の防犯指導隊、少年補導員、PTA、学校等の連携を強化するため、警察署と協力して支援を行っていきます。また、今後も児童生徒の登下校時の安全確保に努めるとともに、幼稚園、保育所、認定こども園、学校によるメール等での情報発信、スクールガードリーダーによる見守りを継続していきます。さらに、各学校に登録した地域住民による学校内外の巡回や危険箇所の監視などを行うスクールガードリーダーの育成を検討するとともに、問題箇所・危険箇所の把握に努め対策を講じていきます。

(15) 児童虐待を防止するための対策

虐待の恐れがある子どもの早期発見、保護、支援を行うため、令和6年4月に設置したこども家庭センターを中心に、児童福祉・母子保健の一体的な支援を実施し、学校や幼稚園、保育所、認定こども園、児童館をはじめ、警察、児童相談所などの関係機関と協働のもと、支援体制を強化していきます。

また、要保護児童対策地域協議会のネットワーク等を通じて、児童虐待に関する情報を周知し、地域全体で子どもを守る体制づくりを行っていきます。

具体的施策・事業	今後の方向
相談体制の強化・充実	こども家庭センターを中心に、児童福祉・母子保健の連携を強化し、ネグレクト等児童虐待予防、孤立化予防を図りながら、養育困難を抱える家庭の相談等体制の充実を図っていきます。
要保護児童対策地域協議会による児童虐待予防の周知とネットワークの強化	児童虐待防止や、早期発見・通告体制を学校等関係機関に協力を求め、ケース会議や実務者会議、代表者会議にて情報共有や連携による支援体制強化を図り、地域全体で子どもを守る体制づくりに努めていきます。

(16) 要保護児童への支援体制の充実

要保護児童とその家族への適切な支援を行うとともに、児童相談所や地域の関係機関と協力し、社会的養護が必要な子どもへの支援体制の充実を図ります。

具体的施策・事業	今後の方向
要保護児童への支援体制の充実	子どもと保護者の心のケアを児童相談所や学校カウンセラー等関係機関と連携して支援につないでいきます。また、保護者対象のペアレント・トレーニング講座に加え、支援者向けのティーチャーズ・トレーニング講座により支援者の養育スキルアップを実施し、子どもの自己肯定感を高める支援体制づくりに努めていきます。
関係機関との連携	こども家庭センターにおいて、要保護児童対策地域協議会の調整機関も兼ねることにより、関係機関との連携体制を一層強化していきます。

(17) 障がいのある子への支援

障がいのある子どもが自立して身近な地域で安心した生活を送れるよう、一人ひとりのニーズにあったサービス提供や支援体制を充実していきます。

また、日常的に支援を必要とする医療的ケア児とその家族への支援体制を整備していきます。

具体的施策・事業	今後の方向
日中一時支援事業の充実	希望園や関係機関とのつながりを強化し、様々なサービスにつながるような体制の整備や強化を実施していきます。
幼稚園、保育所、認定子ども園での障がい児の受け入れ体制の充実	臨床心理士や保健師等による巡回心理相談を町内の幼児教育・保育施設で継続的に実施し、発達の特長や医療的ケア児等支援を必要とする幼児の理解を深め、効果的な支援方法を検討・実践していきます。また、発達障がい児やその特性のある児への支援について、県等主催の研修や町主催の研修(幼稚園保育所合同研修、のびっこクラブ事業、ティーチャーズ・トレーニング講座等)により、職員のスキルアップを図っていきます。
早期発見、個別支援の充実	乳幼児健診(M-CHAT継続実施)や乳幼児精神発達精密健康診査や子育てひろば(心理士による個別発達相談)を実施し、障がいの早期発見につなげていきます。また、子育て講座「ペアレント・トレーニング」による個別支援を行っていきます。 特別支援教育連携協議会において、保育施設、小学校、支援学校等と連携して情報の共有を図り、継続的な相談支援を行うとともに、発達障がい児や医療的ケア児等が適切な支援が受けられるよう保健、医療、障がい等の関係機関の連携強化を図っていきます。
情報提供の充実	子育て支援サイトや子育て支援ガイドブックにより、各種制度の周知を行い必要なサービス利用につなげていきます。引き続き、障がいに応じた各種制度の、支援内容等について情報提供に努めるとともに、保護者等の発達障がい等への知識や理解を深めるため、情報提供の方法について検討していきます。



具体的施策・事業	今後の方向
仲間づくり支援	障がい児を持つ親の会を積極的に紹介し、親同士の仲間づくりを支援します。

2 こどもの貧困の解消に向けた対策

【 現状と課題 】

令和6（2024）年に実施したアンケート調査の結果では、松島町の15歳未満の子どもがいる世帯のうち、国が算出した「貧困線」を下回る可処分所得の世帯の割合は7.5%となっています。算出方法が異なるため、単純には比較できませんが、令和4年国民生活基礎調査による子どもの貧困率11.5%と比べると低い値となっています。

ひとり親家庭では、33.3%の世帯で可処分所得が貧困線未満となっており、多くの家庭が経済的に厳しい状況に置かれています。

過去1年間のうち、貧困線未満の世帯のうち約3割が光熱水費、約2割が税金や子どもの教育等に必要なものが買えなかったり支払えなかった（遅れた）経験をしていると回答しており、経済的に困窮している状況が伺えます。

子どもの貧困の解消のため、各種支援制度の周知・啓発を行い、支援が必要な家庭に適切なサービスや支援を結びつけるとともに、関係機関等と連携を図りながら支援の充実を図ります。

【 基本方針 】

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、すべての子どもたちが夢や希望を持てる社会の実現を目指し、国の「子供の貧困対策に関する大綱」において重点施策である、「教育の支援」、「生活の安定に資するための支援」、「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」、「経済的支援」に沿って、子どもの貧困対策に関する施策の推進を図っていきます。

【 現在行っている経済的支援等 】

具体的支援・事業	今後の方向
児童扶養手当	児童扶養手当の制度を周知し、ひとり親家庭の経済的安定、生活安定のために自立支援を行っていきます。
出産・子育て応援給付金事業 （令和7年(2025)年4月～ 妊婦のための支援給付事業） 【再掲】	すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施していきます。 【妊娠届出後】50,000円 【出産予定日の8週間前の日以降(胎児の数の届出後)】50,000円 ※胎児1人につき
義務教育段階の就学援助	就学援助の対象となる方に対して、就学上必要な経費の一部を援助します。



具体的支援・事業	今後の方向
奨学金貸与	<p>修学に意欲がある学生及び生徒であって、経済的理由により修学が困難な方に対し、奨学金を貸与することにより、修学を促進し、社会に貢献できる人材育成を図っていきます。</p> <p>【高校生】自宅通学者 10,000円(月額) 自宅外通学者 20,000円(月額)</p> <p>【大学生】自宅通学者 20,000円(月額) 自宅外通学者 30,000円(月額)</p>
特別支援教育就学奨励費負担等	<p>町立小学校・中学校の特別支援学級に入級している児童及び生徒の保護者負担を軽減するため、学用品等の一部を援助します(所得制限あり)。</p>
小学校入学準備支援事業	<p>令和7(2025)年度から支給対象を拡大し、小学校・中学校に入学する際に「小中学校入学祝金」を支給することにより、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>【支給額】小学生 第1子・第2子 1人あたり 20,000円 小学生 第3子以降 1人あたり 30,000円 中学生 一律 1人あたり 20,000円</p>
スクールカウンセラーの活用	<p>今後も児童・生徒及び保護者の心の安定と教職員の資質能力向上を図るため、スクールカウンセラーを活用していきます。</p>
スクールソーシャルワーカーの活用	<p>今後も児童・生徒の悩みや抱えている問題の解決に向け、スクールソーシャルワーカーを活用し、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ支援するとともに、保護者や教職員に対し、支援や相談、情報提供を行っていきます。</p>
乳幼児医療費助成(通院・入院)の充実【再掲】	<p>通院・入院とも0歳から18歳に到達する最初の年度末までを対象とし、今後も継続し実施します。</p>
母子・父子家庭医療費助成	<p>児童が18歳に到達する最初の年度末までを対象として1つの医療機関で1か月に支払った保険診療分の自己負担額が基準額を超えたときに、超えた分を支給します(所得制限等あり)。今後も継続し実施します。</p> <p>【基準額】通院 1,000円 入院 2,000円</p>
多子世帯の保育料の軽減【再掲】	<p>保育所・認定こども園等に同時に入所している第2子の保育料を半額、第3子を無料とし保育料の軽減を継続します。</p>
妊婦健康診査費用助成【再掲】	<p>14回分の妊婦健診費用の助成を継続し、妊婦の負担軽減に努めていきます(多胎児は6回分追加)。</p>
不妊治療費助成【再掲】	<p>不妊治療による経済的な負担の軽減を図るため、一般不妊治療費(タイミング法・人工授精)、生殖補助医療費、不妊検査費、先進医療費の助成を実施していきます。</p>
産婦健康診査費用助成【再掲】	<p>産後の母親の健診(産後2週間頃・1か月頃)費用の助成を実施していきます。</p>
新生児聴覚検査費用助成【再掲】	<p>新生児の聴覚障害の早期発見・早期支援を図るため、新生児聴覚検査費用の助成を実施していきます。</p>
チャイルドシートレンタル	<p>チャイルドシートを無料でレンタルしています。今後も継続し実施していきます。</p>
生活困窮者への自立支援	<p>生活困窮に陥る恐れのある世帯に対し、福祉事務所、ハローワーク、宮城県南部自立相談支援センター等と連携しながら支援を行っていきます。</p>

第9章 計画の推進体制



第9章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携

(1) 庁内の体制

子ども・子育てに関わる施策は、福祉、教育、保健、医療など、様々な分野にわたることから、関係各課や関係機関のそれぞれと連携・調整しながら施策を推進します。

また、子どもと子育て家庭の状況やニーズ等に配慮し、職務を遂行できるよう、すべての職員の知識と意識を高めていきます。

(2) 地域・関係機関との協働

本計画の推進にあたっては、家庭、地域、学校、企業、関係団体等の主体的な取り組みが重要なことから、広報紙や町のホームページなどを通じて計画の周知・啓発に努めます。

また、幼稚園、保育所、認定こども園等の教育・保育事業を運営する事業者や学校、地域の関係団体、関係機関との連携を強化し、地域全体で子育て支援を推進します。

(3) 国・県との連携

町は町民に最も近い行政となるため、子どもと子育て家庭のニーズを把握し、国や県に対して施策の提案や要望を行うとともに、近隣の市町村とも密接な連携を図りながら施策を推進します。

2 計画の達成状況の点検・評価

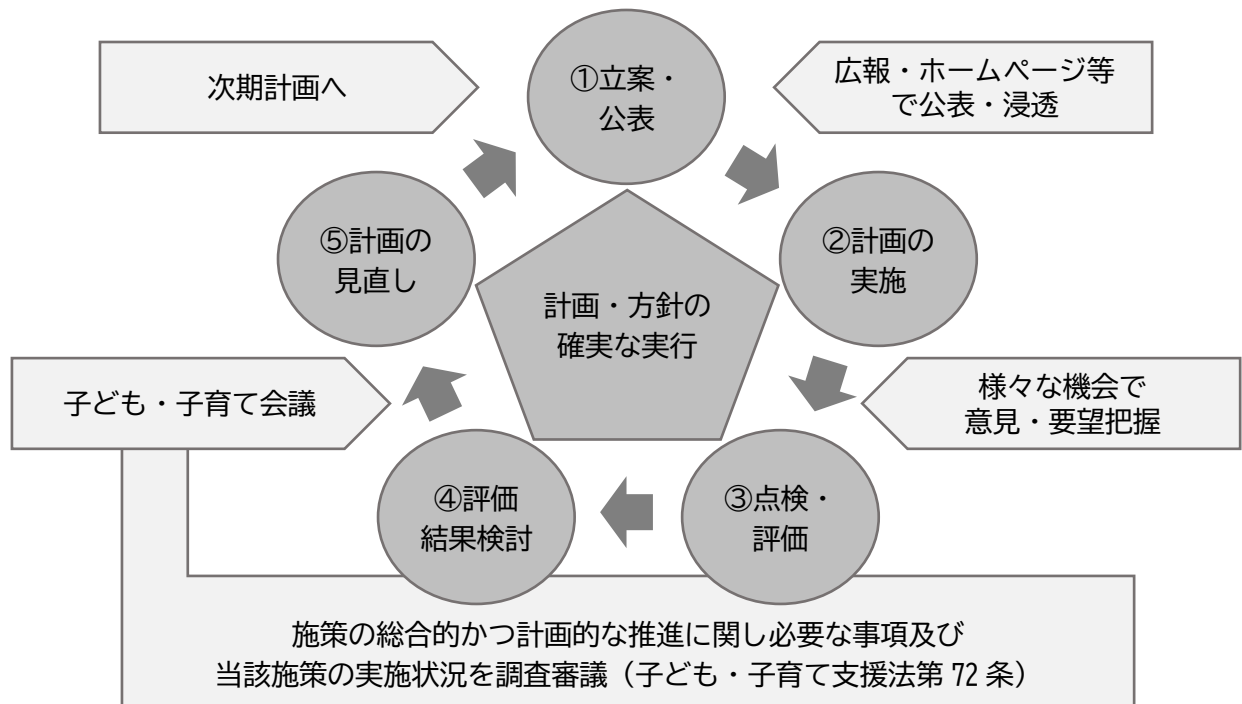
(1) 子ども・子育て会議の運営

効果的・実効的に計画を推進していくため、毎年度計画の進捗状況を庁内で点検・評価するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら事業の見直しを行い、適正な進行管理を実施していきます。

(2) 計画の公表、意見の反映

町の広報紙やホームページを通して、計画の取り組みや事業の進捗状況を公表していくことで、町民への浸透を図ります。

また、実施事業や様々な活動の現場、家庭への訪問機会や保護者の事業利用・来訪などあらゆる場面を通じての意見・要望把握に努め、利用者の立場に立った施策・事業の推進を図ります。





3 子ども・子育て支援に果たす役割

子ども・子育て支援においては、家庭、幼稚園・保育所・認定こども園、学校、地域、企業、町（行政）など、社会のあらゆる分野における構成員が子ども・子育て支援に対する理解を深め、各々が協働しそれぞれの役割を果たすことが重要です。

家庭の役割

- ▼ 保護者は子育てについての第一義的責任を有する

幼稚園・保育所・認定こども園の役割

- ▼ 遊びなどの中で集団生活に必要なルールを身につける場の提供
- ▼ 一人ひとりの発達の段階を踏まえた上で、成長を見守り支援していく

学校の役割

- ▼ 就学児童の健やかな成長と、生きる力や自ら考え行動することのできる力を養う教育・体験の提供
- ▼ 地域や家庭と連携しながらの子どもの成長支援

地域の役割

- ▼ 地域の子どもたちの見守り
- ▼ 子どもへの虐待等を早期に発見する目配り

企業の役割

- ▼ 地域社会の一員として、地域とともに子どもの育成や子育ての支援
- ▼ 男女共同参画社会を推進し、性別にとらわれず子育てと仕事を両立することができる就労環境や職場の雰囲気づくり

町（行政）の役割

- ▼ サービスの提供・支援
- ▼ 利用者・家庭への相談支援
- ▼ 関係諸機関との連携

資料編



資料編

1 松島町子ども・子育て会議条例

○松島町子ども・子育て会議条例

平成25年9月11日

条例第38号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第72条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として松島町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

(1) 子ども（法第6条第1項に規定する子どもをいう。）の保護者（同条第2項に規定する保護者をいう。）

(2) 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関する事業に従事する者

(3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(4) 子ども・子育て支援の施策に関心のある者

(5) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 会議に、会長を置き、委員の互選によって選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、町民福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(松島町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 松島町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和51年松島町条例第9号)の一部を次のように改正する。
別表民生委員推薦会の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議	会長	日額 6,800円
	委員	日額 6,700円

附 則(令和5年3月6日条例第5号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。



2 松島町子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略、順不同)

氏名	区分	役職	備考
片倉 誠之助	学識経験者	社会福祉法人松の実福社会 施設長	会長
千葉 伸一	子どもの保護者	小学生保護者	職務代理者
青沼 法枝	事業に従事する者	幼稚園 教諭	
赤間 康子	事業に従事する者	幼稚園 園長	
飯嶋 敦	子どもの保護者	小学生保護者	
遠藤 奈緒美	町長が認める者	元幼稚園 教諭	
樫崎 勇祐	子どもの保護者	小学生保護者	
君島 智子	学識経験者	聖和学園短期大学 准教授	
鈴木 綾	子どもの保護者	小学生保護者	
渡邊 理加	町長が認める者	元幼稚園 園長	

任期：令和5（2023）年3月30日から令和7（2025）年3月29日まで

3 松島町子ども・子育て会議の策定経過

開催日	開催会名等	内 容
令和6年 3月19日	令和5年度 第2回松島町子ども・子育て会議	・松島町子ども・子育て支援事業計画（第三期）策定に係るアンケート調査について ・その他
令和6年 4月1日～ 4月14日	松島町子ども・子育て支援事業計画（第三期）策定のためのアンケート調査の実施	
令和6年 7月11日～ 7月31日	子どもの生活に関する実態調査の実施	
令和6年 8月27日	令和6年度 第1回松島町子ども・子育て会議	・松島町子ども・子育て支援事業計画（第二期）の進捗状況について ・松島町子ども・子育て支援事業計画（第三期）策定のためのアンケート調査結果について ・松島町の子ども・子育てを取り巻く状況について ・松島町子ども・子育て支援事業計画（第二期）の評価結果について ・松島町子ども・子育て支援事業計画（第三期）骨子案の検討について ・松島町子ども・子育て支援事業計画（第三期）基本理念及び基本方針（案）について ・子育て支援施設及び児童公園個別施設計画（案）について ・その他
令和6年 10月22日	令和6年度 第2回松島町子ども・子育て会議	・子どもの生活に関する実態調査結果について ・松島町子ども・子育て支援事業計画（第三期）素案について ・その他
令和6年 12月19日	令和6年度 第3回松島町子ども・子育て会議	・松島町子ども・子育て支援事業計画（第三期）素案について ・パブリックコメントについて ・その他
令和6年 12月25日～ 令和7年 1月14日	町民からの意見募集（パブリックコメント）の実施	
令和7年 1月24日	令和6年度 第4回松島町子ども・子育て会議	・パブリックコメントの結果について ・松島町子ども・子育て支援事業計画（第三期）の答申について



4 子ども・子育て支援事業計画（第三期）策定のためのアンケート

（1）調査の目的

本計画の策定にあたり、住民の皆様の子育てや生活の状況、町に期待すること等をお聴きし、計画策定の参考にするためにアンケート調査を実施しました。

（2）実施概要

- 調査対象：就学前児童の保護者及び18歳以上39歳以下の町民
- 調査期間：令和6（2024）年4月1日～4月14日
- 調査方法：二次元コードを印字した官製ハガキを郵送により配付し、ハガキに印字してある二次元コードからWEBページにアクセスして行うWEB回答形式
- 配付・回答：

配付数	回答数	有効回答	無効回答	回答率
2,460	368	356	12	14.5%

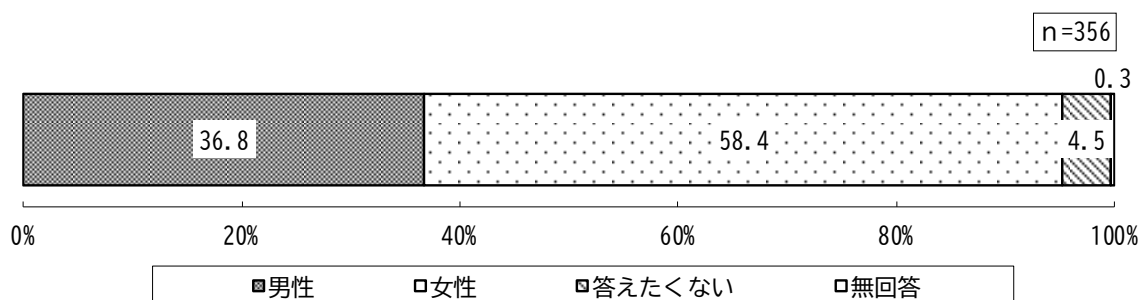
※ 配付数内訳：就学前児童の保護者 305枚、18歳以上39歳以下の町民 2,155枚

（3）結果概要

① 性別

性別は、「男性」が36.8%、「女性」が58.4%、「答えたくない」が4.5%、無回答が0.3%となっています。

図表 性別

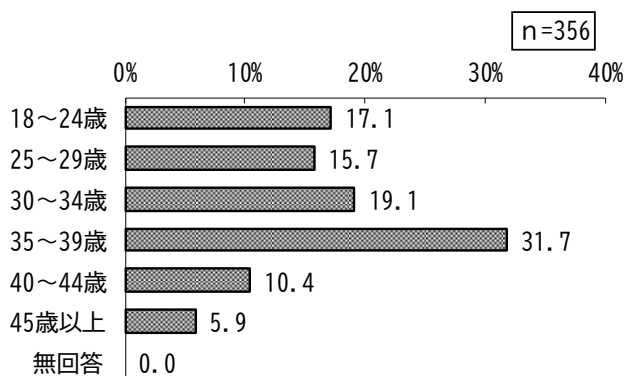


※ 図表内の「n」は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています（以下、同様です。）。

② 年齢

年齢は、「35～39歳」が31.7%と最も多く、「30～34歳」が19.1%、「18～24歳」が17.1%と続きます。

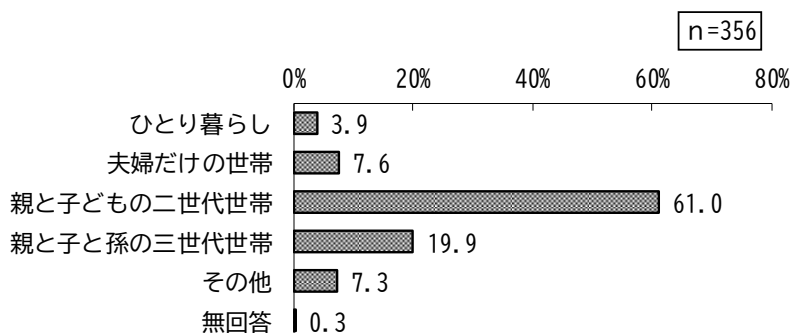
図表 年齢



③ 世帯構成

世帯構成は、「親と子どもの二世帯世帯」が61.0%と最も多く、「親と子と孫の三世帯世帯」が19.9%、「夫婦だけの世帯」が7.6%と続きます。

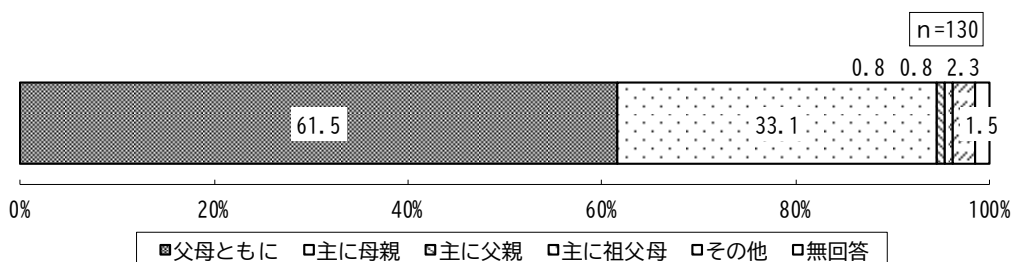
図表 世帯構成



④ 宛名の子どもの子育てを主に行っている方について

宛名の子どもの子育てを主に行っている方については、「父母ともに」が61.5%と最も多く、「主に母親」が33.1%、「その他」2.3%と続きます。

図表 宛名の子どもの子育てを主に行っている方について

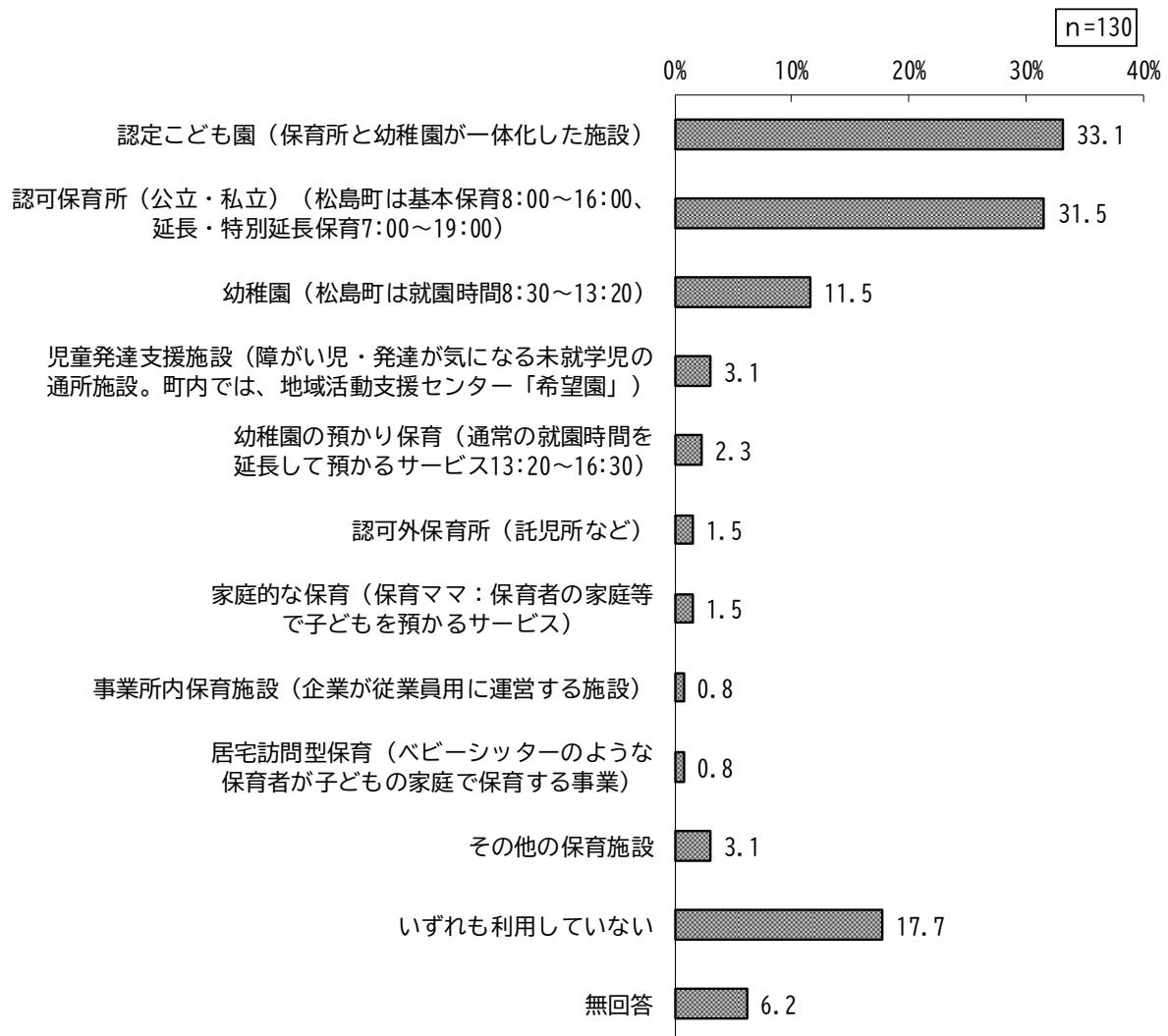




⑤ 宛名の子どもの定期的な教育・保育事業の利用状況について

宛名の子どもの定期的な教育・保育事業の利用状況については、「認定こども園」が33.1%と最も多く、「認可保育所（公立・私立）」が31.5%、「いずれも利用していない」が17.7%と続きます。

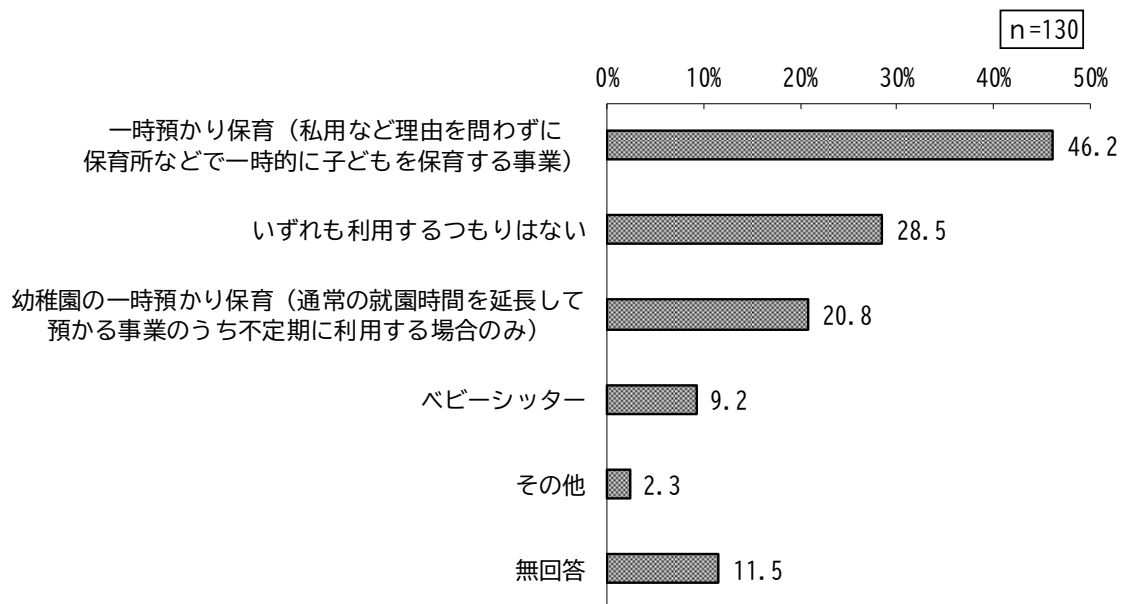
図表 宛名の子どもの定期的な教育・保育事業の利用状況について



⑥ 宛名の子どもの不定期的な教育・保育事業の利用希望について

宛名の子どもの不定期的な教育・保育事業の利用希望については、「一時預かり保育」が46.2%と最も多く、「いずれも利用するつもりはない」が28.5%、「幼稚園の一時預かり保育」が20.8%と続きます。

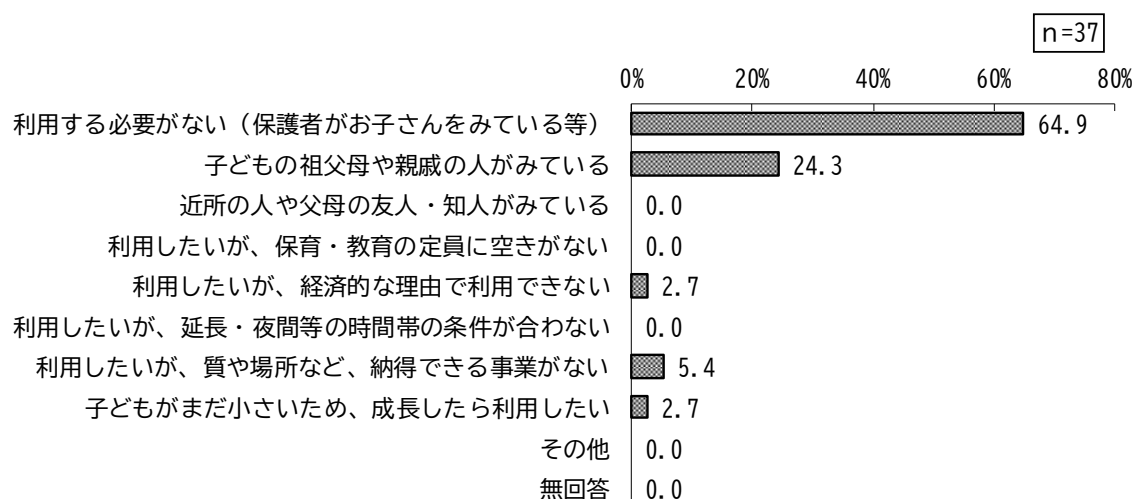
図表 宛名の子どもの不定期的な教育・保育事業の利用希望について



⑦ 一時預かり事業の利用を希望しない理由について

「いずれも利用するつもりはない」と回答された方が一時預かり事業の利用を希望しない理由については、「利用する必要がない（保護者がお子さんをみている等）」が64.9%と最も多く、「子どもの祖父母や親戚の人がみている」が24.3%、「利用したいが、質や場所など、納得できる事業がない」が5.4%と続きます。

図表 一時預かり事業の利用を希望しない理由について

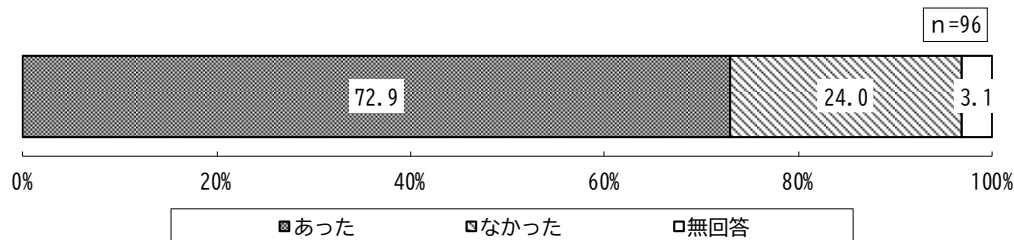




⑧ 病気やけがで保育所等を利用できなかったことの有無について

この1年間に、病気やけがで保育所等を利用できなかったことの有無については、「あった」が72.9%、「なかった」が24.0%となっています。

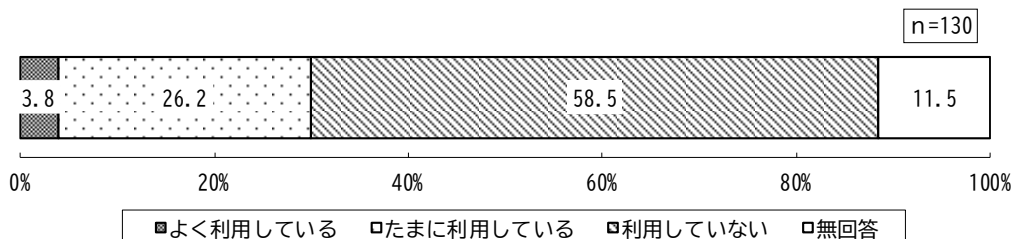
図表 病気やけがで保育所等を利用できなかったことの有無について



⑨ 子育て支援センターの利用の有無について

子育て支援センターの利用の有無については、「よく利用している」が3.8%、「たまに利用している」が26.2%、「利用していない」が58.5%となっています。

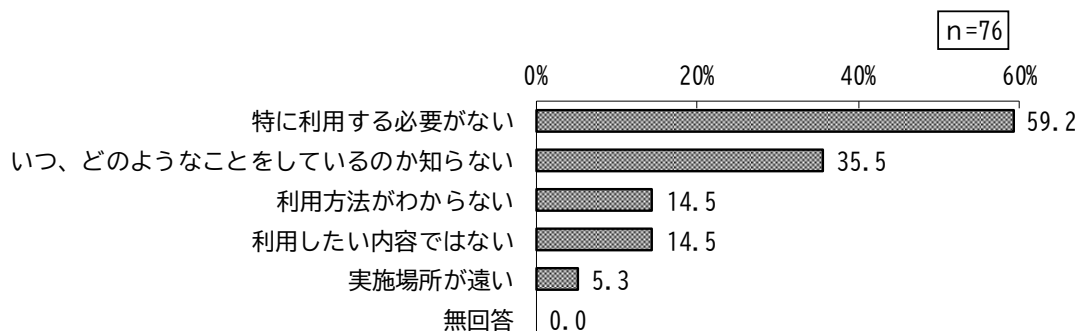
図表 子育て支援センターの利用の有無について



⑩ 子育て支援センターを利用していない理由について

「利用していない」と回答された方が子育て支援センターを利用していない理由については、「特に利用する必要がない」が59.2%と最も多く、「いつ、どのようなことをしているのか知らない」が35.5%、「利用方法がわからない」、「利用したい内容ではない」がともに14.5%と続きます。

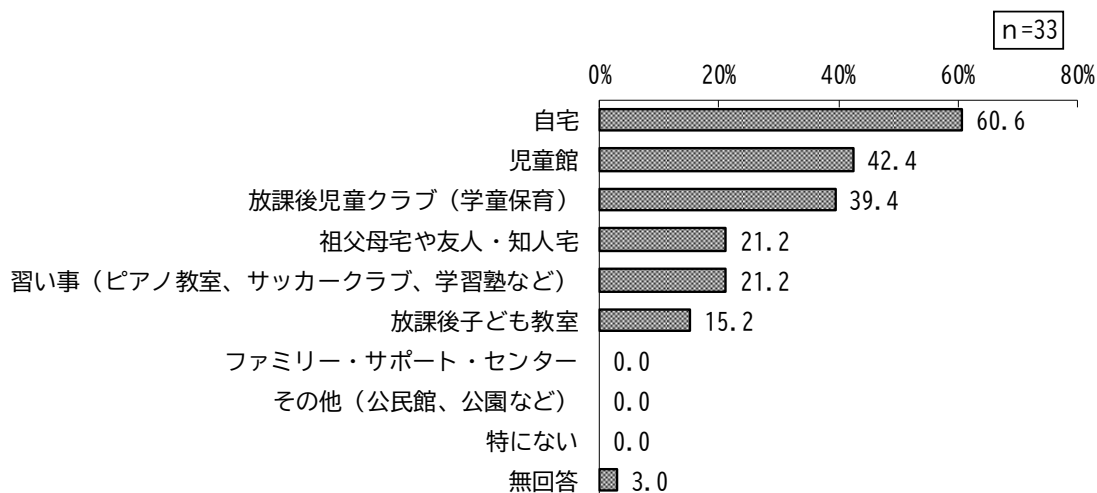
図表 子育て支援センターを利用していない理由について



⑪ 放課後に過ごさせたいと思う場所（小学1～3年生）について

放課後に過ごさせたいと思う場所（小学1～3年生）については、「自宅」が60.6%と最も多く、「児童館」が42.4%、「放課後児童クラブ(学童保育)」が39.4%と続きます。

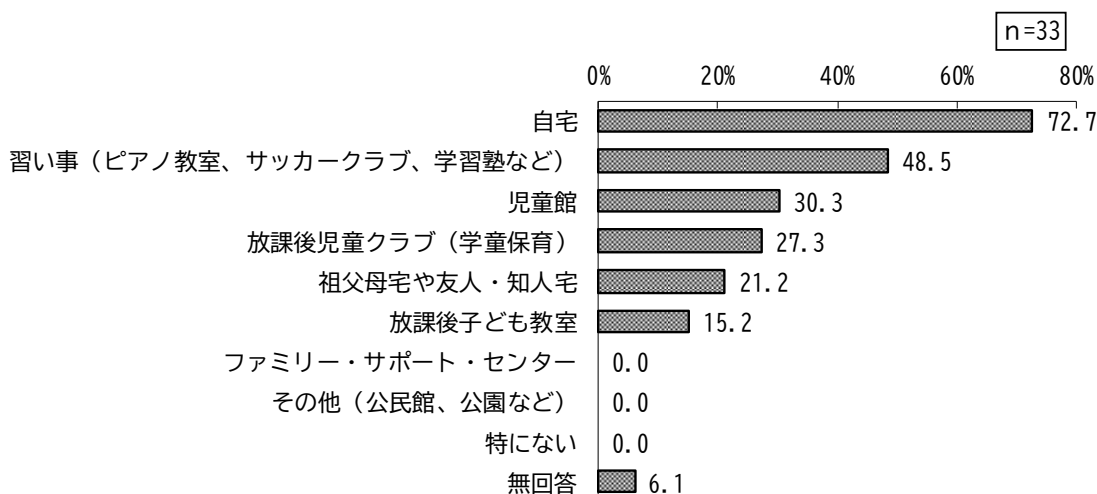
図表 放課後に過ごさせたいと思う場所（小学1～3年生）について



⑫ 放課後に過ごさせたいと思う場所（小学4～6年生）について

放課後に過ごさせたいと思う場所（小学4～6年生）については、「自宅」が72.7%と最も多く、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が48.5%、「児童館」が30.3%と続きます。

図表 放課後に過ごさせたいと思う場所（小学4～6年生）について

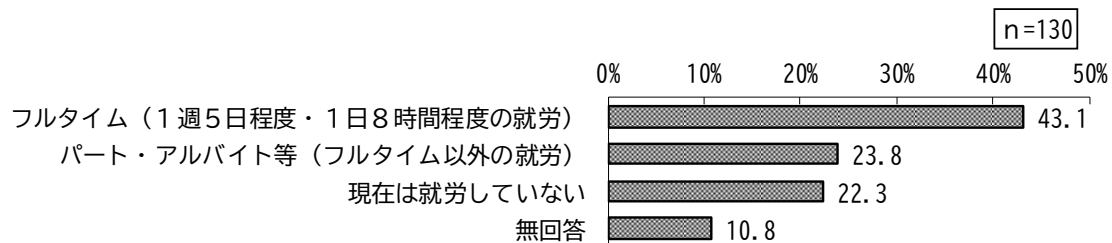




⑬ 宛名の子どもの母親の就労状況について

宛名の子どもの母親の就労状況については、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）」が43.1%、「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労）」が23.8%、「現在は就労していない」が22.3%となっています。

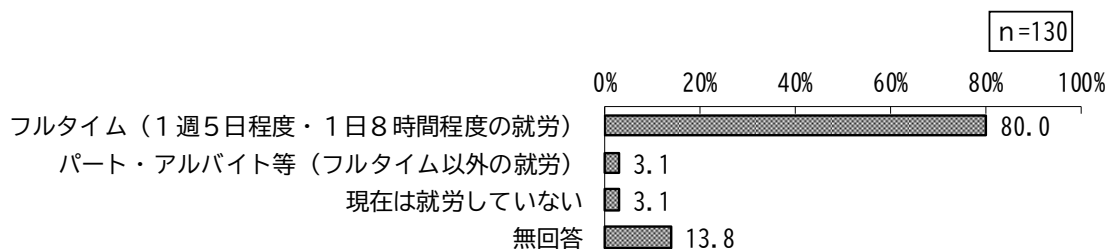
図表 宛名の子どもの母親の就労状況について



⑭ 宛名の子どもの父親の就労状況について

宛名の子どもの父親の就労状況については、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）」が80.0%、「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労）」、「現在は就労していない」がともに3.1%となっています。

図表 宛名の子どもの父親の就労状況について

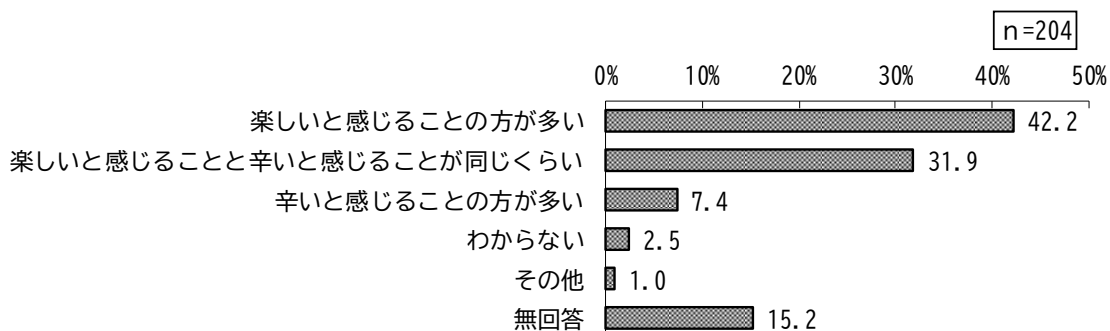


※ 産休・育休・介護休業中を含みます。

⑮ 母親が子育てに関してどう感じているかについて

母親が子育てに関してどう感じているかについては、「楽しいと感じることの方が多い」が42.2%と最も多く、「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」が31.9%、「辛いと感じることの方が多い」が7.4%と続きます。

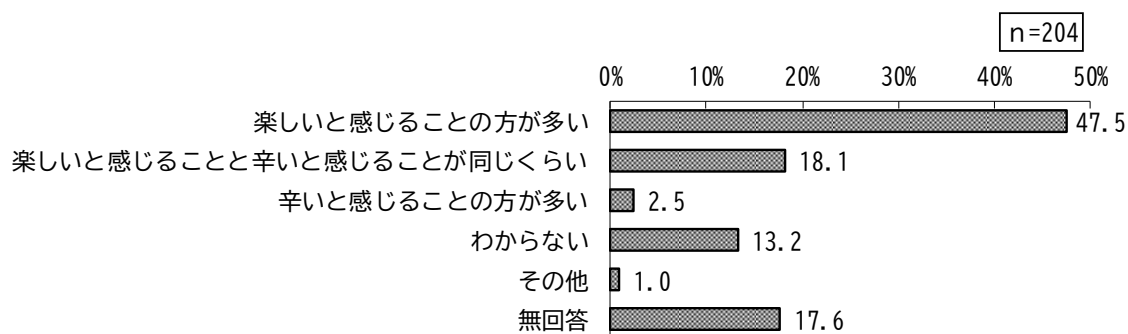
図表 母親が子育てに関してどう感じているかについて



⑯ 父親が子育てに関してどう感じているかについて

父親が子育てに関してどう感じているかについては、「楽しいと感じることの方が多い」が47.5%と最も多く、「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」が18.1%、「わからない」が13.2%と続きます。

図表 父親が子育てに関してどう感じているかについて

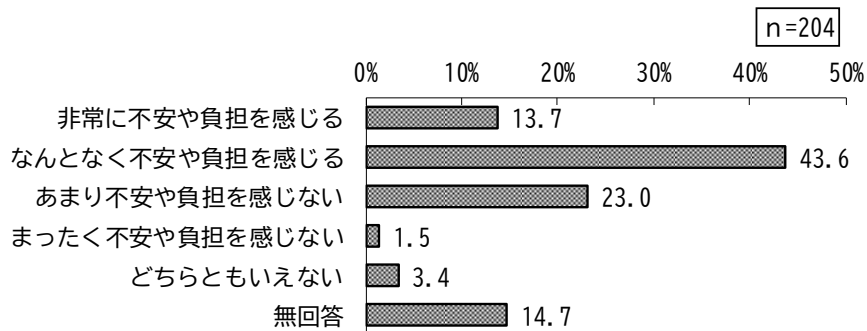




⑰ 母親が子育てに関して不安や負担を感じているかについて

母親が子育てに関して不安や負担を感じているかについては、「なんとなく不安や負担を感じる」が43.6%と最も多く、「あまり不安や負担を感じない」が23.0%、「非常に不安や負担を感じる」が13.7%と続きます。

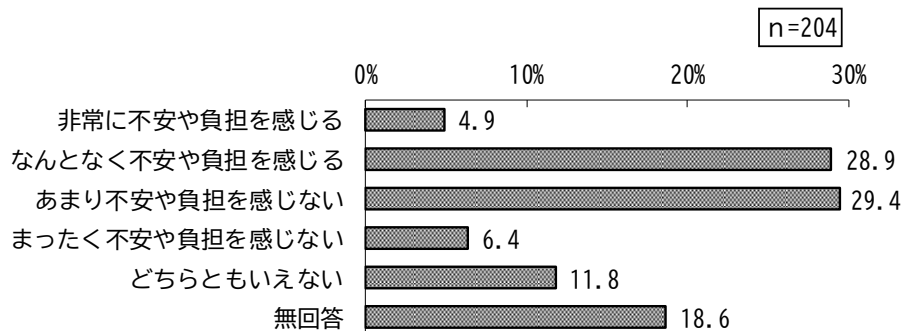
図表 母親が子育てに関して不安や負担を感じているかについて



⑱ 父親が子育てに関して不安や負担を感じているかについて

父親が子育てに関して不安や負担を感じているかについては、「あまり不安や負担を感じない」が29.4%と最も多く、「なんとなく不安や負担を感じる」が28.9%、「どちらともいえない」が11.8%と続きます。

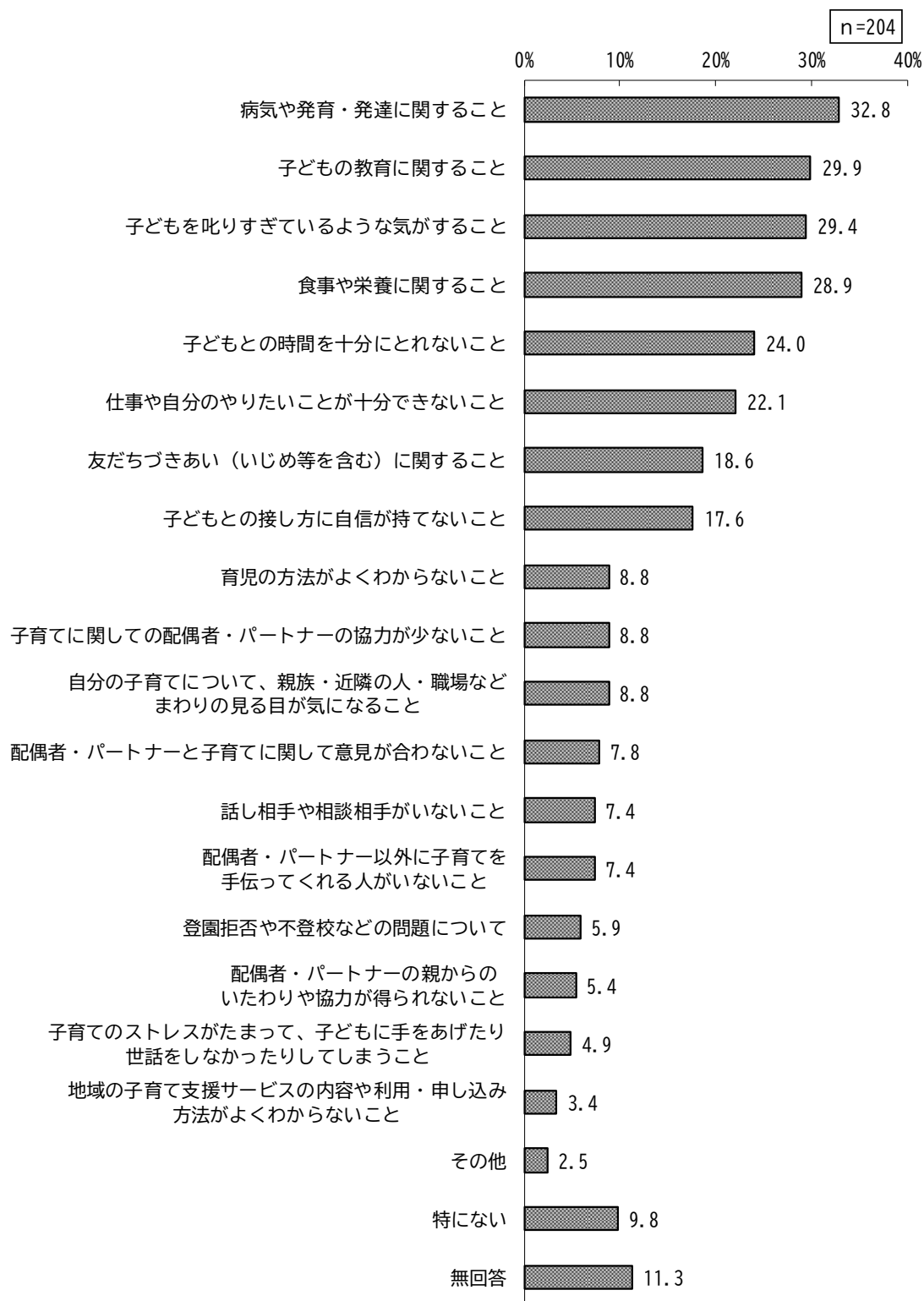
図表 父親が子育てに関して不安や負担を感じているかについて



⑨ 子育てに関して日常悩んでいることや気になることについて

子育てに関して日常悩んでいることや気になることについては、「病気や発育・発達に関すること」が32.8%と最も多く、「子どもの教育に関すること」が29.9%、「子どもを叱りすぎているような気がする」と29.4%と続きます。

図表 子育てに関して日常悩んでいることや気になることについて

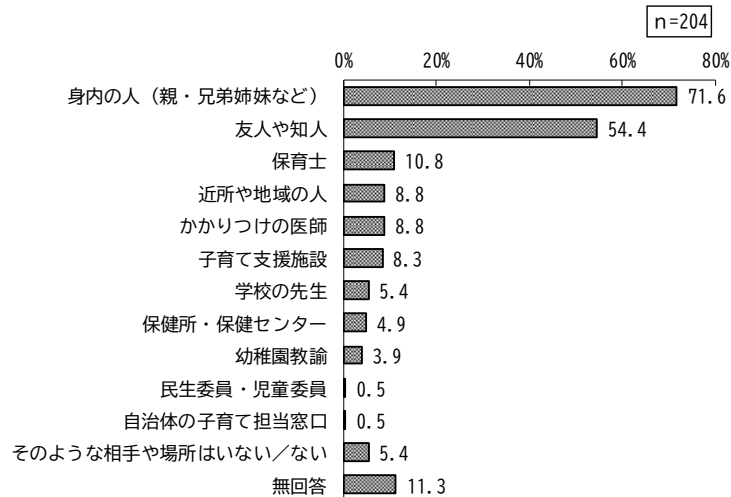




⑳ 子どものことや子育てに関する相談相手（場所）について

子どものことや子育てに関する相談相手（場所）については、「身内の人（親・兄弟姉妹など）」が71.6%と最も多く、「友人や知人」が54.4%、「保育士」が10.8%と続きます。「そのような相手や場所はない／ない」は5.4%となっています。

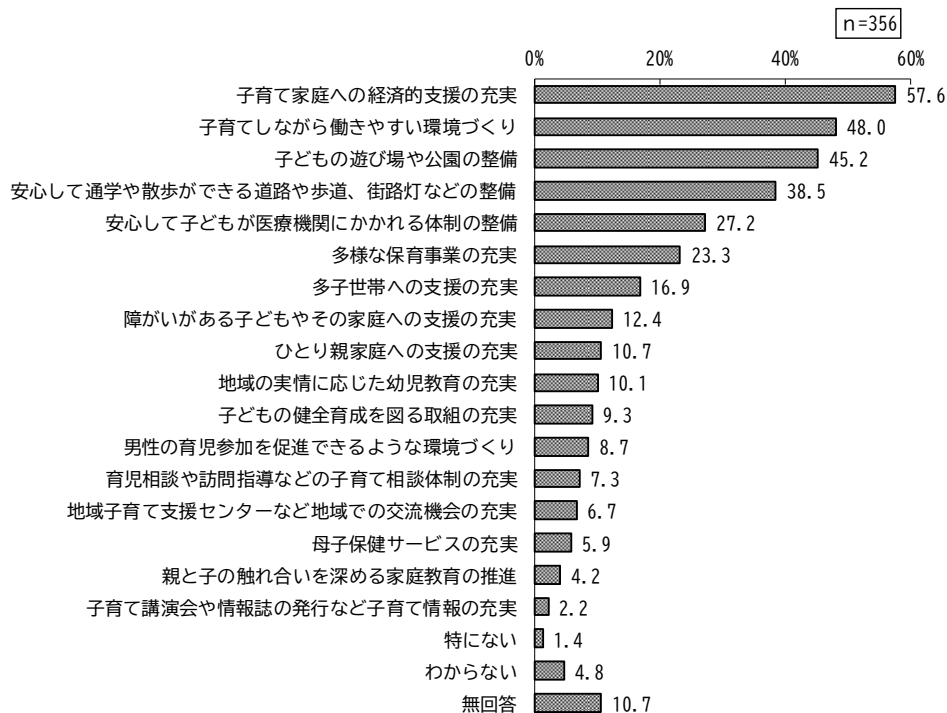
図表 子どものことや子育てに関する相談相手（場所）について



㉑ 松島町に充実を図ってほしいと期待する子育て支援について

松島町に充実を図ってほしいと期待する子育て支援については、「子育て家庭への経済的支援の充実」が57.6%と最も多く、「子育てしながら働きやすい環境づくり」が48.0%、「子どもの遊び場や公園の整備」が45.2%と続きます。

図表 松島町に充実を図ってほしいと期待する子育て支援について



5 子どもの生活に関する実態調査

(1) 調査の目的

子どもの将来が生まれ育った家庭の経済状況によって左右されることのないよう、未来を担う子どもたちの学びや育ちを支えるための支援策などの検討の基礎資料とするためのアンケート調査を実施しました。

(2) 実施概要

- 調査対象：① 町内在住の0歳から9歳までの子どもがいる保護者
② 町内在住の10歳から15歳までの子どもがいる保護者
③ 町内在住の10歳から15歳までの子ども
- 調査期間：令和6（2024）年7月11日～7月31日
- 調査方法：二次元コードを印字した通知文書を郵送により配付し、印字してある二次元コードからWEBページにアクセスして行うWEB回答形式
- 配付・回答：

種 別	配付数	回答数	有効回答	無効回答	回答率
① 町内在住の0歳から9歳までの子どもがいる保護者	300	133	133	0	44.3%
② 町内在住の10歳から15歳までの子どもがいる保護者	300	93	93	0	31.0%
③ 町内在住の10歳から15歳までの子ども	300	66	66	0	22.0%

(3) 結果概要

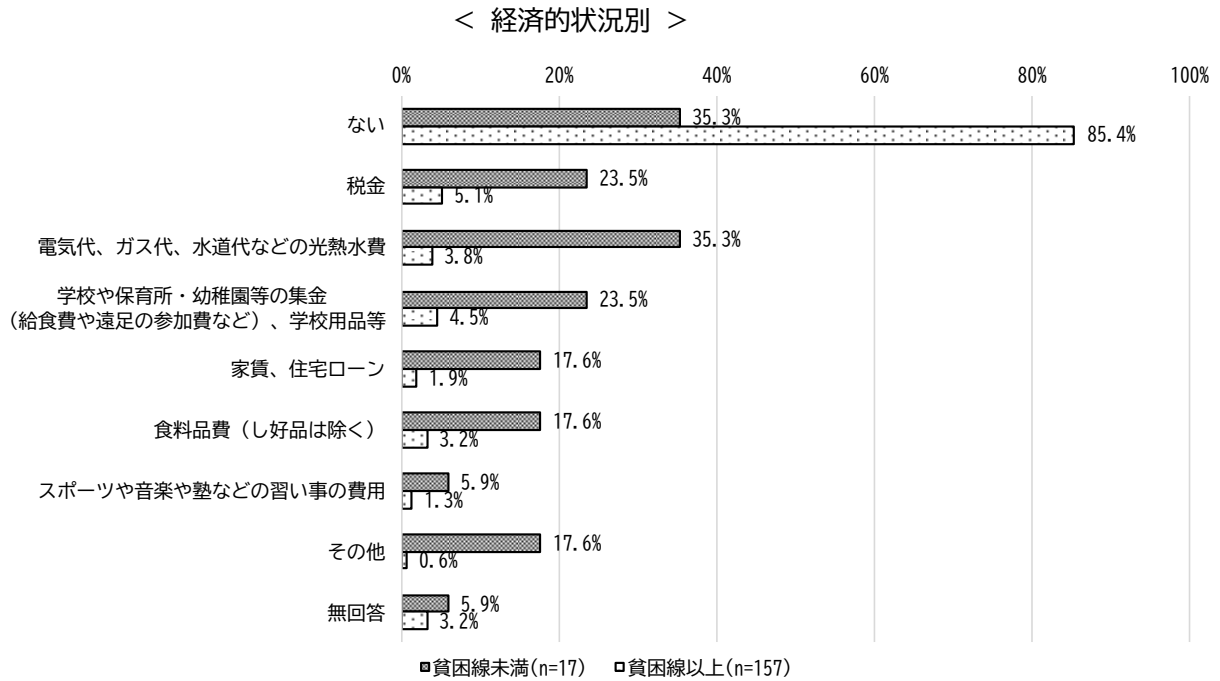
① 暮らし向きについて

世帯の1年間の可処分所得^{※1}をうかがったところ、貧困線未満の世帯は7.5%となっており、相対的な貧困の状況に置かれています。

過去1年間に必要なものが買えなかったり、支払いが遅れたり、支払いできなかった経験の有無について、貧困線以上の世帯では「ない」が85.4%に対し、貧困線未満の世帯では35.3%と低く、約3割の世帯が光熱水費、約2割の世帯が税金や学校等の集金や学校用品費、家賃、住宅ローンなどの支払が遅れたり支払うことができなかったりした経験があると回答しています。

※1 可処分所得：収入から税金や社会保険料等を差し引いた手取り収入のこと。

図表 必要なものが買えなかったり、支払いが遅れたり、支払えなかった経験の有無（保護者調査）



② ひとり親世帯について

死別や離婚、未婚等によるひとり親世帯の割合は約1割となっています。ひとり親世帯では、3割が貧困線未満となっており、経済的に厳しい状況に置かれています。

図表 可処分所得の状況（保護者調査）

	合計	貧困線未満	貧困線以上	分からない・答えたくない	無回答
全体	226	7.5%	69.5%	21.2%	1.8%
ひとり親	21	33.3%	38.1%	23.8%	4.8%
ふたり親	205	4.9%	72.7%	21.0%	1.5%
無回答	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

相対的貧困率※2（貧困線未満の世帯の割合）をみる際の留意点

アンケート調査に基づく松島町における子育て世帯の相対的貧困率の数値をみる際の留意点を以下に示します。

- 相対的貧困率の基準となる「貧困線」は、松島町の貧困線を新たに定めたものではなく、国が算出した貧困線（「2022（令和4）年国民生活基礎調査」の「貧困率の状況」）を基準としている。
- 本調査では、世帯人数ごとの可処分所得を選択肢で示して回答を得ているため、回答誤差（実際の金額と回答との違いやずれ）が生じる。
- 無作為抽出による標本調査であるため、標本誤差（実態と集計結果との違いやずれ）が生じる。また、分からない・答えたくないと回答した家庭や未回答家庭の中には、相対的貧困にある家庭の割合が高いことが想定される。

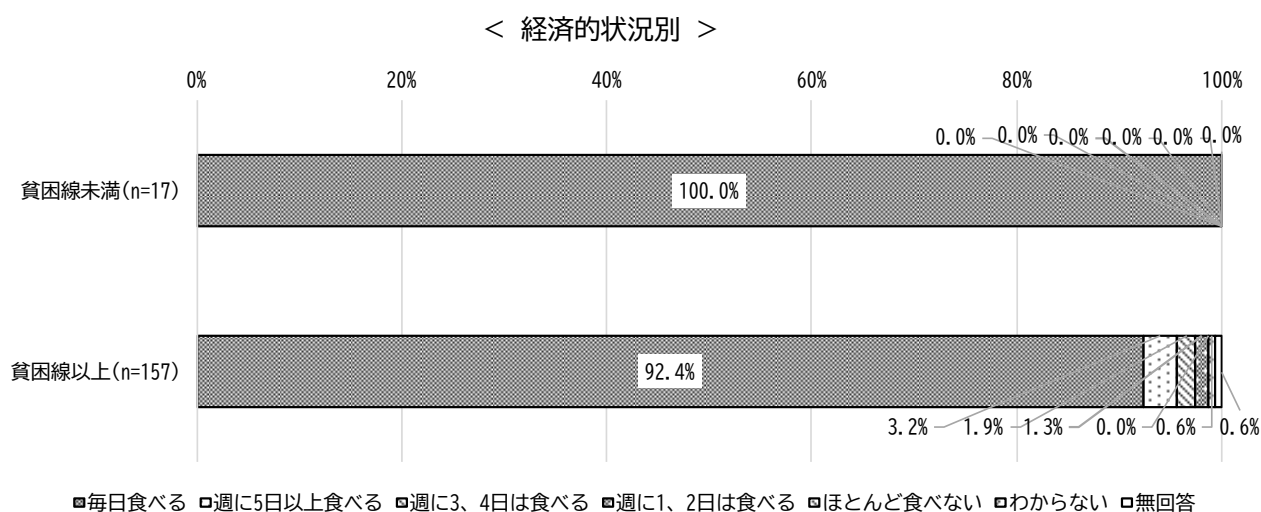
※2 相対的貧困率：人間として最低限の生活をも営むことができないような「絶対的貧困」に対し、「相対的貧困」は、その国・地域の文化水準、生活水準と比較して困窮した状態を指す。

③ 食事について

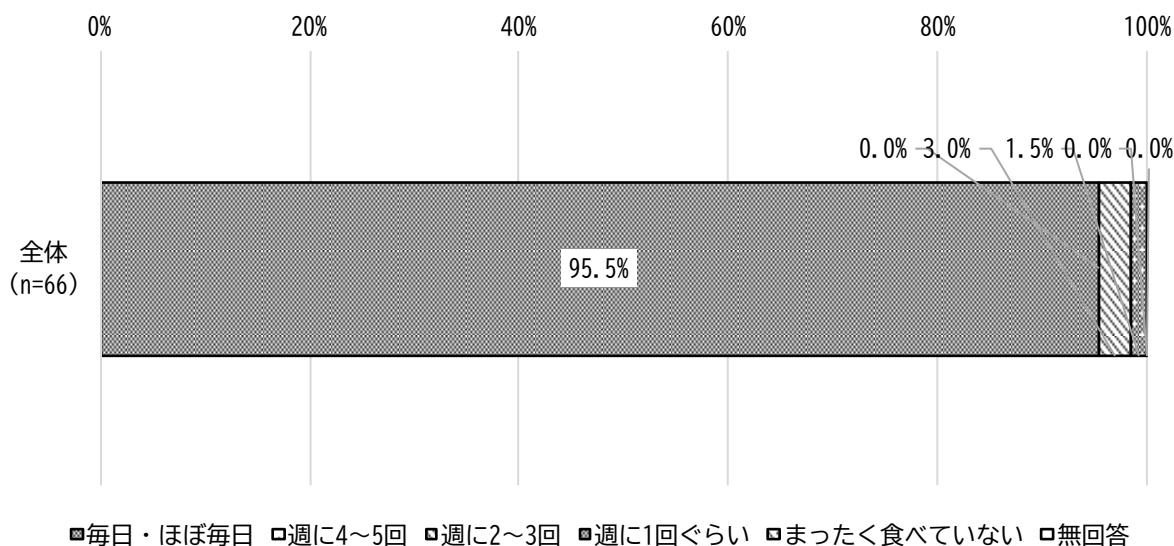
子どもの朝食の欠食状況について、保護者の9割強が「毎日食べる」と回答した一方、3.2%が「週に3、4日は食べる」、「週に1、2日は食べる」と回答しています。子ども本人も95.5%が「毎日・ほぼ毎日」食べると回答した一方、4.5%が「週に1回くらい」、「週に2～3回」と回答しています。

子どもだけで食事をする「孤食」について、保護者の約2割が「よくある」、「ときどきある」と回答しています。「まったくない」と回答した貧困線未満の世帯は23.5%で、貧困線以上の世帯と比べて低い割合となっています。

図表 子どもの朝食の摂食状況（保護者調査）



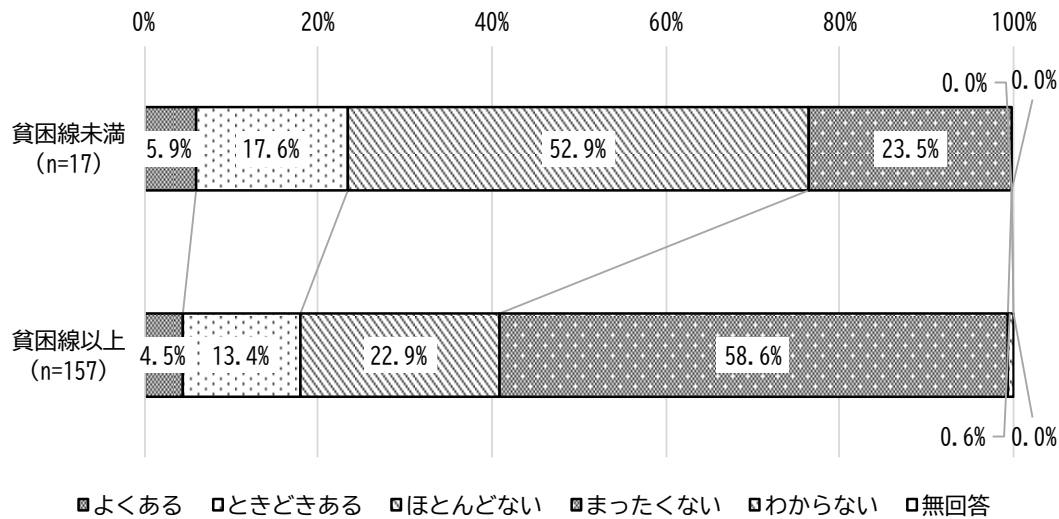
図表 子どもの朝食の摂食状況（子ども調査）



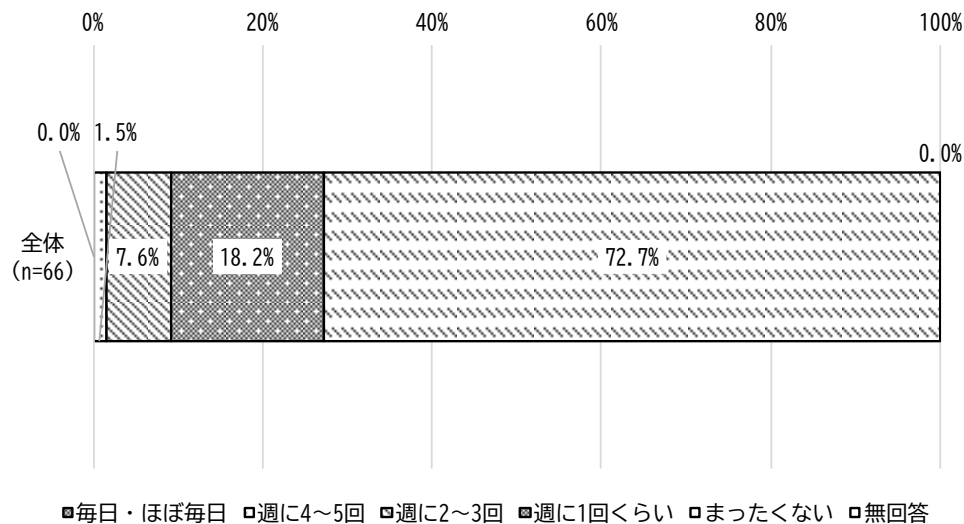


図表 子どもだけで食事をするものの有無（保護者調査）

< 経済的状況別 >



図表 子どもだけで食事をするものの有無（子ども調査）



④ 勉強について

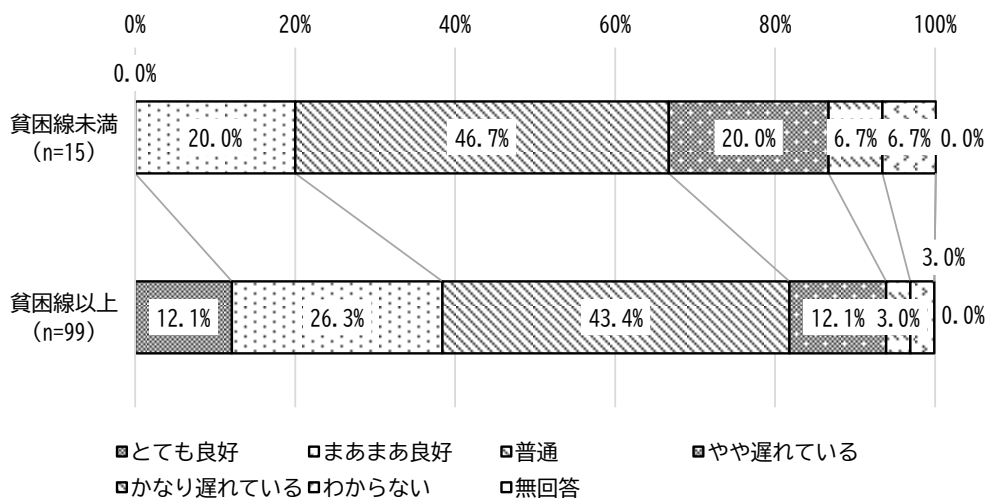
学校に通っている子どもの成績について、貧困線未満の世帯では、「とても良好」と回答した人はいませんでした。また、貧困線以上の世帯と比べて「やや遅れている」と回答した人の割合が20.0%でやや高くなっています。

子ども本人の調査では、学校の授業の理解度について、90.9%が「よくわかる」と「だいたいわかる」と回答しています。

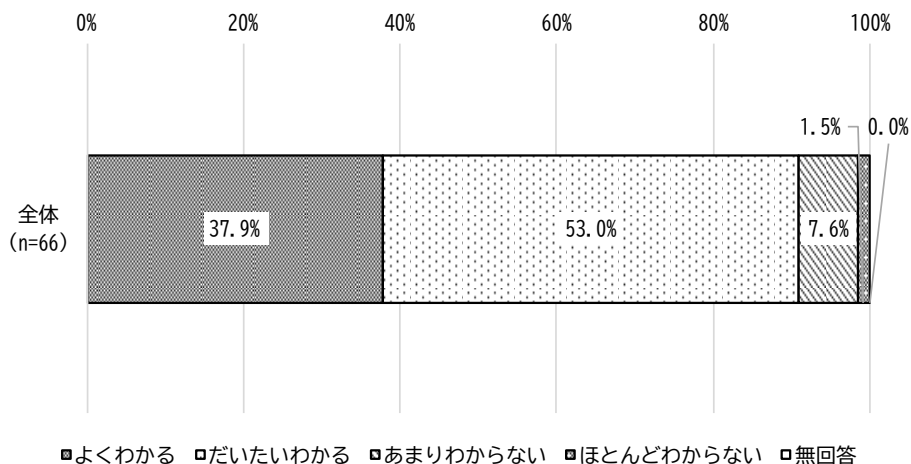
子どもの平日の学校以外での勉強時間について、「まったくしていない」と「30分程度」をあわせると、貧困線未満の世帯では60.0%で貧困線以上の世帯と比べて高くなっています。

図表 子どもの成績（保護者調査）

< 経済的状況別 >

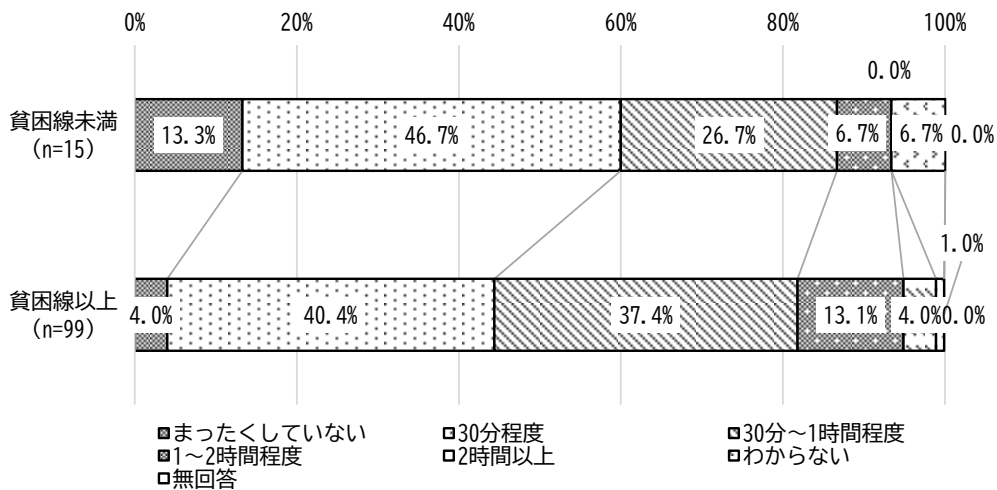


図表 学校の授業の理解度（子ども調査）



図表 平日の学校以外の勉強時間（保護者調査）

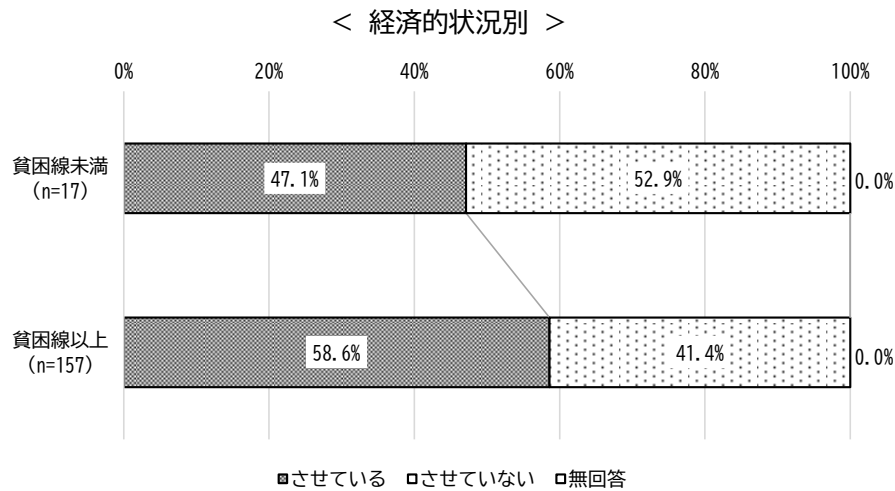
< 経済的状況別 >



⑤ 習い事について

可処分所得が貧困線未満の世帯は、貧困線以上の世帯に比べて習い事を「させている」割合が低くなっています。

図表 習い事の状況（保護者調査）

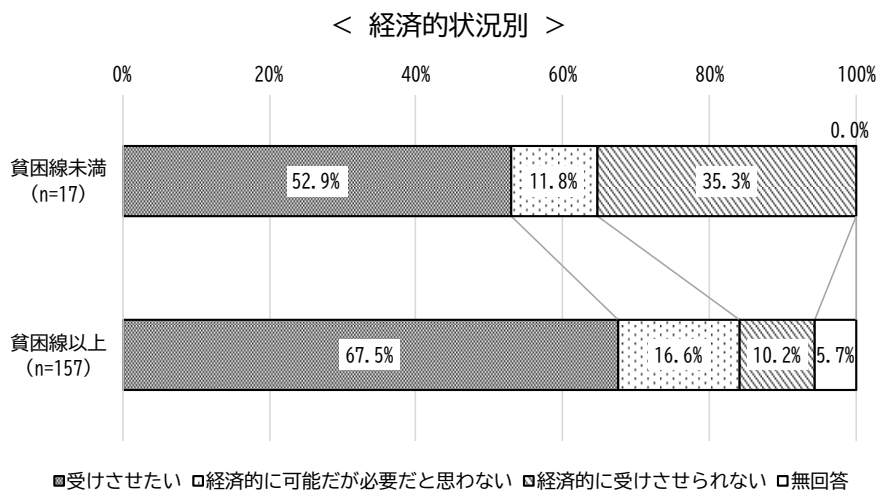


⑥ 進学について

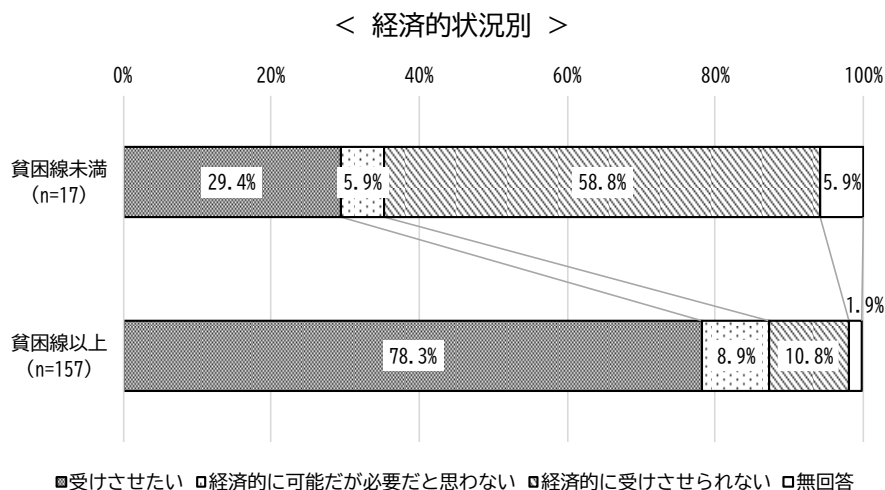
子どもの進学について、貧困線未満の世帯では、短大・高専・専門学校までの教育を 35.3%、大学までの教育を 58.8%が「経済的に受けさせられない」と回答しています。

また、子ども本人調査では、将来の進学希望について「大学（短期大学を含む）」が 45.5%で最も高くなっていますが、18.2%が「高校」と回答しています。

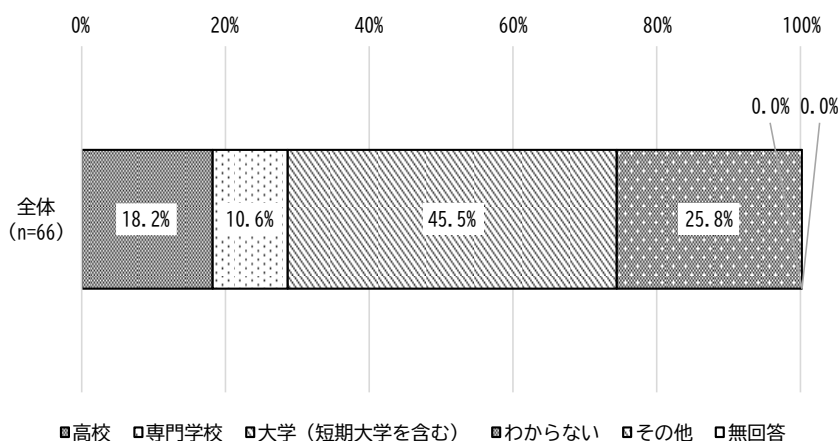
図表 どこまでの教育を受けさせたいか（保護者調査）短大・高専・専門学校までの教育



図表 どこまでの教育を受けさせたいか（保護者調査）大学までの教育



図表 将来の進学希望（子ども調査）



⑦ 自己肯定感について

自分は価値がある人間だと思うかどうかについて、「あまり思わない」と「まったく思わない」をあわせた『思わない』に回答した子どもは 34.8%となっています。

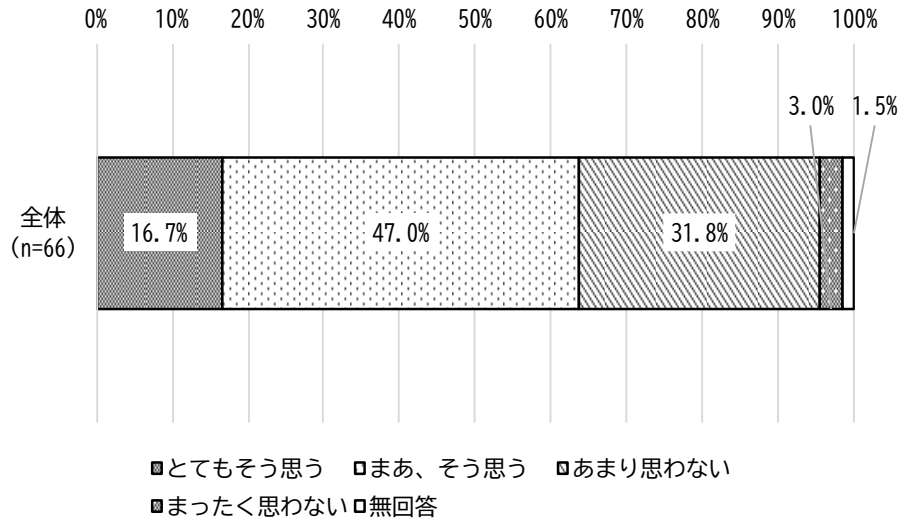
自分には良いところがあると思うかどうかについて、『思わない』と回答した子どもは 18.2%となっています。

自分の将来が楽しみかどうかについて、『思わない』と回答した子どもは 30.3%となっています。

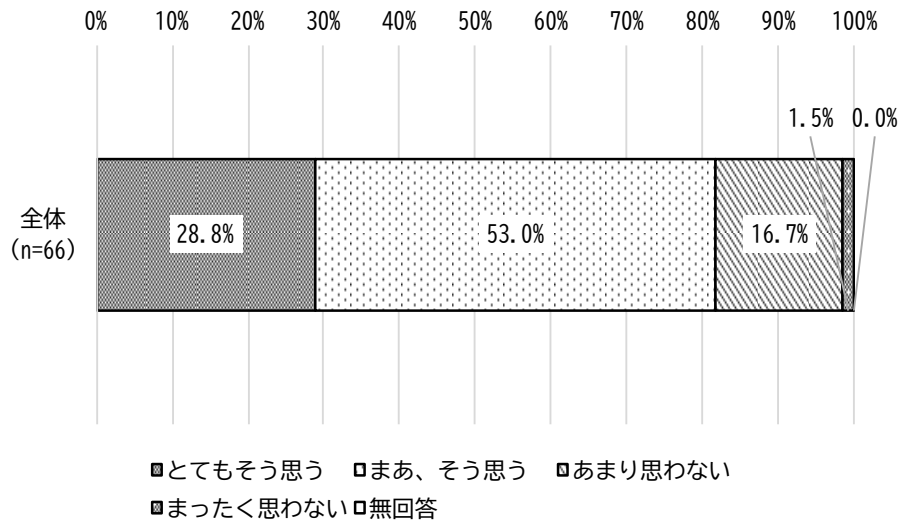
【参 考】

こども家庭庁が令和6年6月22日に国会提出した令和6年版こども白書において、「自分の将来について明るい希望がある」について、『思わない』と回答した子ども（15歳～19歳）は23.0%、「今の自分が好きだ」について、『思わない』と回答した子ども（15歳～19歳）は39.5%となっています。また、「自分自身に満足している」について、『思わない』と回答した子ども・若者（13歳～29歳）は42.6%となっています。

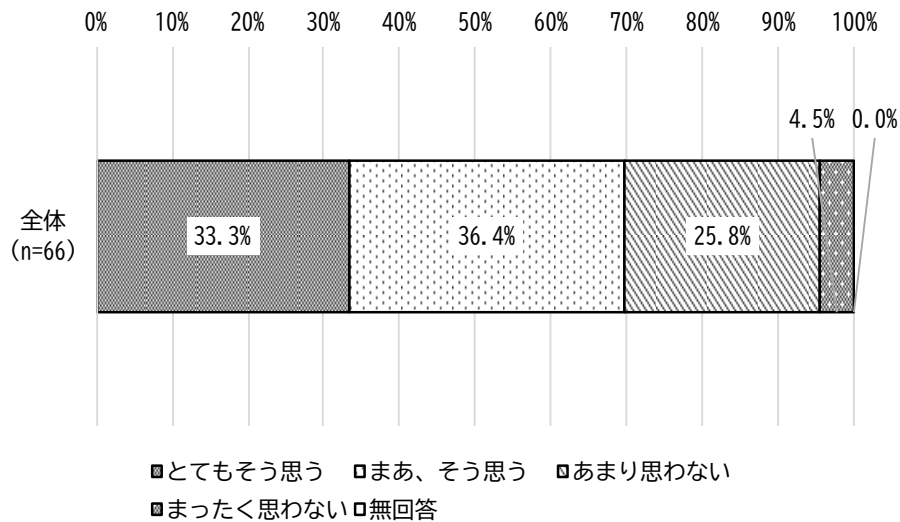
図表 自分自身について（子ども調査）自分は価値がある人間だと思う



図表 自分自身について（子ども調査）自分には良いところがある



図表 自分自身について（子ども調査）自分の将来が楽しみだ



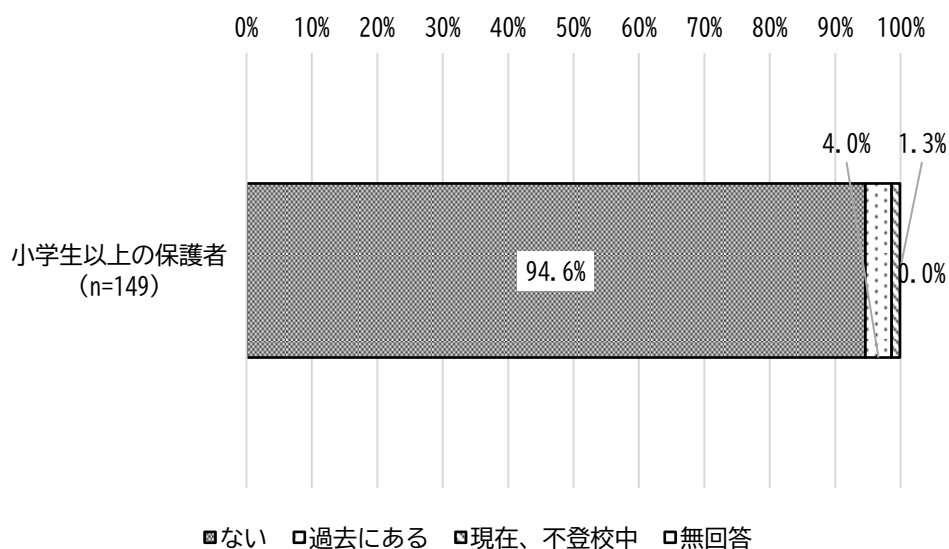
⑧ 不登校経験について

子どもが長期間学校に行けなかった（不登校）経験の有無について、「ない」が94.6%だった一方、「過去にある」が4.0%、「現在、不登校中」が1.3%となっています。

「過去にある」、「現在、不登校中」と回答した方が利用した支援は、「心のケアハウス事業（もみの木教室）」、「スクールカウンセラー・ソーシャルワーカーへの相談等」や「その他」となっており、「その他」については「担任の先生へ相談」、「保健室登校」、「医療機関の受診」、「どんな支援があるか分からず何も利用していない」という意見がありました。

支援が必要な方へ情報提供等を行い、関係機関と連携しながら学校復帰や社会的自立に向けた支援を図っていきます。

図表 子どもが長期間学校に行けなかった（不登校）経験の有無（保護者調査）



⑨ ヤングケアラーについて

今回の調査において、ヤングケアラーの状態にあることがうかがえる回答がありました。

ヤングケアラー支援はそれぞれの家庭の状況やニーズが異なることから、引き続き実態の把握に努め、町としての支援策を検討するとともに、関係機関と連携して必要な支援につなげていきます。

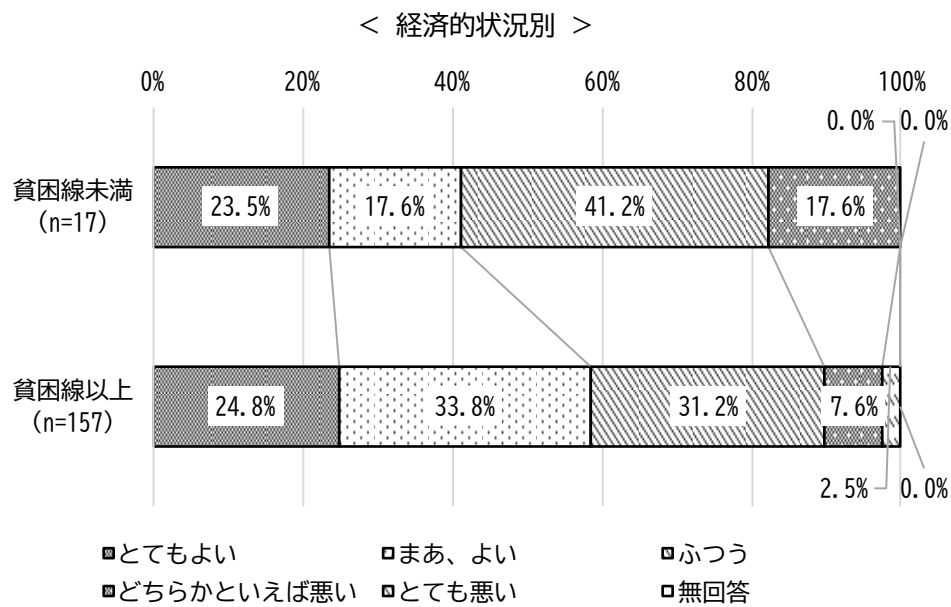


⑩ 健康について

保護者の健康状態について、「とてもよい」と「まあ、よい」をあわせた『よい』の割合は、貧困線未満の世帯が41.1%で貧困線以上の世帯の58.6%と比べて低くなっています。

また、「どちらかといえば悪い」と「とても悪い」をあわせた『悪い』の割合は、貧困線未満の世帯が17.6%で貧困線以上の世帯の10.1%と比べて高くなっています。

図表 健康状態について（保護者調査）

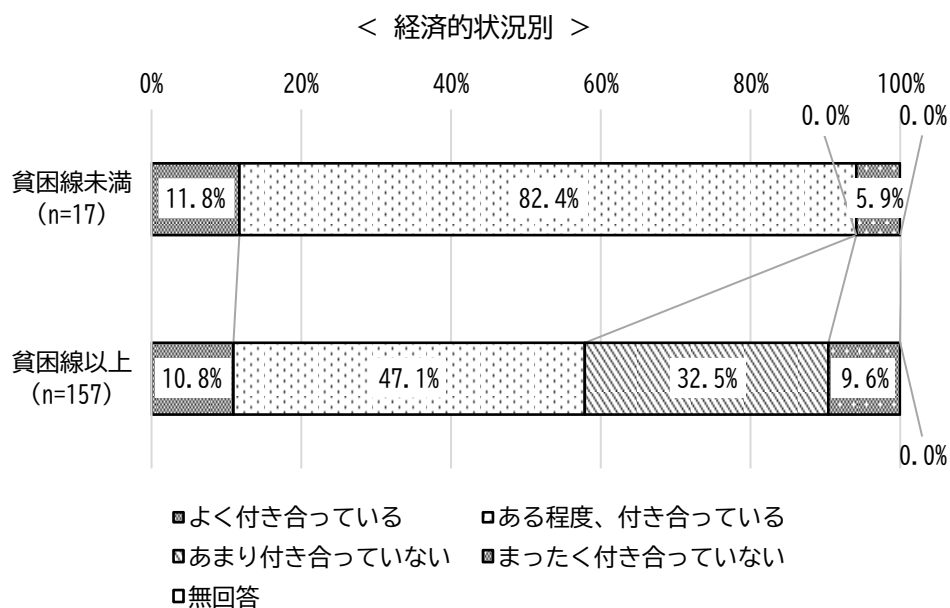


⑪ 地域や近所との付き合いについて

地域や近所との付き合いの程度について、「よく付き合っている」と「ある程度、付き合っている」をあわせた『付き合っている』の割合は、貧困線未満の世帯が94.2%で貧困線以上の世帯の57.9%と比べて高くなっています。

また、貧困線以上の世帯では「あまり付き合っていない」と「まったく付き合っていない」をあわせた『付き合っていない』の割合は42.1%となっています。

図表 地域や近所との付き合いの程度について（保護者調査）





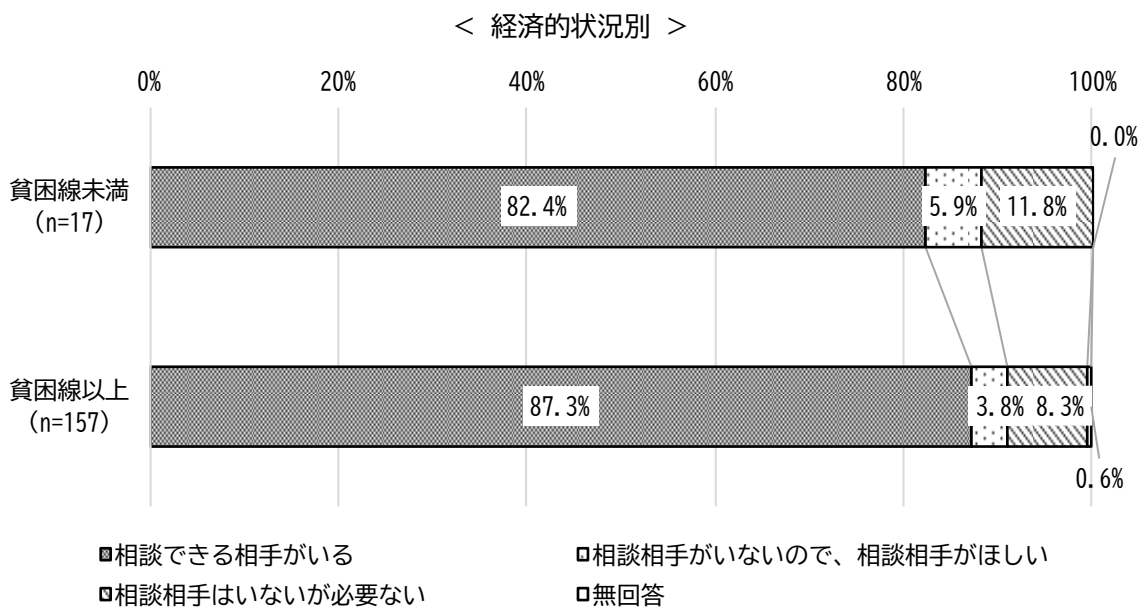
⑫ 相談相手について

心おきなく相談できる相手がいる人の割合は、貧困線未満の世帯で 82.4%、貧困線以上の世帯で 87.3%となっており、貧困線未満の世帯のほうがやや低くなっています。

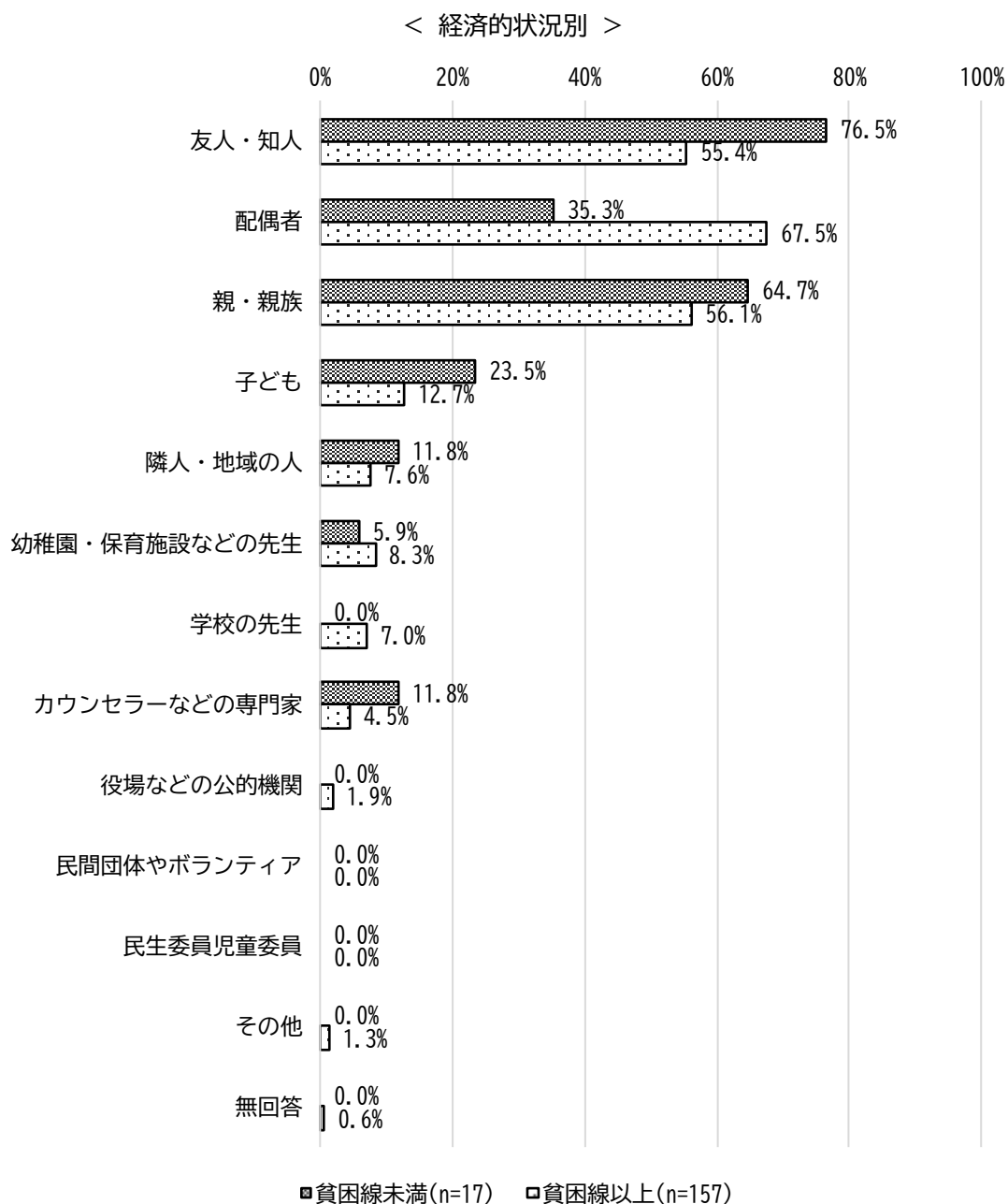
相談できる相手もしくは相談したい相手を見ると、貧困線未満の世帯では、貧困線以上の世帯に比べて「配偶者」、「学校の先生」の割合が低くなっている一方、「友人・知人」、「子ども」の割合が高くなっています。

経済的状況にかかわらず「幼稚園・保育施設などの先生」や「役場などの公的機関」、「カウンセラーなどの専門家」の割合が低くなっており、相談相手として資質向上及び体制の強化を図っていきます。

図表 心おきなく相談できる相手の有無（保護者調査）



図表 相談できる相手、相談したい相手（保護者調査）



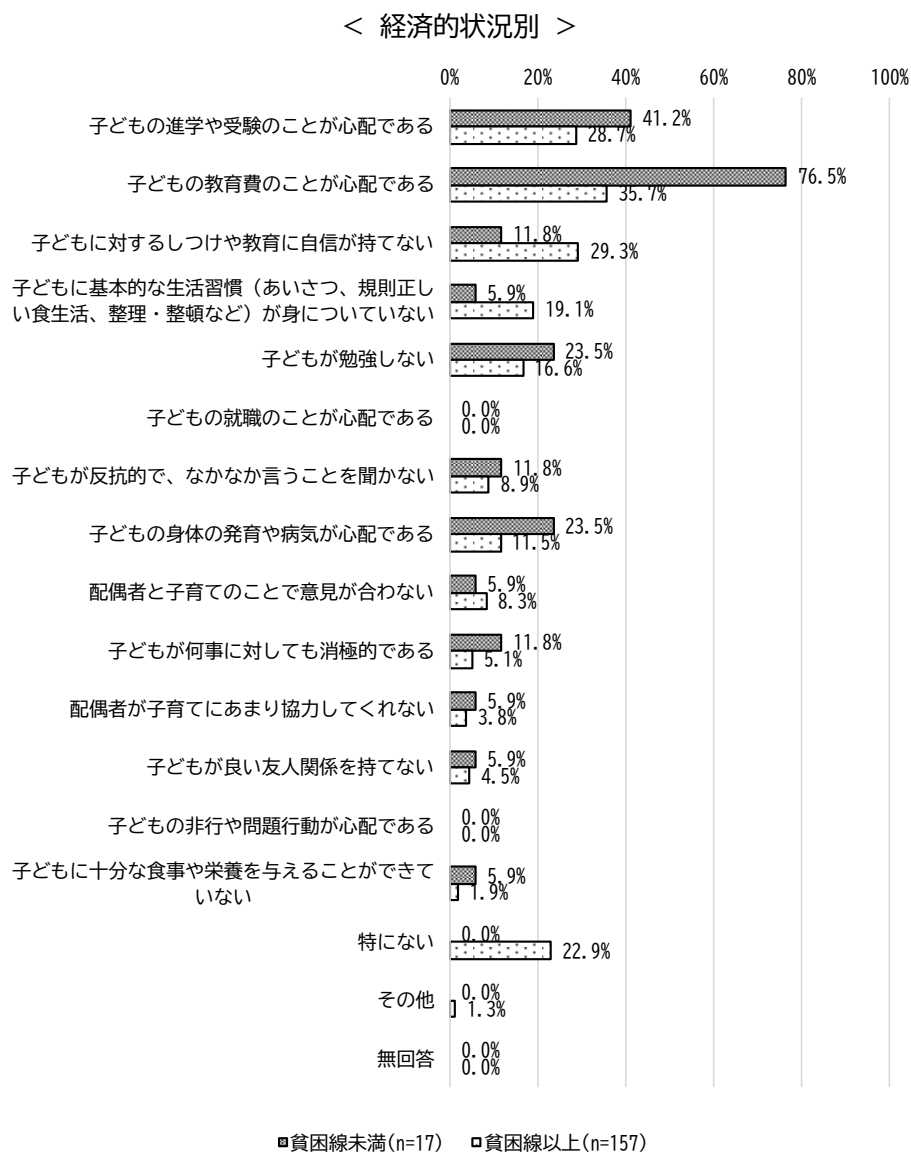
⑬ 子育てについて

子どものことで悩んでいることについて、貧困線未満の世帯では貧困線以上の世帯に比べて、子どもの進学や受験、養育費、発育や病気など様々な悩みを抱えている人が多い状況がうかがえます。

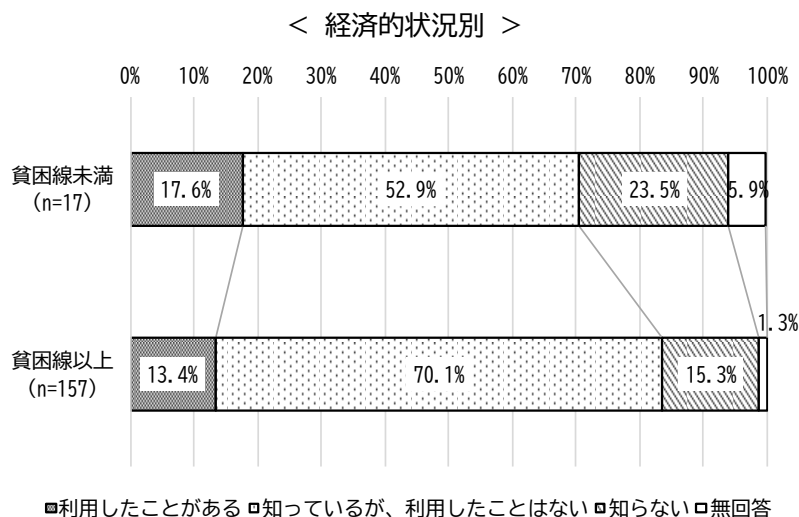
松島町が実施している子育て支援事業について、一時預かり事業や地域子育て拠点事業（子育て広場）、チャイルドシート貸出事業は、貧困線未満の世帯のほうが貧困線以上の世帯に比べて認知度が低くなっています。

経済的状況にかかわらず子育てに関する情報の入手手段として、「インターネット」の割合が最も高くなっており、町ホームページや SNS 等を有効活用しながら、子育て支援事業を周知し、利用につなげていきます。

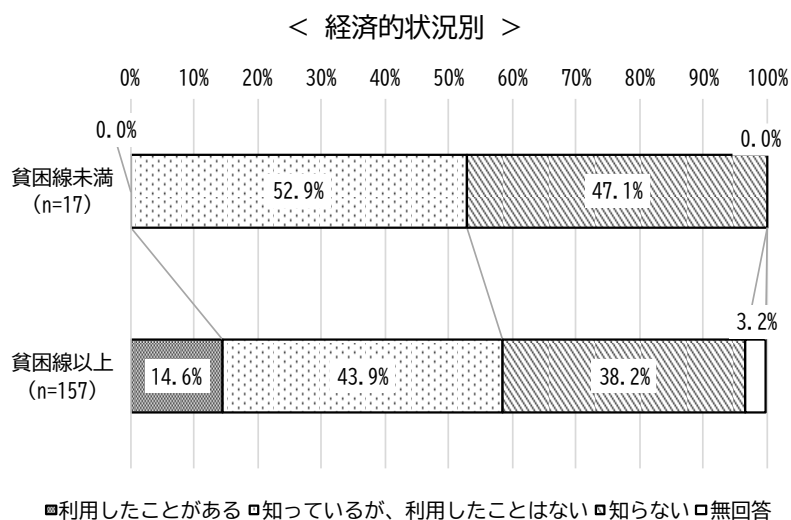
図表 子どものことについて悩んでいること（保護者調査）



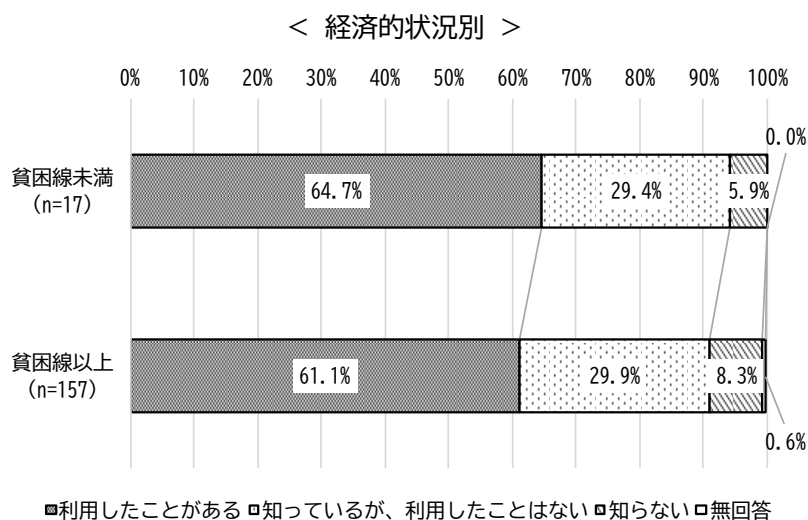
図表 子育て支援事業の利用状況（保護者調査）一時預かり事業



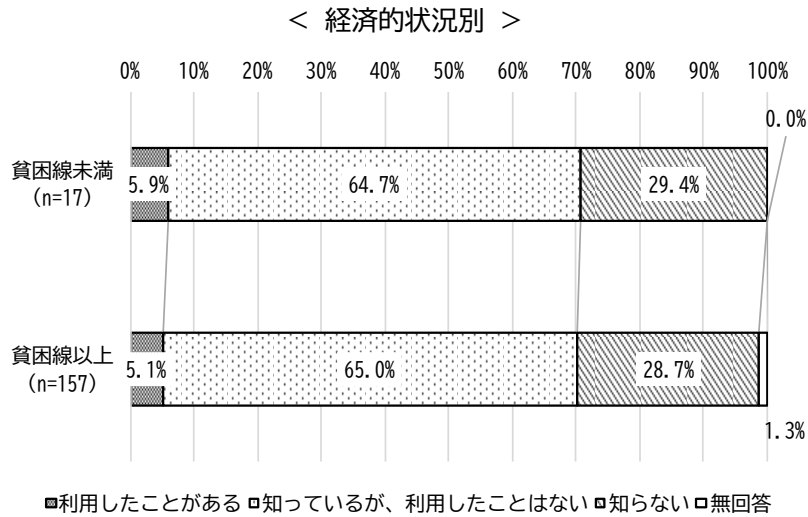
図表 子育て支援事業の利用状況（保護者調査）地域子育て拠点事業（子育て広場）



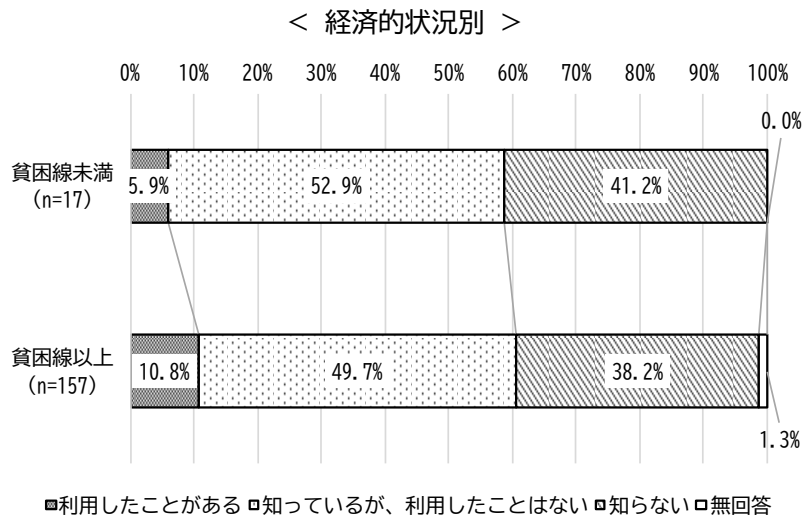
図表 子育て支援事業の利用状況（保護者調査）児童館事業



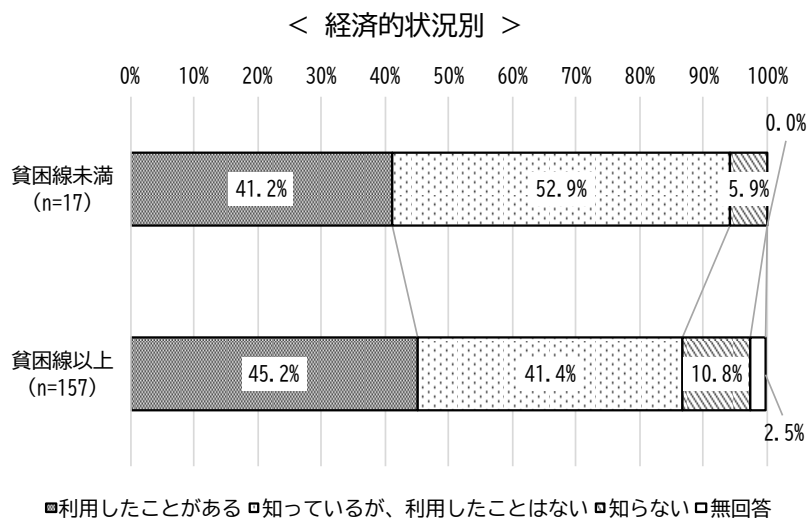
図表 子育て支援事業の利用状況（保護者調査）ファミリーサポートセンター事業



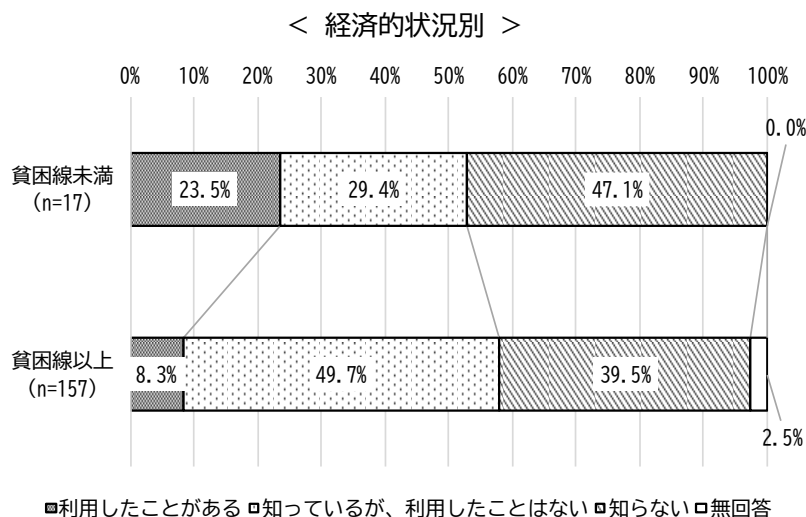
図表 子育て支援事業の利用状況（保護者調査）子育て等に関する相談事業



図表 子育て支援事業の利用状況（保護者調査）留守家庭児童学級/放課後児童クラブ

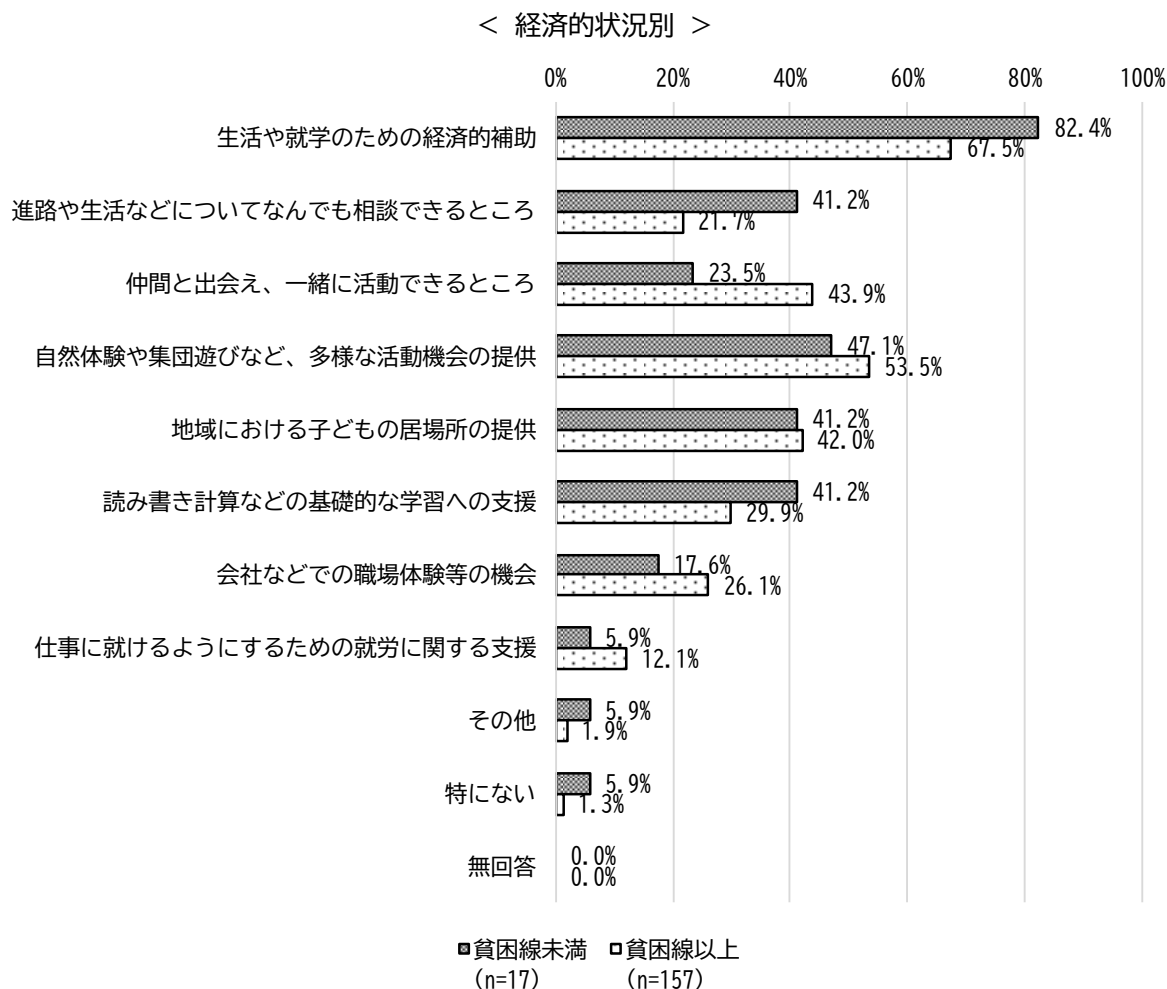


図表 子育て支援事業の利用状況（保護者調査）チャイルドシートの貸出事業

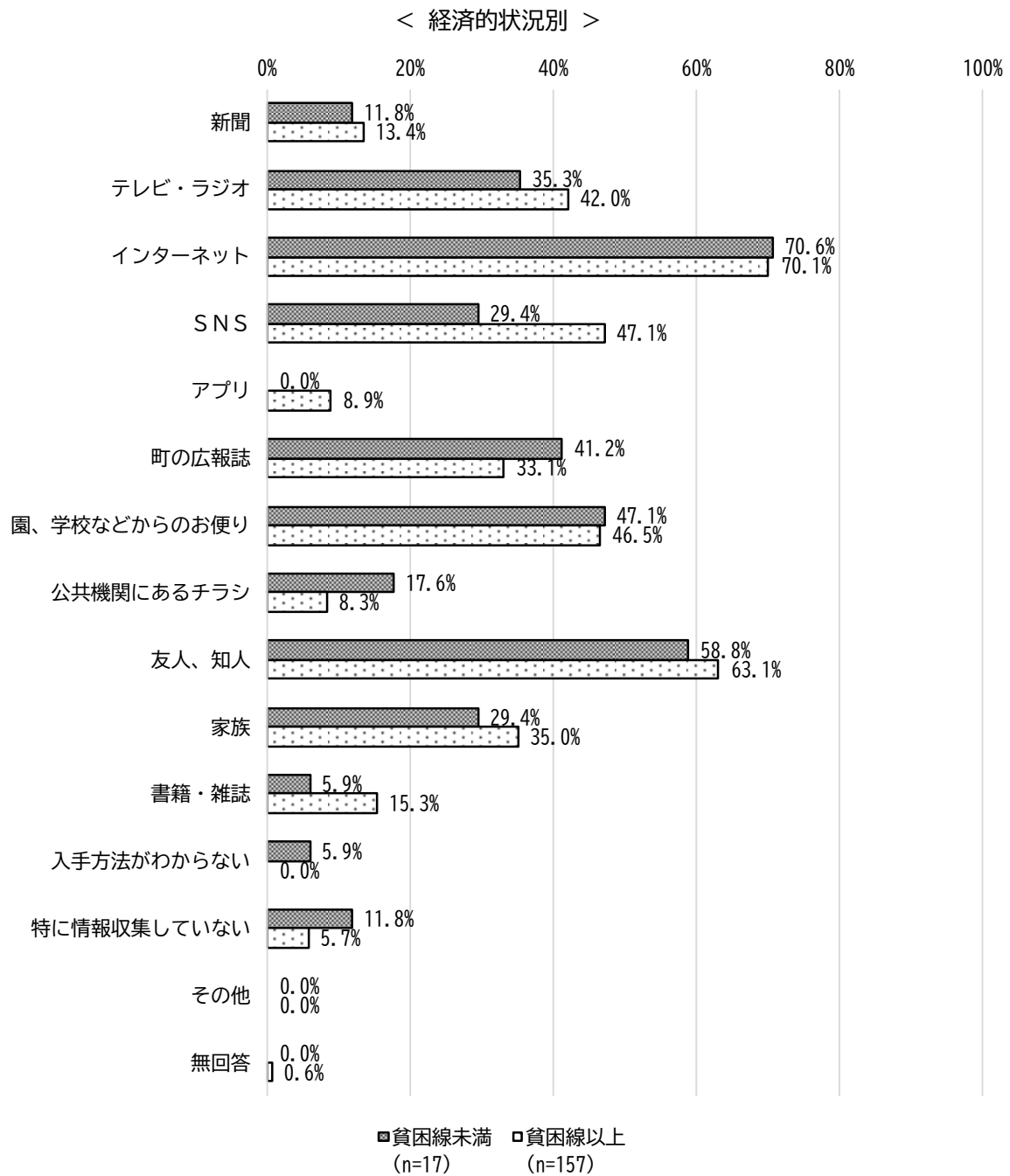


可処分所得が貧困線未満の世帯では、貧困線以上の世帯に比べて「生活や就学のための経済的補助」、「進路や生活などについてなんでも相談できる」ところの割合が高くなっています。

図表 子どものために重要な支援（保護者調査）



図表 子育てに関する情報の入手手段（保護者調査）



6 パブリックコメント実施結果

本計画の策定にあたり、パブリックコメントを実施し、住民の皆様のご意見をお聴きしました。

- 実施期間：令和6（2024）年12月25日（水）から令和7（2025）年1月14日（火）までの21日間
- 関係資料の公表場所：松島町ホームページ、SNS、松島町役場町民福祉課こども支援班窓口、文化観光交流館、勤労青少年ホーム、品井沼農村環境改善センター
- 意見提出者数：1名（4件）
- 提出方法：

持 参	郵 送	FAX	メール
0	0	0	1

■ 意見の概要と町の考え方

No.	意見の概要	町の考え方
1	P2「(1) 次世代育成支援行動計画との関係」5行～7行について、概ね賛同する。しかし、一般事業主へのはたらきかけは、こども基本法に照らしても目標値を設定して取り組む必要があると思う。また、言葉で伝えることのできない乳幼児にとって、保護者と接する時間の確保は無視できない要素である。事業主や養育者の理解が必要である。	本計画では p79「次世代育成支援行動計画」内の「(11) 仕事と家庭生活の両立支援」を記載しております。 職場や家庭において、育児休業や子の看護休暇など子育て支援制度を取得しやすい職場づくりを企業や事業者に対し働きかけ、個人の事情に応じた多様な働き方が選択できるよう支援していきます。
2	P2「(2) こどもの貧困の解消に向けた対策との関係」13行～14行について、方法としては賛同する。 課題 ① 対象とする子どもの認定条件は？特に、「一人ひとりが夢や希望を持つことができるように・・・」の観点を大切にすると、子どもの置かれた環境の把握をきめ細やかにする必要があります。そのために、【地域子ども・子育て支援事業（法定21事業）】の⑮⑯は実施して、状況を把握し、関係者間で対象者を明確にし、支援が確実に届くようにしてほしい。 ② 保護者の収入で判断し金銭的補助をした場合、それが確実に対象児童の環境改善につながっているかの調査が必要である。	① 「こどもの貧困の解消に向けた対策」はすべての子どもを対象とします。令和6（2024）年に実施したアンケート調査では、本町において、国が算出した貧困線を下回る可処分所得の世帯割合は7.5%となっていることから、特に支援が必要な家庭に対して、各種支援制度の周知・啓発を行い、適切なサービスに結びつけるとともに、関係機関等と連携を図りながら支援の充実を図ります。⑮⑯の事業については、本町で実施可能か検討してまいります。⑯の事業については、現在本町に当該施設がなく、広域においても受け入れる体制が整っていないため、必要時には宮城県と連携して児童養護施設につなげるなど児童の安全確保に努めてまいります。 ② 個別の把握は難しいことから、全体的な調査を引き続き実施するとともに、今後も各種支援対策を展開してまいります。



No.	意見の概要	町の考え方
3	<p>P6「地域子ども・子育て支援事業（法定 21 事業）」に家庭支援事業・次世代育成支援事業を取込んで一体的に努力することは表裏一体でよいと思う。しかし、第三期には、若者の育成支援計画が織り込まれることも期待していた。可能な機会があれば、青少年健全育成条例・及び子ども基本法に基づく若者の健全育成及び主体性を生かしたまちづくりを進めて欲しい。</p>	<p>町では、青少年問題のもつ重要性をかんがみ、広く町民の総意を結集し、町民の施策と呼応して次代を担う青少年の健全育成を図ることを目的に青少年健全育成松島町民会議を設置しています。引き続き、各種団体や関係機関と連携しながら、青少年を育む明るい住みよい地域環境づくりの推進に努めてまいります。</p>
4	<p>P12【令和 6(2024)年 4 月～松島子ども家庭支援センター設置】に期待！ 松島町が取組んできた妊娠・出産から乳幼児までのきめ細やかな支援を次代の社会を担う子ども・若者たちに繋げ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる町の実現に向けて機能することを切に願います。子ども・子育て会議と青少年健全育成松島町民会議の連携があってもよいように感じます。次代を担う若者が生き生きと日々を送れる町になることを願います。</p>	<p>子ども・子育て会議と青少年健全育成松島町民会議の連携について、いただいたご意見を参考に検討してまいります。 今後も、次代を担う青少年が松島町に誇りと愛着を持ち、心身ともに健やかに育つことができる環境づくりに努めてまいります。</p>

7 児童公園一覧表

No.	名 称	位 置	面 積 (㎡)
1	小石浜児童公園	松島字小石浜 19 番地 1	460
2	垣の内児童公園	松島字普賢堂 7 番地 9	1,040
3	上初原児童公園	初原字樋渡 31 番地 22	1,030
4	根廻児童公園	根廻字蒜沢 35 番地の 4	880
5	松の杜ふれあい公園	高城字松の杜 10 番地	1,159
6	光陽台児童遊園	磯崎字光陽台 62 番地 1	764
7	高城浜児童遊園	高城字浜 1 番地 1	600
8	高城児童公園	磯崎字蟹松 16 番地 1	725
9	夕陽が丘児童遊園	磯崎字夕陽が丘 10 番地	543
10	根崎山神児童公園	根廻字根崎山神 14 番地 1	1,299
11	白萩児童公園	磯崎字白萩 166 番地	996
12	品井沼児童公園	幡谷字前沖 57 番地	183
13	小梨屋児童公園	高城字帰命院下一、21 番地 14	791
14	華園児童公園	磯崎字華園 112 番地	1,467
15	間坂児童公園	松島字間坂 1 番地 33	277
16	あさひ児童公園	高城字愛宕一、29 番地 24	272
17	くぬぎ台児童公園	幡谷字浦ノ沢 11 番地 70	2,148
18	城内児童公園	高城字城内二、99 番地	1,162
19	美映の丘児童公園	磯崎字美映の丘 119 番地	341
20	本郷ふれあい児童公園	高城字根崎 29 番地	1,286
21	あたご児童公園	高城字愛宕一、32 番地 9	231

出典：松島町公共施設等総合管理計画（令和 6（2024）年 8 月現在）



8 用語解説

用 語	概 要
医療的ケア児	医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等のこと。
家庭的保育	家庭的な雰囲気のもとで、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施。1人～5人までで、家庭的保育者（研修を終了した者）の居宅等で実施。（法第7条）
教育・保育施設	認定こども園、幼稚園、保育所
居宅訪問型保育	住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細やかな保育を実施。1対1が基本で、利用する保護者・子どもの居宅で実施。（法第7条）
公定価格	「保育の必要量」や「施設の所在する地域」等を勘案して、教育・保育、地域型保育に必要な費用の額を内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額。認定こども園、幼稚園、保育所の保育料は、この公定価格を基に地域の実情等を勘案して保護者の所得に応じて市町村が決定。 施設型給付を受けない幼稚園はこれまでと同様、各園で保育料（授業料）を決定。
子育て世代包括支援センター ※令和6（2024）年4月から「こども家庭センター」に統合	主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療または福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、もって地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的とする。
子ども家庭総合支援拠点 ※令和6（2024）年4月から「こども家庭センター」に統合	子どもとその家族及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点のこと。
こども家庭センター	「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の意義や機能を維持した上で両機能を一体的に運営し、妊産婦及び乳幼児の健康保持・増進に関する包括的な支援、子どもとその家庭（妊産婦を含む）の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく、もれなく提供する機関のこと。
子ども・子育て会議	法第72条第1項に規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」を言う。松島町において、当会議は、町長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関（地方自治法第138条の4第3項で定める町長の附属機関）とする。

用 語	概 要
子ども・子育て関連3法	<p>平成 24 年 8 月 22 日に公布。待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的として、就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援にかかる新たな制度を実施するための、「子ども・子育て支援法」を核とした3つの法。施行は平成 27 年 4 月。</p> <p>①「子ども・子育て支援法」(以下、法) ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」(認定子ども園法の一部改正) ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」(関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正)</p>
子ども・子育て支援	<p>全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援(法第7条)</p>
施設型給付	<p>新制度における保育所・幼稚園・認定こども園に対する財政措置。国が定める公定価格から市町村が定める利用者負担額を差し引いた額を給付費として、県が認可し市町村が確認した施設に支払う。</p>
市町村子ども・子育て支援事業計画	<p>5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる(法第61条)。</p>
社会的養護	<p>保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。</p>
小規模保育	<p>比較的小規模で、家庭的保育に近い雰囲気のもとで、きめ細やかな保育を実施。</p> <p>6人～19人までで、多様なスペースで実施。</p> <p>A型＝保育所分園に近い類型 B型＝A型とC型の中間的な類型 A・B型－6人以上19人以下 C型＝グループ型家庭的保育に近い類型。 C型－6人以上10人以下 (法第7条)</p>
事業所内保育	<p>企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施。様々(数人～数十人程度)な人数を想定し、事業所その他スペースで実施(法第7条)。</p>
地域型保育給付	<p>小規模保育や家庭的保育等(地域型保育事業)への給付(法第11条)。</p>
地域型保育事業	<p>小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業(法第7条)。</p>
地域子ども・子育て支援事業	<p>地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業(法第59条)。</p>



用語	概要
ネグレクト	幼児・高齢者などの社会的弱者に対し、その保護・養育義務を果たさず放任する行為のこと。
のびっこクラブ	発達が気になる幼児期の子どもと保護者を対象にした教室で、保育士や幼稚園教諭等が少人数のグループで遊びながら親子でクラブ活動を行う。また、保護者は臨床心理士等の専門家から子育ての助言を得ることができる。
ペアレント・トレーニング講座（ペアトレ）	幼児から小学校低学年の子どもを持つ保護者や養育者の方を対象に、行動理論の技法の学習、ロールプレイ、ホームワークといったプログラムをとおして、子どもの特性を理解し、子どもに合ったほめ方やかわり方のコツを仲間と一緒に楽しく学ぶ子育て講座。
放課後子供教室	小学生に対して、地域住民や大学生・企業など様々な人材の協力を得て、学校の余裕教室、体育館、公民館等を活用し、学習支援や多様なプログラムを実施する。
メンタルヘルス	ストレスによる精神的疲労、精神疾患の予防やケアを行うこと。
幼児教育・保育の無償化	令和元（2019）年10月より、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳～5歳児の子ども、住民税非課税世帯の0歳～2歳児までの子どもたちの利用料が無料になる制度。
量の見込み	ある事業をどのくらいの人が使いたいと考えているのかの見込み数。本計画では第2期計画期間の利用実績等を踏まえ算出することを基本とする。
ヤングケアラー	本来大人が担うような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。責任や負担が大きくなることで、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。

参考資料



●松島町子育て支援サイト

松島町ではパパママの子育てを応援するサイト「松島町子育て支援サイト」を公開しています。
<https://matsushima-kosodate.com/>



歴史・文化の継承と創造



●松島町ホームページ

松島町からのお知らせや行政、サービスについて公開しております。
<https://www.town.miyagi-matsushima.lg.jp/>



●松島町児童館(松島町こども支援班)
Facebook

児童館での活動の様子を「松島町児童館(松島町こども支援班) facebook」で公開しています。
<https://www.facebook.com/MatsuKodom>



松島町 子ども・子育て支援事業計画（第三期）

令和7年～令和11年

～育もう！ すこやか笑顔あふれる 松島の子～

令和7年3月

編集・発行：松島町町民福祉課

〒981-0215 宮城県宮城郡松島町高城字婦命院下一 19- 1

T E L : 022-354-5798 F A X : 022-353-2041



松島町